

# 公害弁連第43回総会議案書

2014. 3. 30 東京

## 全国公害弁護団連絡会議

事務局 東京都豊島区西池袋1-17-10  
エキニア池袋 6階  
城北法律事務所  
TEL 03-3988-4866  
FAX 03-3986-9018

## 〔総会スローガン〕

- 1 裁判闘争を一層強化してすべての公害裁判に勝利し、全面解決闘争を前進させよう。
- 2 官僚司法を打破し、国民のための司法の実現をめざそう。
- 3 「規制緩和」に反対し、公害・環境行政の後退や大規模公共事業による公害・環境破壊を断固阻止しよう。
- 4 公害被害者・障害者・労働者・国民との連帯と専門家との連携を強め、公害根絶・環境保全・新たな被害者救済制度の確立・公害被害の完全救済・恒久対策の確立・公害地域の再生・薬害被害の救済と薬害の根絶のたたかいを前進させよう。
- 5 福島原発事故の責任を明確にし、未曾有の被害の完全救済、地域の再生・復興に公害のたたかいの教訓を生かして取り組もう。脱原発訴訟を推し進め原発のない社会の実現をめざそう。
- 6 実効性ある情報公開制度を確立させ、戦略的環境アセスメント法を制定させて、公害・環境対策の前進を勝ち取ろう。
- 7 廃棄物の適正処理を推進し、廃棄物の処理に伴う環境汚染を防止するとともに、大量生産、大量消費、大量廃棄の社会経済システムの転換を勝ち取ろう。
- 8 史上最大の社会災害であるアスベスト問題の解決のために、国と大企業の責任を明確にして、アスベスト被害者の全面的な救済と抜本的な対策を勝ち取ろう。
- 9 真に地球環境保全に役立つ温暖化対策の確立を勝ち取ろう。
- 10 公害・環境問題における、アジア諸国をはじめとした国際的な交流・連帯を強めよう。
- 11 最大の環境破壊である戦争に向けた策動に反対し、米国と一体となった集団的自衛権行使を狙った憲法改悪を断固阻止しよう。

# 目 次

## 【一】 基調報告

第一 公害・薬害の根絶と環境保護を求めて	1
第二 公害裁判の前進と課題	
一 原子力発電による人権侵害・環境（国土）破壊に対する取り組みと課題	4
二 大気汚染公害裁判の前進と課題	6
三 道路公害裁判の前進と課題	9
四 基地騒音裁判の前進と課題	9
五 廃棄物問題のたたかひの前進と課題	11
六 海・川を守るたたかひの前進と課題	12
七 水俣病のたたかひの前進と課題	13
八 アスベスト被害救済のたたかひの前進と課題	18
第三 公害弁連の今後の方向と発展について	20

## 【二】 各地裁判のたたかひの報告

### （原発）

[1-1] 福島原発被害弁護団（浜通り弁護団）の活動	福島原発被害弁護団 幹事長 弁護士 米倉 勉	23
[1-2] 「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発事故被害弁護団の取り組み		
	「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発事故被害弁護団 弁護士 馬奈木巖太郎	25
[1-3] 福島原発首都圏弁護団のたたかひ～「線引き」による分断、被害者の切り捨ては許さない！～		
	福島原発首都圏弁護団 共同代表 弁護士 中川 素充	27
[1-4] 原発裁判報告	原発被害救済千葉県弁護団 事務局長 弁護士 滝沢 信	29
[1-5] 福島県田村市都路町地区の集団提訴事件原発裁判報告	阿武隈会弁護団 弁護士 大森 秀昭	30
[1-6] 浪江町支援弁護団の活動報告	浪江町支援弁護団 事務局長 弁護士 濱野 泰嘉	32
[2] 京都大飯原発差し止め訴訟の現状	京都脱原発弁護団 事務局長 弁護士 渡辺 輝人	33
[3] 「原発なくそう！九州玄海訴訟」の現状と課題	弁護士 東島 浩幸	35
[4] 脱原発のたたかひは最優先課題	泊原発廃炉訴訟弁護団長 弁護士 市川 守弘	37
[5] 福井原発滋賀訴訟 報告	滋賀弁護士会 弁護士 井戸 謙一	38
[6] 九州川内原発訴訟報告	九州川内訴訟弁護団 弁護士 森 雅美	39

### （アスベスト）

[1] 大阪及び全国的なアスベスト被害者救済の取り組み	大阪アスベスト弁護団 弁護士 伊藤 明子	41
[2] 尼崎アスベスト訴訟	兵庫尼崎アスベスト訴訟弁護団 事務局長 弁護士 八木 和也	44
[3] 首都圏建設アスベスト訴訟の報告～東京高裁でのたたかひと勝利への展望～		
	首都圏建設アスベスト訴訟弁護団 事務局長 弁護士 佃 俊彦	45

### （大気汚染）

[1] 川崎公害の取り組み	川崎公害裁判弁護団 事務局長 弁護士 篠原 義仁	48
[2] 西淀川公害訴訟の報告	西淀川公害訴訟弁護団 弁護士 村松 昭夫	51
[3] 名古屋南部あおぞら裁判・道路連絡会の報告	弁護士 松本 篤周	52
[4] 東京大気・和解から7年目のたたかひ	東京大気汚染公害裁判弁護団 弁護士 原 希世巳	54
[5] みずしま財団の2013年度の報告～水島のまちづくり、もう一步、前進～		
	公益財団法人 水島地域環境再生財団 事務局長 藤原 園子	57
[6] あおぞら財団 報告	公益財団法人 公害地域再生センター（あおぞら財団）事務局長 藤江 徹	59

### （基地騒音）

[1] 第2次新横田基地公害訴訟 報告	弁護士 小林 善亮	62
[2] 第三次嘉手納爆音訴訟	弁護士 齋藤 祐介	63
[3] 第二次普天間基地爆音訴訟の経過報告	弁護士 高塚千恵子	65

(イタイイタイ病)					
	イタイイタイ病訴訟～カドミウム被害根絶の運動～	イタイイタイ病弁護団	事務局長	弁護士	水谷 敏彦 67
(水俣病)					
[1]	ノーモア・ミナマタ第2次国賠熊本訴訟の現状	ノーモア・ミナマタ国賠等訴訟弁護団	事務局長	弁護士	板井 俊介 71
[2]	全ての水俣病患者の救済に向けて、「ノーモア・ミナマタ近畿訴訟」	ノーモア・ミナマタ近畿訴訟弁護団	事務局長	弁護士	井奥 圭介 73
[3]	ノーモア・ミナマタ第2次新潟全被害者救済訴訟のたたかい	新潟水俣病弁護団	団長	弁護士	中村 周而 74
[4]	ノーモア・ミナマタ東京弁護団の活動	ノーモア・ミナマタ東京国賠訴訟弁護団	事務局長	弁護士	齊藤 園生 75
(新幹線公害)					
	名古屋新幹線公害訴訟(和解後)の報告	名古屋新幹線公害訴訟弁護団	事務局長	弁護士	高木 輝雄 77
(道路建設差止)					
	広島国道2号線・控訴審判決、勤務者原告についても損害賠償を認容	広島国道2号線訴訟弁護団	事務局長	弁護士	足立 修一 79
(カネミ油症)					
	カネミ油症新認定訴訟控訴審判決について	カネミ油症事件弁護団	事務局長	弁護士	高木 健康 81
(薬害裁判)					
[1]	薬害ヤコブ病訴訟大津訴訟 報告	薬害ヤコブ病訴訟(大津訴訟)弁護団	事務局長	弁護士	中島 晃 83
[2]	薬害ヤコブ病東京訴訟	薬害ヤコブ病東京弁護団	事務局長	弁護士	阿部 哲二 84
[3]	薬害イレッサ訴訟	薬害イレッサ西日本訴訟弁護団	事務局長	弁護士	永井 弘二 84
(産業廃棄物問題)					
	九州廃棄物問題研究会報告			弁護士	高橋 謙一 87
(海・川問題)					
[1]	法整備が進まない水没予定地の再建計画	川辺川利水訴訟弁護団	事務局長	弁護士	森 徳和 88
[2]	よみがえれ!有明訴訟	よみがえれ!有明訴訟弁護団	事務局長	弁護士	後藤 富和 89
[3]	ハッ場ダム住民訴訟 報告	ハッ場ダム住民訴訟弁護団	事務局長	弁護士	西島 和 90
<b>【三】 特別報告</b>					
	全国公害被害者総行動実行委員会の報告	全国公害被害者総行動実行委員会	事務局長		中山 裕二 93
	「国土強靱化」が日本をこわす～「公共事業」予算のばらまき～国土強靱化と防災・減災の名の下に公共事業が暴走～	道路全国連(道路住民運動全国連絡会)	事務局長		橋本 良仁 95
	フクシマを忘れない!原発再稼働を許さない! ～地球温暖化をくい止め、公害をなくし、原発に頼らない社会をめざして～	公害・地球環境問題懇談会(JNEP)	事務局長		清水 滯 97
	全国基地爆音訴訟原告団連絡会議	全国基地爆音訴訟原告団連絡会議・事務局(第9次横田基地公害訴訟原告団)	事務局長		福本 道夫 100
	環境アセス法の現状			弁護士	藤原 猛爾 102
<b>【四】 2013年度 組織活動</b>					104
<b>【五】 2014年度 活動方針</b>					105
<b>【六】 公害関係資料</b>					109
<b>【七】 2013年度 活動日誌</b>					120
<b>【八】 公害弁連歴代人事一覧</b>					121
<b>【九】 公害弁連規約</b>					126

# 【一】基 調 報 告

## 第一 公害・薬害の根絶と環境保護を求めて

### 第1

安倍自民党政権は、原子力発電を安定的な電力の供給が出来るベースロード電源と位置づけ、原発の再稼働に向けて動き出している。放射能汚染水が漏れ出す事故が繰り返され、除染も進まず、原発事故が収束したとはいえない状況で、ひとたび事故が起きればコントロールが出来なくなる原発をこの地震多発国で進める事は到底許されない。

また、脱デフレを掲げ、アベノミクスと称して、公共事業への投資を大幅に拡充し、再びコンクリートに金が注ぎ込まれようとしている。環境が破壊されかない心配がある。

解釈改憲により集団自衛権行使の容認へと進み、基地問題の解決と逆の動きが強まっている。

これまでの闘いの成果と教訓をふまえ、原発被害、脱原発の闘いと取り組みとの連携や、環境と平和を守る闘いをさらに一層強めていく必要がある。

### 第2 各分野の取組みと課題

#### 1 原発問題

昨年3月11日、公害弁連に加盟する福島原発被害弁護団、「生業を返せ!地域を返せ!福島原発事故被害弁護団、福島原発首都圏弁護団の3弁護団と原発被害救済千葉県弁護団は、東京電力と国の責任を追及する訴訟を同時に起こした。各地裁判所での訴訟は、日本環境会議との共同研究をふまえ、責任論、損害論での弁論を展開している。今後は、立証段階での協力と、原告、支援の連携がより求められていく。脱原発を求める廃炉・差し止めの裁判も全国でくり広げられている。玄海原発訴訟や大飯原発訴訟などの大量原告による裁判、函館市が原告となつての裁判など様々な動きが出ている。今後の連携が求められる。

#### 2 公共事業による環境破壊への取り組み

##### (1) よみがえれ有明訴訟

有明海の漁業者が潮受堤防排水門の開門等を求めた訴訟は、2010年12月に福岡高裁で「3年以内に、以降5年間継続して排水門を開放せよ」と国に命じる判決が出て確定し、国は2013年12月20日までに潮受け堤防南北排水門を全開した状態におかなければならない法的義務を負っている。

ところが、長崎県の農業者から、長崎地裁に国を相手方とする開門差止の仮処分事件がおこされ、昨年11月12日に開門差し止めを認める決定が出された。国が無駄な公共事業にお金をつぎ込み、裁判所で確定した義務の履行のための準備を怠り、漁民と農民の対立を作り出したことによるものである。

昨年12月24日、漁民は佐賀地裁に間接強制の申立をした。国の対応の不当さを明確にしていくことになる。

##### (2) ダム建設をめぐる闘い

① 安倍政権は国土強靱化を掲げ、公共事業に10年で200兆円の財政出動をしようとしている。利根川流域の6都県が負担する公金の差止めを求める八ッ場ダム住民訴訟は地裁レベルでは敗訴が続き、昨年3月29日にも殆ど中味のない不当判決が東京高裁で言い渡された。事件は最高裁に移った。

② 熊本県川辺川ダムについては、2009年9月に当時の前原国交大臣の中止表明を受け、2011年6月には、国、熊本県、五木村の基本合意が成立した。民主党から自民党へ政権が移る中で、水没予定地の生活再建を支援するための法整備が進まないなどの問題が出ている。

### 3 基地公害に対するたたかい

アメリカ占領軍に押し付けられた憲法だとしてその改正を目指す安倍政権は、日米安保条約と地位協定の不平等な実態には目をそむけ、アメリカにきちんとものを言おうとしない。辺野古への普天間基地の移設の動きが進み、オスプレイの配備が強行され、環境・安全が著しく脅かされようとしている。

#### (1) 基地騒音裁判の動き

普天間基地爆音訴訟では、2011年10月、最高裁判所で夜間早朝の騒音差止等を求めた周辺住民の上告が棄却されたが、本来返還が合意されていた普天間基地において、今なお爆音公害が続く矛盾が問われることになる。

2011年4月に2万2058名の原告が第三次嘉手納爆音訴訟を提起、2012年11月30日には、アメリカ政府に対して飛行差止めと損害賠償を求める訴訟が追加して提起された。

2013年3月と7月には横田基地周辺住民1078名が再び国と米軍の違法行為を追及して裁判を起こした。

現在全国で、約3万7000人の米軍基地周辺住民が訴訟を続けている。

### 4 ノーモア・ミナマタ第2次国賠訴訟

水俣病被害者の救済に関する特別措置法が救済時期・救済地域を制限したものととして2009年7月に成立し、この制度による救済を求めて多くの患者が名乗りを上げたが、2012年7月をもって申請期限が打ち切られた。打ち切り前に実施された民間の大規模健康調査では、救済時期を超え、あるいは指定地域外でも多くの水俣病患者の存在が確認されている。

2013年6月20日、チッソ(株)、国、熊本県を被告に、48名が原告となるノーモア・ミナマタ第2次訴訟が起こされた。改めて、恒久的な救済制度の確立が求められる。

### 5 アスベスト訴訟

#### (1) 大阪・泉南アスベスト訴訟

大阪泉南の石綿紡績工場で働いていた元従業員・遺族等が国を被告としたアスベスト訴訟は、昨年12月25日大阪高等裁判所で、原告勝訴の画期的判決が言い渡された。救済の時期と内容を広げるもの

で、原告の請求を棄却した1陣の不当判決を完全に乗り越えたものである。事件は最高裁に移った。

#### (2) 尼崎アスベスト訴訟

アスベスト吸引により中皮腫を発症し死亡した被害者の遺族が国とクボタに対して損害賠償を求め神戸地裁に提訴した訴訟で、被害者はクボタ従業員ではなく近隣住民等である。アスベストによる環境被害の責任を問う訴訟で裁判所は、2012年8月7日にクボタの責任を認めた。環境汚染への責任を認めた点で大きな前進であるが、汚染の範囲を限定的に捉え、国の責任を否定しており、闘いが続いている。

国の責任をしていた点で不十分さがあった。そして、2014年3月6日に地裁判決をほぼ維持する大阪高裁判決が言い渡された。高裁段階では初めてアスベスト公害を認める判決であり、その意義は大きい。しかし、引き続き不十分性があり、原告らは最高裁に上告した。

### 6 大気汚染との取り組み

道路公害裁判での和解をふまえた道路公害対策の取り組みが川崎、名古屋などで続けられている。

東京大気汚染訴訟を通じて作られた都のぜん息患者に対する医療費助成制度は、利用患者が8万人を突破したが、恒常的な財源が確保されていないもとの東京都は平成26年度からの新規患者認定打ち切りと自己負担の導入を提案している。国全体への制度の実現と、それまでの都の制度の存続が求められている。

### 7 薬害の根絶を求めて

#### (1) 薬害イレッサ訴訟

2004年から大阪と東京で進められてきた薬害イレッサ訴訟は、昨年4月最高裁で国と企業の責任を否定する判断が示され終結した。

最高裁は、抗がん剤イレッサが承認された当時、他の抗がん剤を超える副作用被害を予見できなかったとするもので、東京高裁の誤った事実認定を引きずったまま、製造物責任法の指示警告上の欠陥にはあたらないとした。

わずか半年で180名が亡くなり、承認前にこれにつながる多くの副作用症例があったことを無視

した不当な判決としかいいようがない。補足意見では3名の裁判官が抗がん剤副作用救済制度の創設の必要性を述べている。

残された課題である。

## (2) 肝炎訴訟

2011年6月、B肝訴訟原告と国が基本合意を成立させ、個別救済に向けた和解が進められている。

また、肝硬変、肝癌の医療費助成を求めてB肝とC肝訴訟原告と共同の取り組みが行われている。

## 第二 公害裁判の前進と課題

### 一 原子力発電による人権侵害・環境（国土）破壊に対する取り組みと課題

#### 第1 原子力発電の復活を目指す安倍政権の動き

原子力発電の完全復活を目論む安倍政権のもと、2013年末から、原子力発電の復活に向けての動きが加速されてきている。

##### 1 全員帰還の断念と、中間貯蔵施設、そして賠償問題の切り捨て

政府の原子力災害対策本部は、2013年12月20日に「原子力災害からの福島復興加速に向けて」を発表し、年間積算放射線量が50ミリシーベルトを超える超高線量エリアに住民を戻すのは困難だとして、移住先で住宅を確保できるようするとし、他方で、帰還困難とされる双葉町・大熊町などに中間貯蔵施設を集約する方向を打ち出した。

これと平仄を合わせるかのように、原子力損害賠償紛争審査会は、同月26日にいわゆる「4次追補」を決定し、帰還不能による精神的損害を一括払いし、かつ移住を前提としての「住宅確保損害」（再取得費用の一部）を補償するという方向を打ち出した。いずれも、賠償問題について、原賠審としての最終的な賠償基準の提示といえる。今後の原賠審の開催予定は示されておらず、政府としての実質的な賠償問題の線引きの完了（被害切り捨て）ともいえる。

##### 2 原子力をベース電源とする閣議決定の動き

他方で、政府は原子力発電を「重要なベースロード電源」とする「エネルギー基本計画」案をまとめ、原子力規制委員会が「安全を確認」した原発については再稼働させることを明記する方針を固め、3月中にも閣議決定する動きを示している。

##### 3 既存原発の再稼働申請

2013年7月に原子力規制委員会が施行した新規制基準を受けて、既存原発についての再稼働申請がなされており、14年3月中旬において、全国の16原発

48基中、10原発17基の再稼働申請がなされている。その中には、すべてのプルサーマル原発が含まれている。

新聞の報道によれば、新規制基準の適合性審査を申請した原発のうち、先行して申請があった10基について、早ければ今春には許可が下される可能性があるとしてされている。

##### 4 原発輸出

安倍首相は、昨年来、トルコを2度も訪問し原子力発電のセールスマンとして動いてきた。核拡散防止条約（NPT）未加盟のインドへの原発輸出へ向けての「原子力協定」締結の動きもある。安全保障上の重大な懸念が示されているなかで、政府の原発輸出にかける並々ならぬ決意を示している。

総じて、安倍政権の原発政策は、3・11の福島原発事故の被害から目を背け、事故を過去の歴史として葬り去ろうとしているものといえる。

## 第2 国民の声

安倍政権のこうした原発復活の動きに対して、国民の側の抵抗の力は依然として大きいものがある。

### 1 被害の事実

マスコミ等による報道が減る中においても、いまだに約14万人の避難者が、ふるさとを追われ、仮設住宅・借り上げ住宅で異郷の地に暮らさざるを得ない状態にある。政府は、浜通りの双葉郡を中心として、住民の帰還を断念せざるを得ない地域が広大に残ることを事実上認めている。福島原発事故によって、わが国の国土の一部が実質的に機能を喪失し、「中間貯蔵施設」になるという事態を公然と認めざるを得なくなった。

## 2 原発に対する国民世論

原発に対する国民世論をみると、「脱原発」または「原発依存からの脱却」という声が依然として多数を占めている。都知事選においては原発問題が争点として提起されたが、これをめぐる世論調査によれば、依然として原発の再稼働反対の声は、有権者の5～6割に達している。

## 3 安全の確保を求める周辺自治体の抵抗

今後、原発再稼働をめぐることは、原発周辺30キロ圏内の135自治体において広域避難計画を作っていく必要があるが、現状では、4割程度しか作成されていない。避難計画がない限り稼働を認めない米国の取り扱いと対比しても、強く批判されるべきである。

大間原発に対して函館市が差止訴訟を提起する方針を明らかにしている。このことに象徴されるように、地域住民の安全を確保すべき立場にある地方自治体と、国・電力会社との矛盾は深刻である。

## 第3 われわれは原発問題にどう立ち向かうべきか

日本の原発をどうするか、そして世界の原発（韓国・中国の原発は事故の影響を考えれば、わが国自身の問題でもある。）をどうするかは、福島事故を体験した我々にとって、目の前に突き付けられた、決して避けては通れない課題である。

われわれ、公害問題にかかわる弁護士としては、この問題に対して、この間、福島原発事故の被害を踏まえた各訴訟とともに、国や電力会社を被告とした原発の廃止・稼働停止を求める訴訟に取り組んできた。

### 1 被害に対して原状回復や賠償を求める訴訟の全国的な広がり

福島原発事故によってもたらされた被害救済を求める裁判は、2014年1月現在、札幌、山形、千葉、東京、横浜、名古屋、京都、大阪など13の裁判所に係属しており、原告は全体で4000名を超えている。なお3月には、3周年を機に各地で提訴がなされる予定である。

公害弁連関連の各訴訟については、別に報告が予定されているので省略するが、前記した全国各地で提起されている裁判については、地域差はあるものの、その特徴としては、次の点が指摘できよう。

(1) 福島県などからの避難者中心の訴訟が、避難先の都道府県ごとに集約されて提起されている点がある（いわゆる自主的避難区域からの避難者が多い傾向にある）。避難元の地域はいろいろであり、避難先で原告になった人々も、もともと人と人のつながりがあったわけではなく、避難先の弁護士会などに相談に行き、十分賠償が得られないことから裁判に進んだという例が多いといえる。

(2) 十分な賠償もないなかで避難を余儀なくされていることから、「被害の早期回復」という当然の要求がある。

その意味で、「損害賠償＝早期の被害救済」を重視する訴訟展開を展望する訴訟といえる。

他方で、こうした訴訟は、そのほとんどが、東電だけではなく、国策として原発を推進してきた国の責任も追及するものとなっている点ももう一つの特徴といえる。

そこで、「損害賠償＝早期の被害救済」を重視しつつ、国を被告とすることによって政策選択にも影響を及ぼすという目的を実現するために、特段の工夫が求められるといえよう。

### 2 「加害責任を踏まえた被害救済」と「脱原発を求める訴訟・運動」の連携

公害裁判は「被害に始まり被害に終わる」という言葉がある。この言葉は、原発事故による被害の大きさを前にするときに、改めて肝に銘じる必要があり、原発訴訟においても被害をいかにリアルに立証するかが極めて重要である。

他方で、公害裁判は、「加害責任を明らかにして被害賠償をさせる」という出発点から、さらには加害行為の「差止」、ひいては「地域（環境）の回復」という運動的な広がりや進展を目指してきたことも事実である。

我々は、原発裁判を通じて、「被害」を出発点としつつ、その被害をもたらした「加害責任」を余すところなく明らかにする必要がある。そして、被害をもたらした加害責任を明らかにすることによって、脱原発との連携も視野に入れた、社会運動的な意味合いを持つ訴訟と運動を進める必要があるのではないか。

今年も、福島原発被害救済を求める訴訟においては、前記の通り、被害者救済型訴訟が全国展開される。そうした中、先行する訴訟（公害弁連加盟弁護団担当事件が多い。）においては、国・東電の責任論については主張段階を経て立証段階に進むことが想定され、他方で、被害立証を重視・先行させる訴訟においては現地の検証から被害立証に進むことが想定され、各類型の訴訟において極めて重要な局面を迎える。

他方で、原発の廃止・稼働差止を求める訴訟にお

いても、再稼働の動きを睨んで裁判所の動きが緊迫することも十分に予想される。

歴史を画する福島原発事故と同時代に生きている「重さ」を噛みしめつつ、われわれ公害弁連としても、原発被害の救済を求める被害者や、脱原発を求める広範な国民と協力しつつ、公害弁連としてのこれまでの活動の蓄積を踏まえつつ、他方で、これまでに体験したことのない課題に取り組んでいることを再確認し、弁護団の英知を結集して展望を切り開く必要があるといえる。

## 二 大気汚染公害裁判の前進と課題

### 1 新規救済制度をめぐる

#### (1) 国レベルの救済制度

国レベルの大気汚染被害者の新たな救済制度作りに向けては、この間も、環境省との間で人数をしぼった勉強会での意見交換を重ね、「そらプロジェクト」の中で道路沿道の自動車排ガスの影響をみるデザインになっている学童調査で、ぜん息との明確な関連が見出され、また同じく成人調査でも、重要な非喫煙者にしぼった解析でやはりぜん息との明確な関連が見出されていることの基本的認識において環境省と患者側の間に大きな認識の差はないことが確認され、東京都の助成制度によりぜん息症状の改善効果がもたらされていること、財源負担者となるべき自工会、石油連盟も財源負担を検討していることなど相互理解が深まってきてはいるが、結論における溝は埋まっていない。

一方国会対策においても、これまでに38万を超える国会請願署名を提出し、紹介議員も選挙による改選後も55名に到達するなどの努力が重ねられているが、会派工作は進展をみていない。

こうした中で、いまだ国での制度創設に向けては、展望を見出せない状況が続いている。

#### (2) 東京都助成制度をめぐる攻防

こうした状況の中、東京大気裁判でかちとった東京都ぜん息医療費助成制度の5年後見直しの期限が2013年8月に到来した。

この間、2012年度のたたかいによって2013年度は全額助成の継続をかちとっていたが、その後の「見直し」をめぐる東京都はこの制度がきわめて大きな社会的効果を上げていることを認め、「問題は財源のみである」としながら、「国やメーカーに再度の財源拠出を要請していくが、それが困難な場合は、制度を維持していくことは厳しい」との対応に終始。

これに対して、2千数百通の患者要請ハガキをはじめ全53医師会中41医師会の都知事宛要請書をはじめ精力的なたたかいが取り組まれた。

しかし東京都はこれらの世論、患者の切実な訴えを無視して、昨年12月5日、次のような方針を明らかにした。

- ① 2015年3月まで現行の医療費全額助成を継続し、以後は3分の1の助成とする（制度としては恒久的なものとする）。
- ② 2015年4月以降、新規の認定を終了する。
- ③ 経過措置として、被認定者については2018年3月まで全額助成を継続する。

これは、制度を恒久的なものとした点、3年間（通算10年間）の無料化継続を勝ち取った点など、一定

の運動の成果はあったものの、2014年度末をもって新規認定を打ち切り、経過措置終了後は患者に2割負担を求めるもので、到底、承服できないものであった。

新規認定打ち切り、2割自己負担をめぐる都側の説明は、制度創設の経緯をねじ曲げ、いまだ深刻な東京の大気汚染状況などの事実を歪曲し、これまでの東京都の説明とも全く矛盾する不当極まりないものとなっているが、東京都は、今後4月以降区市町村との協議を行い、9月議会で条例改正を行う構えを崩していない。

患者側はこれにひるむことなく、厳寒の中での都庁前連続座り込み行動をはじめ、度重なる東京都交渉、要請ハガキ運動と、財源抛出を求めて、自動車メーカー行動などに果敢に取組み、事態の打開をめざしている。

## 2 道路公害対策を求めて

### (1) PM2.5

昨年、今年と、マスコミで中国での高濃度汚染と中国からの汚染飛来が大々的に報じられ、PM2.5に対する国民の関心も高まりを見せている。

しかしこの間の専門家の研究でも、昨年1月の大気汚染について分析した結果、例年になくシベリア高気圧が弱く大気が安定で、中国東部で高濃度汚染が生じたこと、しかしこの時期に中国から日本への汚染物質の輸送量には大きな増加がなかったことが科学的に裏づけられている（大気環境学会誌第48巻第6号P274-279）。そもそもわが国では欧米に比してもPM2.5濃度レベルが高く、2011年度の東京都における測定結果でも、自動車排ガス測定局（沿道）12局全てが環境基準オーバー、一般測定局（非沿道）16局中、14局は基準オーバーという惨たんたる結果となっていた。

環境省はこうした実態にはおかむりして、中国の汚染ばかりを強調、暫定指針の $70 \mu\text{g} / \text{m}^3$ （環境基準の2倍）なるものをふまえた対応を国民に求めている。

しかしそもそも環境基準の $35 \mu\text{g} / \text{m}^3$ 自体、このレベルを超えると循環器・呼吸器疾患による死亡・入院・受診が増加することから、これが環境基準値とされたのであって、この2倍が暫定指針というのは科学的根拠を欠いている。国内のとりわけ重要発生源で

ある自動車（ディーゼル車）対策の強化が急務となっており、さらなる単体排ガス規制の強化、使用過程車の対策強化、都心部への流入規制、ロードプライシングの導入等による自動車交通総量の削減などが求められるところとなっている。

### (2) 総量削減対策

住民居住地域から湾岸部への大型車転換をはかる環境ロードプライシングが、尼崎では2010年3月1日から実施をかちとってきたが、これに続くべき、川崎、名古屋での取組みが難行している。

尼崎と同様、臨海部への大型車の誘導のため、ナンバープレート・走行車線規制とロードプライシングの実施を追求してきた川崎では、この間、首都高の料金体系見直しの効果として、横羽根から湾岸線への移動が若干認められているが、この程度では全く不十分であり、これをふまえてのさらなる協議が進行しつつある。

他方、国道23号線の車線削減による交通量低減が和歌山条項でうたわれている名古屋南部では、国交省が、車線削減によって周辺道路に渋滞が生じ、名古屋南部地域全体での大気汚染が悪化することなどを口実に車線削減を先延ばしにしてきたが、今般愛知県警の協力が得られないことを理由にこれを拒否する挙に出てきた。

一方、東京でも、大型貨物車の走行規制をめぐる、松原橋・大和町・上馬の3地点につき交通規制の可能性について協議が重ねられてきたが、今般、規制による迂回交通による渋滞等により環境改善効果は認められないとの否定的回答が出されており、さらなる交渉が重要となってきた。

### (3) 各地の公害対策

この間、川崎での前進が目ざましい。

従前、突如出されてきた道路拡幅計画の撤回をかちとっていた国道1号線では、交通量削減を目的に片側3車線の2車線化をはかり、これにともなって、歩道拡幅とこれを活用しての自転車専用道の創設が合意され、2014年度の工事实施に向け、着々と作業が進められている。

一方、10余年前に中央分離帯を大幅に削って自転車レーンを整備しながらも、構造的欠陥のため「大型違法駐輪場」と化していた国道15号線でも、2012

年11月の警察庁マニュアルに基づいて患者側の主張してきたストレート構造の採用が認められ、これも2014年度事業として改良工事实施のはこびとなった。

ところで高裁和解と公調委のあっせん合意に基づいてこれまで47回にわたり意見交換が行われてきた尼崎では、①環境ロードプライシング、②43号通行ルールの導入、③バリアフリー化について、大型車交通量の低減や大気環境改善に一定の成果が得られたことを確認し、患者側から、将来検討すべき課題として、①湾岸線の割引率（3割）の引き上げ、②3号神戸線の値上げ、③43号におけるナンバー規制を指摘したうえ、①環境ロードプライシングの引き続きの実施、②43号の通行ルールの引き続きの実施、③バリアフリー化を進めることを確認して、意見交換自体は終結することとし、今後とも連絡会は継続されることとなった。

### 3 公健法財源（自動車重量税）問題

四日市公害裁判と全国の大气汚染被害者の運動により1973年に成立した公害健康被害補償法の財源として20%の自動車重量税が引当てられてきたが、本年4月からの消費税率アップを前に自工会を中心として「ユーザーのことを考えると、消費税と車体課税（自動車取得税と重量税）が二重課税になる」「（ユーザーの）負担軽減するために自動車取得税と重量税を廃止すべき」との工作が経済産業省をはじめ各省庁、政府与党に対して強められた。

しかし、この間、全国公害患者の会連合会を中心とした精力的な取組みのもと、2014年度与党税制改正大綱において、「道路の維持管理・更新や防災等の推進に多額の財源が必要となる中で、自動車重量税は維持する。また、その税収の一部が公害健康被害補償の財源として活用されていることも留意する」とされ、決着をみた。

### 4 今後の課題

(1) 和解をふまえた道路公害対策をめぐっては、川崎・名古屋南部でのロードプライシング、車線削減問題、PM2.5問題での取組みを重視しつつ、2011年の警察庁通達をふまえた自転車整備、東京での大型車走行規制をはじめとした課題への取組みも

重要である。

(2) 新たな救済制度を求めるたたかいでは、「そらプロジェクト」による有利な情勢を大いに生かし、国会対策も精力的に展開する中で、何としても早期に制度実現への展望を切り開くことが求められている。

そしてこれと併行して、何としても東京での現行救済制度の存続をかちとることが求められており、あわせて各自治体レベルでの救済制度の充実、創設のための取組みも重要となっている。

(3) また、大气汚染被害者の命綱と言うべき公健法の財源問題を引き続き重視して取組む必要があり、この際、今なお新たな被害者が出ている事実を前面に出して、新たな救済制度を求めるたたかいと連動して取組むことが重要である。

### 三 道路公害裁判の前進と課題

#### 1 道路公害裁判について

東京では、国分寺都市計画道路3・2・8号線（府中所沢線）をめぐる、事業認可取消訴訟が提起されている。2011年3月29日の東京地方裁判所民事3部による住民らの請求を棄却する不当判決と2012年10月31日の東京高等裁判所第20民事部による原判決維持の不当判決を経て、住民らは直ちに上告した。

広島では、広島市内の中心を貫く国道2号線の沿道に居住・通勤する原告らが、国と広島市を被告として、高架道路建設差止・道路公害の差止（供用制限）・生活妨害・健康被害に対する損害賠償を求めて提訴。広島地裁は2010年5月20日、沿道住民に対する計2160万円の支払いを命ずる一方で差止請求は棄却する判決を言い渡した。本年（2014年）1月29日の控訴審判決は、原審に続いて差止請求は認めなかったが、勤務者原告の請求を認容するなどの前進があった。

大阪の第2京阪道路をめぐるは公害調停などが取り組まれたが、2010年の供用開始を受けて2012年3月には寝屋川市民が申請した公害調停が終了した。この調停終了時に国土交通省の担当者は「今後、住民の要望について真摯に話し合う」と態度表明し、現在、住民らは、開通前・後の交通量や環境汚染の把握などに取り組んでいる。

北海道の北見道路整備をめぐる道の公金支出差し止めを求める住民訴訟（ももんが訴訟）の2013年9月19日の札幌地方裁判所判決は、北海道知事に対する損害

賠償請求は認められなかったが、国幹会議の議を経ない「高速道路に並行する一般国道自動車専用道路」は脱法行為であるとの住民の主張に対して、これが脱法行為でないとするには当該道路建設の必要性などが厳しく問われるとし、また、生物多様性条約が行政裁量権を拘束すると判断するなどの前進があった。東京外環道の外環の2、下北沢補54号線、二子玉川補助49号線、横浜環状道路南線（圏央道）などに関し司法の場での取り組みが進められた。

#### 2 道路行政の転換を求める世論の合流を

安倍自公政権は、「アベノミクス」と称して掲げる「三本の矢」（金融緩和、財政出動、成長戦略）の方針を掲げ、昨年（2013年）12月には、「国土強靱化基本法」を成立させ、大都市圏の環状道路などの大型公共事業予算増額をはじめとした、時代逆行の路線を推進している。司法の場では、行政裁量を優先して住民の請求を斥ける判決が続いてきたが、この根底には、公共事業＝国益＝公益であるという志向がある。

しかし、今、安倍自公政権が様々な分野で見せる強権的な姿勢には、国民的な懸念と批判が高まっている。各地での運動を進めながら、こうした懸念と批判と広く合流し、無駄で有害な道路建設の根源にある「公共事業＝国益＝公益」と行政裁量を優先する政治と司法の転換を求めていく。

### 四 基地騒音裁判の前進と課題

#### 1 基地問題を取り巻く事情

##### (1) 政治状況

一昨年の総選挙を受けての第2次安倍自民党政権発足に続き、昨年の参議院議員通常選挙でも与党の

大勝という結果となった。言うまでもなく、安倍政権は、集団的自衛権行使による日米安保体制の強化を目論んでおり、そのためには憲法9条の改正、その布石としての憲法96条改正による改憲発議要件の緩和などを訴え、これらに対する世論の批判が少な

くないと見るや、解釈改憲という姑息な手段による集団的自衛権行使容認の既成事実化さえ強行しようとしている。国会の多数を占める議席を背景に、憲法軽視（ないしは無視）のまま、「責任野党」なる造語を持ち出して、自己の政策に与しない勢力には耳も貸さない態度を決め込んでいる。

「積極的平和主義」なる理念に基づく集団的自衛権行使が、憲法9条の平和主義と矛盾するものであることは明らかであるが、立憲主義の意味も解さず、それを恥じることもない首相を戴く政権の独善は、基地問題にも直接的に影響を及ぼしている。

普天間基地移設問題で、仲井真沖繩県知事は、暮れも押し迫る12月27日、政府が提出していた名護市辺野古の埋め立て申請を承認した。直前まで都内の病院で精密検査を受けていた中でのことであったが、入院中には官房長官との間で沖縄振興策についての協議が行われたという。年3000億円規模の振興策が辺野古の見返りであったことに疑いの余地はない。

これに先立って、沖縄県内選出の自民党議員がそれまでの自身の選挙公約を翻して、事実上の辺野古移設容認を表明する事態があったが、辺野古移設を容認しなければ普天間基地を存続させるという恫喝的な党本部からの圧力があつた。

自民党石破幹事長は、本年1月に行われた名護市長選挙では500億円の振興基金構想を持ち出してまで移設推進派の候補を応援し（結果は移設反対派の勝利）、尖閣諸島問題に揺れる石垣市長選（3月2日投開票）でも100億円規模の基金創設をアピールして露骨な利益誘導を図った（結果は自公推薦の現職が当選）。

## (2) 基地強化の動き

普天間基地に配備されたMV22オスプレイ以上に重大事故を繰り返している空軍仕様のCV22オスプレイを、嘉手納基地のほか、横田基地にも配備することが検討されていると米太平洋空軍司令官が示したのは昨年7月29日のことだったが、政府は横田配備については米側からの通報がないとして実現性を否定している。しかし、これまでも地元住民の反対を無視して基地機能強化を進めてきた政府のこうした態度を軽信するわけにはいかない。

## (3) 特定秘密保護法の成立

また、昨年12月に強行採決により成立した特定秘密保護法は、本年にも施行される予定となっているが、本法により基地問題への取り組みが規制されるおそれは極めて強い。基地問題に取り組む運動に対する萎縮的効果も決して小さくない。

## 2 基地騒音裁判の動き

各地で闘われている基地騒音裁判の詳細は、各弁護団からの報告に譲るが、各地で被害救済、被害根絶に向けたたたかいの工夫が進められていることは注目される。

昨年3月と7月には、原告数約1000人の第2次新横田基地訴訟が提起された。横田基地では、第1次新訴訟終結前から、米軍再編の影響から基地の使用状況が不安定になり、被害地域のコンターも大幅に縮小されていたが、航空自衛隊横田基地の新設や基地内での訓練の増加、オスプレイ配備問題など基地に対する周辺住民の不安は高まっており、訴訟を通じてのたたかいが期待される。

第3次嘉手納爆音訴訟では、すでに9回の口頭弁論を経て、今後は立証に向けた動きが活発化する。対米訴訟も含め、住民の悲願である騒音差止に向けたたたかいの正念場となる。

第2次普天間爆音訴訟では、爆音の違法性に加えて、基地の存在そのものの違法性を追及するため、1972年の米軍普天間飛行場提供協定の違憲無効確認を追加した。普天間か辺野古かという誤った選択肢を与えないたたかいである。

この他、小松基地、岩国基地の爆音訴訟もそれぞれ弁論を重ねて佳境を迎えている。

## 3 今後の展望

第4次厚木基地訴訟が昨年9月2日に結審となり、今春にも判決言渡しが見込まれている。厚木訴訟は、国がいわゆる昼間騒音控除問題を持ち出して争ってきた先陣でもあり、今回の判決が今後の基地騒音裁判の展開を占うことになると思われる。

また、冒頭にも述べた軍事優先、極右化した政権下での基地問題に関する判決として、万が一にも公共性論などに影響されるようなことがあってはならず、その意味でも裁判所の判断には注目せざるを得ない。

## 五 廃棄物問題のたたかひの前進と課題

### 1 小型家電リサイクル制度の発足

2013（平成25）年4月、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）が施行された。

毎年日本国内で廃棄される携帯電話、デジタルカメラ、音楽機器、ゲーム機などの小型家電は約65万1000トンと推定されているが、小型家電には鉄・銅などのベースメタルのほか、貴金属の金・銀、レアメタルと呼ばれる希少金属が含まれている。その中に含まれる有用な金属の量は年間約28万トン（約844億円相当）と推計されており、使用済みの小型家電は、「都市鉱山」と例えられている。

これまで使用済みの小型家電は、自治体が不燃ゴミとして埋立処分を行ってきたが、将来の最終処分場の確保は難しくなっている。また、使用済みの小型家電の一部は海外に輸出され、中国、東南アジアでは不適切なリサイクル処理によって環境汚染問題が発生している。

そこで、小型家電リサイクル法は、市町村が回収ボックスなどを設けて小型家電を集め、国の認定業者に引き渡す仕組みを構築した。その後、小型家電は中間処理施設で分解され、製錬所で金・銀・パラジウムなど16種類の金属を取り出して再利用する計画である。

ところが、環境省が、2012（平成24）年11月に調査した時点では、参加意向を示した市町村は3分の1に止まっており、自治体の動きが鈍いのが実情である。また、携帯電話の個人情報情報の消去など情報セキュリティの確立も緊急の課題となっている。

循環型社会の実現のためには、自治体、企業、住民が一体となって「都市鉱山」のリサイクルを拡大していく取り組みが不可欠である。

### 2 指定廃棄物の処分問題

東京電力福島第一原子力発電所の事故によりセシウムなどの大量の放射性物質が広範囲に拡散し、福島県に止まらず東北・関東地方一円に汚染が広がった。そのため、国は、2011（平成23）年8月、放射性物質汚染対処特別措置法を公布して、放射性セシウム濃度が1

キログラム当たり8000ベクレルを越える下水汚泥や焼却灰を指定廃棄物と定めた。

環境省は、指定廃棄物を発生した都県内で最終処分する方針を打ち出し、2012（平成24）年度中に処分場候補地の選定したうえで環境影響調査及び周辺住民への説明を終え、2013（平成25）年度には用地取得を経て着工する計画を立てていた。

ところが、2012（平成24）年9月、横光環境副大臣が、地元との協議を行わないまま唐突に栃木県矢板市を候補地とする旨通告したことに対して、同市や地元住民から強い反発が出た。また、茨城県高萩市では、県を通じて候補地選定決定の連絡があった翌日に、横光副大臣から同市に連絡がなされたことに対して、強い反対の声が上がった。さらに、2013（平成25）年3月には、環境省が、地元にも事前連絡することなく、福島県大熊、双葉、楡葉の3町において候補地の現地調査を開始したことに対して、一斉に反発の声が上がった。

地元の強い反発を受けて、環境省は、有識者会議と市町村会議を立ち上げ、有識者会議において指定廃棄物の最終処分場の選定基準を議論する一方で、5県の市町村会議において地元首長から意見を聞き候補地選定を進めることとした。

環境省は、有識者会議の検討結果に基づき、自然災害が発生する可能性、自然環境の保全等に対する影響など5県共通の除外基準を設けるとともに、各県ごとの除外基準も加味して、予想される指定廃棄物の発生量を踏まえて候補地の絞り込みを行う計画である。

自治体で発生した廃棄物は、地元で処分するのが廃棄物処分の原則である。しかし、放射性廃棄物を発生させたのは東京電力の原発であり、排出者である東京電力が責任を負わずに、自治体や住民に責任を押し付ける構造が問題となっている。

放射性廃棄物を受け入れたくないという住民感情は当然であって、地域エゴと片付けることは出来ない。環境省は、秘密主義を廃して全ての情報を公開したうえで、時間をかけて丁寧に合意形成を図る努力を行うべきである。

### 3 各地の闘いの成果と課題

福岡県飯塚市（旧筑穂町）の産業廃棄物処分場に違法に産業廃棄物が搬入された問題では、福岡県に処理業者に改善措置を命じるよう求めた判決が確定し、同県が、2013年5月、処理業者に改善命令を下した。それを受けて、同県は、2013（平成25）年度から、事業費約6000万円をかけて年度内に排水設備の設置等に着手し、2015（平成27）年度から本格的に鉛を含む廃棄物の除去を行う計画である。地元住民は、同県の改善命令が、一部撤去に止まったため、抜本的な解決になっていないとして反発している。

香川県豊島の産業廃棄物処理事業については、2013（平成24）年5月、滋賀県大津市での水洗浄処理が地元の反対から断念に追い込まれた。その後、福岡県苅田町の三菱マテリアル九州工場でセメント原料化処理することが決定し、2016（平成28）年度末までに約7万トンの汚染土壌を処理する見通しとなった。

茨城県東海村の産業廃棄物処理施設について、周辺住民が、県の設置許可の取り消しを求めている行政訴訟で、水戸地裁は、2013（平成24）年3月、法令の定める許可基準の各要件を充足しており、排出基準値を越えるダイオキシン類が排出されると認めるに足りる

証拠はないとして請求を棄却した。同施設については、建設等の差し止めを求める民事訴訟も提起されており、官民一体となった反対運動が続けられている。

埼玉県本庄市の産業廃棄物処理業について、周辺住民が、行政不服審査法に基づき環境省に県の許可処分の取り消しを求めている問題で、同省は、2013（平成24）年4月、法に定める要件に適合していないのに許可したのは瑕疵があるとして許可を取り消す裁決を行った。業者は、廃棄物処理施設の建設許可が下されてから1年が経過しても着工しておらず、施設完成後に業者の許可申請を再審査するよう求めたケースである。

山梨県北杜市の廃棄物最終処分場（明野処分場）について、漏水検知システムが度々異常を閏知して操業を停止している問題で、山梨県知事は、2013（平成24）年11月、操業再開を断念し処分場を閉鎖する方針を明らかにした。同処分場の累積赤字額は約54億5400万円に達しており、施工業者に対する損害賠償請求訴訟に発展する見通しとなった。

廃棄物最終処分場及び焼却施設については、建設計画や建設数が減少したことに伴い、反対運動や訴訟の数も減少しているが、依然として廃棄物処理をめぐる紛争が様々な形で続いている。

## 六 海・川を守るたたかいの前進と課題

島国であるわたしたちの国は、海と川の水系が一体となって国土と生態系を形作っている。古来、わたしたちは、その水辺環境が生み出すめぐみを糧とし、海と川にはぐくまれながら生きてきた。

ところが、わたしたちの国土の海と川は、戦後、人の一生にもみたくないわずかな間に、次々に破壊されてきた。ふるさとの海は干潟や藻場が埋立や干拓で失われ、岸辺はコンクリートで幾何学模様に固められ、川には次々にダムが建設されて、海と川が一体となった水系は寸断され、それぞれの水辺環境は破壊され続けてきた。

そうした破壊行為を主要に担ってきたのは、無駄で

有害な大規模開発型公共事業である。無駄で有害な公共事業はまた、いったん走り出し止まらない公共事業でもあった。

地球環境問題の問題群のなかで、生物多様性の保全が重要な課題であることが認識されるようになるにつれ、多種多様な生物の生息地であり、生物多様性の宝庫たる海と川の水辺環境の保全は、持続可能な社会を構築する上で不可欠であると認識されるようになった。そして、これを破壊する愚行は、いま、国際的に反省されようとしている。2010年に名古屋で開催された生物多様性条約第10回締約国会議では、国際社会が2020年までに生物多様性保全のための実効性のある緊急行

動を起こすことを求める新たな戦略目標が採択された。本年9月に韓国・平昌で開催される第12回締約国会議では、その戦略目標達成に向けてのロードマップが議論されようとしている。日本は戦略目標が採択された締約国会議の開催国として、率先して行動を起こす義務を国際社会に対して負っている。

この間、2009年に誕生した民主党政権は、大規模公共事業による自然破壊が進んでいることへの反省を表明し、大規模公共事業のあり方を見直し、これまで行われた大規模公共事業においても環境への影響を検討し、環境復元措置等の対策を施すことを政策に掲げ、諫早湾干拓事業潮受堤防排水門の開門、川辺川ダム建設の中止や、ダム建設の凍結と抜本的な見直しなどを公約した。こうした公約には、われわれの長年にわたる戦いの成果が反映している。

このような状況のなか、われわれは、川辺川ダムの政府による休止表明を勝ち取り、荒瀬ダムは紆余曲折を経て撤去工事が始まった。荒瀬ダム撤去工事開始後、自然は驚異的な復元力を発揮し、われわれに自然復元の希望を与えている。

他方、民主党政権が掲げた大規模公共事業見直し政策は、大規模公共事業推進勢力の巻き返しの前に次第

に後退させられた。ダム建設による自然破壊の象徴の一つである八ッ場ダムは建設再開が決定され、2010年12月に確定した諫早湾干拓事業潮受堤防の開門を求める福岡高裁判決は、国による徹底したサボタージュと、開門阻止派の提起した開門阻止訴訟で馴れ合い的な対応をして開門阻止仮処分決定を導き出すような状況のなか、昨年12月の履行期限が経過した今日でも開門義務は履行されず、国が確定判決を履行しないという憲政史上初の異常事態を生み出している。

そして現在、安倍内閣は、公共事業推進政策を掲げ、ふたたび公共事業による海と川の破壊の歴史を繰り返そうとしている。

わたしたちの国の海と川は、いまだ破壊から保全、再生へと歴史的な転換を果たし切れていない。これまで、海と川の破壊に対するたたかいは、裁判闘争と地域の生活者、自治体、市民、自然保護団体の運動が連携をとりながら進められてきた。わたしたちは、安倍内閣の公共事業推進政策に警戒しつつ、こうした戦いを着実に前進させ、海と川を破壊するあらゆる戦線において、破壊から保全、再生への転換を実現していかなければならない。

## 七 水俣病のたたかいの前進と課題

### 1 水俣病をめぐる闘いの現状

水俣病をめぐる闘いは、政府が、いわゆる水俣病特措法（正式名称は「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」）の申請期限を平成24年7月末で打ち切った後、新たな闘いの土俵に移った。

いわゆる水俣病第三次訴訟における1996年5月22日の政府解決策を踏まえた和解を経て、2004年10月15日、最高裁判所は水俣病における国、及び、熊本県を断罪し、従来の水俣病認定基準を否定して感覚障害だけの水俣病を認めた。そして、この判決の後、続々と水俣病の認定申請を求める人が続出し、2005年10月3日ノーモア・ミナマタ国賠訴訟が司法救済制度による

解決方式の構築を求めて提起された結果、熊本、新潟、大阪、東京の各地裁において、裁判上の和解成立に向けた協議が行われ、2011年3月末には全ての裁判所における和解が成立した。

一方、政府は、訴訟を提起していない水俣病被害者らを対象とした水俣病特措法を2010年5月1日の54回目の水俣病公式発見の日を期に運用開始した。しかし、不知火海沿岸地域の健康調査が実施されない現状では、未だ残された水俣病被害者が存在する可能性が高く、また、指定地域の問題、昭和44年12月1日以降に出生（曝露）した水俣病被害者の問題が取り残されたまま、環境省は2012年7月末で申請期限を打ち切った。2012年7月31日時点での申請者数は、熊本・鹿児島

島・新潟3県合計の申請者数は65,151名に上っている(内訳は、熊本県42,961名、鹿児島県20,082名、新潟県2,108名、2012年8月30日毎日新聞)。

このため、2013年6月20日、水俣病被害者48名は、チッソ株式会社、国及び熊本県を被告として、総額2億1600万円(原告1名につき450万円・慰謝料400万円と弁護士費用50万円)の賠償を求めて、熊本地方裁判所に提訴した。

本訴訟は、チッソ、国、及び、熊本県を被告として慰謝料等450万円を請求するものであるが、訴訟を通じて目指すのは、「司法救済制度」の確立により、一時金のほか、月々の療養手当、医療費の支給を含む3点セットによる賠償を勝ち取ろうとするものである。

2014年3月7日現在、すでに第3陣程度まで終え、第1陣から第3陣までの原告数は合計325名に達しており、今後とも追加提訴を継続する予定である。

一方で、2つ以上の症状組み合わせを求めるいわゆる昭和52年判断条件をめぐっては、2013年4月16日、最高裁判所が、事案ごとに全証拠を総合的に検討して検討し、昭和52年判断条件に該当しない場合であっても水俣病と認定する余地があるとして、感覚障害しかない原告勝訴の判決を下した。その後、2013年10月25日には、国の公害健康被害補償不服審査会も上記最高裁判決を踏襲して感覚障害だけの患者を逆転認定する裁決を下したが、環境省は、2014年3月7日付けで、判断基準自体は見直さず、症状の組み合わせがない場合の総合的検討の在り方を整理するにとどめる通達を発し、被害者団体からは一斉に抗議が上がっている状況である。

2014年5月1日で公式確認から58年を迎える水俣病問題は、未だ多くの被害者が取り残されていることが明らかになり、さらに闘いは継続する。

## 2 ノーモア・ミナマタ第2次訴訟の提起

### (1) 司法救済制度の確立を求めて

#### ア 司法救済制度とは何か

今日における水俣病被害者補償の議論の中心は、未認定患者のうち何らの補償も受けていない被害者(以下「未救済被害者」という)に対する補償をどう実現するかという点にある。

現在、熊本地裁に係属中のノーモア・ミナマタ第2次国賠等請求訴訟(以下「ノーモア・ミナマ

タ第2次訴訟」という)は、未救済被害者のための制度構築として「司法救済制度」の実現を目的とするものである。

司法救済制度とは、「誰を水俣病被害者と認めるか」、「水俣病被害者に対していかなる補償をするか」の判断を裁判所が行う制度である。これまで、水俣病第三次訴訟では、「司法救済システム」と呼ばれ、ノーモア・ミナマタ(第1次)訴訟では「司法救済制度」と呼ばれてきた。

この構想の出発点は、誰が被害者であるかを加害者たる行政(国・熊本県)に判断させることに対する被害者の拒絶感にある。すなわち、これまで、国、熊本県は、公害健康被害補償法(以下「公健法」という)の認定制度の下、多くの水俣病患者を患者でないとして切り捨ててきた。行政は水俣病患者に対する補償予算を可及的に少なくするため、医学的に間違った認定基準で患者を切り捨て、そのたびに司法の場で誤りを指摘され断罪してきた。直近の司法判断が、2013年4月16日の水俣病認定義務づけ訴訟(いわゆる溝口訴訟)最高裁判決である。にもかかわらず、従来の認定基準にこだわり、これを改めようとしない行政に対し、基準の改定を中心とした改革を求めることは重要なことである。

他方で、仮に基準が緩和されるなどの改革がなされた場合も、公健法をつかさどるのはあくまで行政(環境省)であり、患者切り捨ての実態がどれほど変わるのか疑問なしとしない。例えば、感覚障害だけの者も水俣病と認めると基準を緩和しても、行政が指定した医師の診断を絶対視し、民間の医師の診断を排除したのでは、予算の都合から「感覚障害なし」として切り捨てられる恐れが極めて高い。姫路獨協大学の宮井正彌教授が熊本県の認定審査会のデータを分析した結果、52年判断条件に合致する944名中205人しか認定されていなかったことが判明した(「熊本水俣病における認定審査会の判断についての評価」)。行政は自ら定めた狭過ぎる基準すら正しく運用せず、被害者を切り捨てていたのである。そこで、原告団は、患者か否かの判断権を司法に委ねる司法救済制度を求めているのである。

そして、司法救済制度は、期間限定ではなく、将来水俣病被害者として訴え出た者も活用できる

よう恒久的な制度である必要がある。

## イ 司法救済制度の手順

2013年6月20日、水俣病不知火患者会の会員48名が提訴したノーモア・ミナマタ第2次訴訟（同年12月26日の第3陣提訴までに合計325名）は、原告らを水俣病被害者として認めさせ正当な補償を勝ち取るのみならず、将来にも門戸を開いた制度の確立を求めている。

同訴訟では、水俣病としての症候（感覚障害）の有無もさることながら、同症状を発症するに足るメチル水銀曝露の有無が大きな争点となる。そこで、行政がこれまでメチル水銀曝露はほとんどないとしてきた地域や年代でも水俣病を発症するに足る曝露があったことを明らかにしなければならない。

そして、これを前提に協議を行い、いかなる条件でメチル水銀曝露の推定を認めるかなどについて基本合意を裁判所で交わす。この基本合意を交わすことができれば、合意内容に沿って、症候や曝露の審査をすすめる。そして、原被告双方で一致した原告については、裁判上の和解を成立させ、不一致の原告については、所見ないし判決で解決を図ることとなる。このルールについても、基本合意しておく必要がある。

なお、症候やメチル水銀曝露の推定については、様々な調査の結果をふまえて、基本合意の内容を改訂していくことも必要となる。

## ウ 司法救済制度を確立するための課題

これまで水俣病について司法救済制度が実現しなかった背景には、①複数の被害者団体の中で、司法救済制度を求める勢力が多数派になれなかったこと、②被害の全貌が明らかでなく、予算の策定が困難だったこと、③先例に乏しく、制度のイメージを共有しにくかったこと、④訴訟の長期化により原告らが妥協を余儀なくされたことなどが考えられる。

しかし、①の点は、現在、補償を求めて活動している被害者団体では、水俣病不知火患者会が圧倒的多数（患者数7200人）を占めており、さらなる被害者の掘り起こしで原告を拡大していくことが制度確立のスピードを速めることになると考え

られる。

次に、②の点は、行政が不知火海沿岸住民の健康調査を怠ってきたが故に被害の全貌がつかめず、予算の策定を自ら困難にしてきたという歴史がある。そこで、加害者らの責任で健康調査を実施させることが重要である。

さらに、③の点は、ハンセン病、肝炎、じん肺など、先例の積み重ねができ、当事者間及び裁判所においてイメージを共有しやすくなっている。

最後に、④の点についても、水俣病患者のためにその生涯を捧げた原田正純医師（2012年没）は、「極端な力の差があるのに、通常の上訴権を強者側にも与えることが、本来の『法の下での平等』といえるだろうか」（『マイネカルテ』西日本新聞社）として疑問を呈されていた。原爆症認定訴訟において、国（厚労省）は控訴しないとの合意を勝ち取った例もあり、被告らが一審判決前の基本合意を拒否し判決になった場合、控訴を許さない闘いが重要になる。

水俣病被害者救済については、これまで何度も判決や政治解決を重ね、それでも水俣病問題は終わっていない（馬奈木昭雄弁護士によれば「終わっていない」のではなく「終わらせない」、『水俣病裁判と原田正純医師』、花伝社、二〇一三年）。こうした現実を直視したとき、司法救済制度こそがもっとも現実的な解決策であり、これを支持する世論を形成していくことは十分可能である。

## (2) 患者掘り起こし

水俣病訴訟においては、医師団やスタッフの患者掘り起こし運動と一体となった活動が必須である。

かつて、水俣病第三次訴訟では、民医連を中心として全国の医療スタッフに呼び掛け、1000人大検診が追求された。

その後、いわゆる水俣病特措法における指定地域外の患者につき、熊本県民医連が中心となり、医師や看護師がボランティアで掘り起こしに取り組んだ。とりわけ、2009年9月20日、21日、全国から医師140名、スタッフ総勢600名を集めて実施した不知火海沿岸6市2町での1044名の大検診は93パーセントに水俣病の症状があることを浮き彫りにした。

また、特措法打ち切りを目前に控えた2012年6月24日、不知火患者会が中心となって水俣病一斉検診

が実施されたが（住民健康調査実行委員会・藤野紘委員長）、そこでは、1396名中88パーセントに水俣病特有の症状である四肢抹消の感覚障害（手足の先端のほうで触覚や痛覚などの感覚が鈍る症状）が見られたと指摘されている。

そして、2014年1月19日、葦北郡津奈木町で行われた集会において、不知火患者会は、2014年夏にも、山間部である鹿児島県伊佐市やさつま町宮之城地区など、いわゆる水俣病特措法の対象地域外において、行商を通じての水俣病周辺産の魚介類の入手、摂取状況を明らかにするために、1000人規模での一斉検診を実施する方針を明らかにした。

このように、多大なる医師や看護師、スタッフの協力により、今後とも、水俣病被害者の実態把握を解明する動きが継続している。

### 3 環境省の動き

環境省は、多くの患者会の猛反発を受けながら、2012年7月31日付けで、いわゆる「水俣病特措法」の申請を打ち切った。この打ち切りは、同法第7条2項で「救済措置の開始後3年以内を目途に救済措置の対象者を確定」と規定されていることを逆手に取り「立法院の判断は重い」（細野豪志環境相・当時）との建前論で、2013年4月末で対象者確定を終えるとして押し切ったものであるが、不知火海沿岸の住民健康調査も実施されない中で、「あとう限りの救済」が実現していないのは誰の目にも明らかであった。

その上で、政府は、2013年秋、熊本で実施された第33回「豊かな海づくり大会」（水産資源の維持培養や海域環境保全の大切さを広く国民に訴えるとともに、水産業の振興と発展を図ることを目的として、昭和56年以降、毎年全国各地を巡りながら開催されている農林水産省が中心となって行われる行事）において水俣の海の再生をアピールし、国外的には、2013年10月に熊本市において国連の水銀削減に関する水俣条約締結会議を開催して、水俣病問題解決の世論作りをアピールしようとした。

しかし、多くの水俣病被害者が取り残されている現実と新たな訴訟の継続、昭和52年判断条件を事実上否定する最高裁判決とその後昭和52年判断条件の見直しを否定する政府に対する被害者団体からの反発により、環境省の策動は完全に破たんしている。

水俣病問題は、常に、「客観的に存在する広大かつ重篤な被害」を加害者側（政府・熊本県・チッソ）らが「小さく」見せようと躍起になった結果、いつまでも解決を見ない歴史が繰り返されてきたが、政府は、今回も歴史に学ばず大罪を繰り返したのである。

とりわけ、環境省が2014年3月7日付けで発した公健法に基づく水俣病の認定における総合的検討に関する通知は、2013年4月16日の最高裁判決において総合的検討の重要性が指摘されたことを受け、1年にわたって検討された結果であった。

しかし、同通知は、症状の組み合わせがなく感覚障害だけでも認定可能とする一方、水俣病の症状は、「メチル水銀の「ばく露が停止してから長くとも1年程度まで」に発症するとし、これを超えてからの発症については、メチル水銀ばく露との因果関係がないとして切り捨てることとした。2004（平成16）年の水俣病関西訴訟最高裁判決が是認した大阪高裁判決は、魚介類の摂取を中止してから4年程度のいわゆる遅発性水俣病の存在を認めている。同判決が遅発性水俣病の発症時期を限定的にとらえている点で妥当ではないのであるが、同通知は、同最高裁判決にすら抵触するものである。

また、同通知は、中央公害対策審議会答申（1991年）を踏まえ、「昭和44年以降は水俣病が発生する可能性のあるレベルのメチル水銀ばく露が存在する状況ではなくなっている」としているが、今後認定審査を受ける者が昭和45年までの発症を証明することは、カルテの保存期間等を考慮すれば、事実上不可能であるし、さらに、2013年4月16日の水俣病義務づけ訴訟最高裁判決で勝訴した原告すら認定されない結果となり、その不当性は明らかである。

結局、同通知は、症状の要件を緩和したかのようなポーズを取りながら、因果関係の審査で厳しく絞り込むことで、水俣病患者切り捨て政策を継続する意思表示といわざるを得ない。

報道においても、「（同通知は）最高裁判決と表現は類似しながら、『これまで間違いはなかった』『審査の根本は変えない』という国の表明とも受け取れる」ものであり、「水俣病問題の混迷はさらに深まった、と言うしかない」と評される代物である（熊本日々新聞2014年3月8日社説）。

## 4 熊本県の動き

熊本県は、1013年10月25日、国の公害健康被害補償不服審査会が同年4月16日の最高裁判決に沿った逆転裁決をして以降、「国の二つの機関において判断が食い違い、考え方が整理されていない」として環境省を批判し、そのような状況が続くのであれば、国から委託を受けている公健法上の水俣病認定業務を返上し、国の臨時水俣病認定審査会（以下「臨水審」という）で代行する意向を示した。しかし、そもそも上記通知のもとで臨水審を開催しても、患者切り捨ての場が県から国に移行するのみで、何ら解決にはならない。

しかも、蒲島郁夫熊本県知事は、「通知は、基準を厳しくするものではない」とし、「今後、国が行う臨時水俣病認定審査会の審査で実績を積み重ね『通知は基準を厳しくするのではないか』という疑念を払拭して欲しい」と述べた。

しかし、現状の環境省の姿勢からすれば、国に制度運用を委ねるだけの熊本県の姿勢は、加害者としての責任を放棄したものというほかない。

このような熊本県の姿勢は、報道からも「国がかたくなな姿勢を変えないのであれば、県が単独でも調査を実施し、そこで得られた事実を国に突きつけ、あるべき救済制度を提言すべきでないか。弥縫策の繰り返しにピリオドを打つためにも、県がさらに一步踏み込み、問題解決への主体的姿勢を示して欲しい」と指摘されている（熊本日々新聞2014年1月13日朝刊）。

## 5 チッソの動き

水俣病の原因企業であるチッソは、チッソ分社化と税制優遇措置を獲得するために、究極の加害者救済策である「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の最終解決に関する特別措置法」を引き出した。しかし、これは水俣病患者のみならず、水俣病問題という歴史自体を闇に葬り去ろうとするものである。除本理史教授によれば「チッソが分社化すれば被害者側は手も足も出せない状態になる。分社化は補償原資となる子会社の株式売却益がいくらになるかで補償総額が左右されかねない『応能負担の論理』であるが、この論理はPPPとは無縁。四大公害裁判後、明確になってきた日本の環境問題解決の原則とは大きく乖離する」と批判している（2009年3月4日熊本市内で開催されたシンポジ

ウムより）。

しかし、このような批判があるにもかかわらず水俣病特措法が成立し、チッソは分社化により水俣病問題と法的に決別することが認められた。チッソの後藤舜吉会長は2010年社内報において「紛争その他水俣病の桎梏から解放される」という表現で、分社化のメリットを語っている。

その後、チッソは2010年7月6日、同法の「特定事業者」に指定され、同年12月15日、松本龍環境大臣（当時）はチッソの事業再編計画を認可した。2011年1月12日、チッソは100%子会社の「JNC株式会社」を設立し、同年2月8日付けで大阪地裁はチッソからJNC株式会社への事業譲渡を許可しており、同年3月31日までに事業譲渡が行われ、同4月1日から事業を開始した。今後は、チッソが保有するJNC株式の譲渡についての環境大臣の許可が問題となるという状況である。

しかし、全ての水俣病被害者への賠償義務を負うチッソが、ノーモア・ミナマタ第2次訴訟を始め、公健法上の認定申請者が多数取り残されている状態で分社化を実行することが許されないことはいうまでもない。

なお、公健法上の地域指定解除（公健法上の認定申請の打ち切り）について、熊本県知事は「公健法の世界を閉じてはいけない」と述べ、北側友克環境副大臣も「救済すべき被害者がいる以上、公健法の世界は閉じるべきではない」と述べるが（2014年2月27日記者会見）、今後は、新基準に従った認定審査により再び大量棄却がなされる場合に備えての闘いが要求されるであろう。

## 6 水俣条約を巡る動き

2009年1月20日にアメリカ大統領に就任したオバマの政策転換により、同年2月20日、ケニアのナイロビで開催された第25回国連環境計画（UNEP）管理理事会において、2013年までに水銀規制条約を締結すること、及び、その条文の検討のために全5回の政府間交渉を実施する方針が確認された。

これを受け、2010年6月のスウェーデンのストックホルムで実施された第1回政府間交渉を皮切りに、千葉（日本）、ナイロビ（ケニア）、プンタ・デル・エステ（ウルグアイ）で交渉を重ね、2013年1月19日、ジュネーブ（スイス）での会議で、水銀を用いた製品や輸出入を原則禁止し、大気や土壌への水銀排出を削減、

金採掘現場での使用の削減等を謳った「水銀に関する水俣条約」につき、2013年10月、熊本市及び水俣市で採択・署名会議が開かれることが決定した。

2013年10月に熊本市内で開催された採択会議で水俣条約は成立し、国連は2016年までの発効を目指しているが、条約の発効には50ヶ国の批准が必要とされており、日本政府は未だ批准していない。世界に先駆けて条約批准をしたのは米国であり(2013年11月6日)、我が国政府は本来、率先して水俣条約を批准すべき立

場にある。報道からも「世界の公害史を代表する水俣病を経験した日本は、水銀被害の再発防止に向けて水俣条約を順守する最優先地でありたい」と指摘されている(熊本日々新聞2014年2月1日朝刊社説)。

\*ノーモア・ミナマタ訴訟の顛末については、『ノーモア・ミナマタ訴訟たたかひの軌跡』(日本評論社、2012年)を参照されたい。

## 八 アスベスト被害救済のたたかひの前進と課題

### 1 大阪・泉南アスベスト国賠訴訟をはじめとする裁判の前進

#### (1) 三度、国の責任を認めた大阪・泉南アスベスト2陣高裁判決

2013年12月25日、大阪高裁13民事部(山下郁夫裁判長)は、泉南アスベスト国賠2陣訴訟の控訴審において(一審原告58人、被害者33人)、国に対して総額3億4474万円の支払いを命じる一審原告勝訴の判決を言い渡した。

これで、国は、三度断罪されたものであり、国にとっても大変重い判決である。のみならず、本判決は、7年半にわたる審理の集大成として言い渡された点でもその意義は大きい。

内容的にも、国の違法期間を1958年から1995年まで認め、違法内容を基本的な粉じん対策全般にわたって広く認めたうえで国の責任範囲を2分の1とするなど、2陣地裁判決からも大幅に前進させた。特に、2陣高裁判決は、豊富な証拠に基づいて極めて詳細な事実認定を行い、筑豊じん肺最高裁判決、水俣病関西訴訟最高裁判決における規制権限不行使の判断基準に沿い、さらに国の主張をことごとく明快に論破している。その点でも、極めて優れた判断であり、建設アスベスト訴訟などにも大きな影響を与える内容を含んでいる。

ところが、国は、原告らの早期救済の願いを踏み

にじって、不当にも1月7日に上訴(上告受理申立)した。しかし、2陣高裁判決の内容的な問題点を何ら指摘できない極めて説得力のないものであった。なお、原告側も1月8日に上告受理を申立てた。これで、1陣・2陣とも最高裁に係属することとなった。

今後は、最高裁闘争を基軸に、早期に勝利判決を勝ち取り、それを梃子にした政治による全面解決を目指すことになる。

#### (2) アスベスト被害救済訴訟の動き

全国6地域(東京、神奈川、北海道、京都、大阪、九州)で進行している建設アスベスト訴訟は、国の責任を認めた2012年12月5日の東京地裁判決を前進させるべく、全国弁護士連絡会議をもちつつ各地の弁護士が連携した闘いを進めている。とりわけ、一人親方の救済と建材メーカーの責任問題が最大の課題である。2014年3月19日に九州訴訟が結審し、年内判決が予想され、2014年5月15日には首都圏で第2陣提訴が予定されている。今や我が国最大の職業病となった建設現場でのアスベスト被害の救済へ向け、国と建材メーカーの法的責任を明確にすることは、補償基金制度の構築を図るためにも重要である。

2005年のクボタショック以降、企業を相手方とするアスベスト被害関連の訴訟事件は全国で約50件に上り、企業の安全配慮義務違反を認める裁判例が続

いているほか、裁判外でも相当数の和解が成立している。2013年11月には、最高裁で三井倉庫事件の上告不受理決定が出され、原告側勝訴の大阪高裁判決が確定した。しかし、曝露立証が困難な石綿肺がん事例や時効問題での敗訴判決も見受けられる。弁護士同士で情報交換・共有を図りつつ、克服することが課題である。

なお、国や大企業の責任を認める日本の判決は国際的にも注目されている。

## 2 アスベスト被害の救済に向けた闘い

建物解体に伴うアスベスト飛散防止対策として、2013年3月に大気汚染防止法が改正され、届出義務者の工事施工者から発注者への変更など一定の規制強化が図られた。しかし、現実にはその後もずさんな解体工事が報道されている。また、東日本大震災後のがれき処理現場でのアスベスト飛散防止対策もまだまだ不十分なままである。

また、環境省は2013年10月、一般拠出金率の引き下げを図ろうとし、石綿健康被害救済法の改正案を作成した。現行の一般拠出金率を維持した上で、拠出金を有効利用し、救済の充実化及び幅広いアスベスト対策費用に充てるべきである。石綿肺がんをはじめとしてまだまだ救済率が低い上、救済金額も不十分な現状を追認し、国が「隙間だらけ」のままアスベスト問題の幕引きを図ることは許されない。その意味でも国の責任の明確化が不可欠である。

今年度は、泉南アスベスト国賠訴訟の最高裁判決や建設アスベスト九州訴訟の結審、判決、首都圏建設アスベスト訴訟（神奈川ルート）での控訴審の審理の進展も予想されており、確実に勝訴を勝ち取りつつ、被害の全面的な救済と万全な被害防止対策に向けた運動の前進が求められている。

## 第三 公害弁連の今後の方向と発展について

### ——公害被害者の早期救済、公害根絶とともに、福島第1原発の被害救済と脱原発など新たな課題への取り組みの強化を——

#### 1 司法の後退を許さない闘いの重要性

一昨年の大阪・泉南アスベスト国賠2陣訴訟（大阪地裁、2012年3月28日判決）、尼崎クボタ訴訟（神戸地裁、2012年8月7日判決）、建設アスベスト東京訴訟（東京地裁、2012年12月5日判決）での一定の積極的な判決に続いて、昨年は、泉南アスベスト国賠2陣訴訟において、12月25日、大阪高裁で極めて重要な判決が勝ち取られた。しかし、一方で、薬害イレッサ訴訟では、4月12日、被害者の上告受理申立を不受理とする最高裁決定が出され、諫早湾の潮受け堤防の開門をめぐっても、すでに開門判決が確定しているにもかかわらず、11月12日、長崎地裁の、開門差し止めの仮処分事件において、司法制度そのものに対する挑戦ともいべき開門差し止めを認める仮処分決定が出される、さらに、3月21日には、カネミ油症訴訟において、新規認定患者らのカネミ倉庫に対する損害賠償請求を除外期間を形式的に適用させて認めないという不当判決が出されるなど、司法をめぐっては依然として司法の逆流というべき動きもあり、厳しいせめぎ合いが続いている。今年も、泉南アスベスト国賠訴訟の最高裁判決をはじめアスベストをめぐる様々な判決、さらに諫早湾の潮受け堤防の開門をめぐっても重要な判決等が予定され、さらに、全国各地で闘われている原発被害の全面賠償を求める訴訟や原発再稼働の差し止め訴訟も本格化してきており、司法の後退を絶対に許さない闘いの強化が求められている。

「命あるうちに解決を」は被害者の共通の切実な願いであり、判決を契機にした国や加害企業に解決の決断を求める闘いも重要である。そのためには、司法の場で早期の和解や勝利判決を目指すことは勿論のこと、国会議員やマスコミへの働きかけを一層進めるとともに各省庁や加害企業への要請行動を強めていかなければならない。公害被害者総行動実行委員会や公害弁連を通じて、各原告団、弁護団、支援者の連携、協力を

さらに発展させる必要がある。

#### 2 福島第1原発の被害救済と脱原発に向けての取り組み

2011年3月11日の東日本大震災による福島第1原発の過酷事故は、今なお依然として周辺住民の健康被害の危険性が続き、10数万ともいわれる避難者は帰宅の展望もないままにおかれ、長期避難による家庭崩壊や仕事、ふるさとを奪われるなど、その被害は、従来の公害被害とは比べものにならないほど広範かつ深刻であり、長期に亘る被害発生が続いている。今回の事故は、直接的には地震や大津波によるものであるが、東京電力や国が「安全神話」を信奉するなかで引き起こされた重大な人災であることもまた明確な事実である。こうしたなかで、被害救済の先頭に立って奮闘している福島原発被害弁護団と福島原発事故被害弁護団、福島原発被害首都圏弁護団が公害弁連に加入し、集団訴訟が、福島、いわき、千葉、東京等で闘われている。また、脱原発を求めて、全国各地で住民運動や訴訟提起が取り組まれている。公害弁連は、40年に亘る公害被害の救済と公害根絶の闘いによって積み重ねてきた経験や成果、法理論の構築等を、福島原発事故被害救済と脱原発への取り組みに生かすことが求められている。

#### 3 大型公共事業、道路、基地騒音等の差止を 目指す取り組みの強化を

民主党は「コンクリートから人へ」を掲げて政権の座に着いたが、政権末期には公約を反故にして多くの大型公共事業計画を復活させた。そして、一昨年12月、再び自公政権が復活したが、自公政権は、大型公共事業の推進の動きを強めるなどしている。

こうしたなかで、司法においては、圏央道東京高裁判決では、一昨年、国の裁量権を大幅に認めて工事の

差止を求める原告らの請求を棄却したが、その一方で、理由中で国に対して厳しい批判を行うなど従来にない踏み込んだ判断を行い、今年1月29日には、広島高裁が、国道2号線とそのうえを走る高架バイパスの騒音などの損害賠償訴訟において、沿道に勤務する者にも賠償範囲を広げるなど積極的な判断を行い、損害賠償部分は国と県が上告を断念したことから確定した。しかし、この訴訟でも騒音差し止めの請求は認められず、大規模道路の建設差止訴訟でも依然として難しい状況が続いている。しかし、自動車保有台数は頭打ちとなり、特定財源をなくした今こそ、全国各地の道路反対運動が一層強い連携をもって粘り強く運動を展開し、世論に分かり易く訴えていくことが重要である。

一方、2011年1月の新嘉手納基地訴訟の最高裁判決によって、またしても認められなかった基地空港の飛行差止請求については、これまでで最大規模の約2万2000名の原告による第三次嘉手納基地爆音差止訴訟が2011年3月28日に提訴された。これまで基地騒音訴訟において飛行差止請求は一度も認められていないが、沖縄の普天間基地の移転問題の経過を見ても、基地騒音や墜落の危険といった基地被害の事実が未だ辺野古への県内移設を阻止している大きな要因の一つとなっている。欧米では、航空機騒音が単なる感覚公害ではなく、睡眠妨害より生ずる虚血性心疾患のリスクが高いとの研究が多数行われ、WHOのガイドラインにまで載せられている。また、各基地が軍事的側面から見て本当にわが国の防衛上必要性があるかという観点からも検討を加える必要がある。全国の基地騒音訴訟団の団結は勿論のこと、他の基地被害を闘う団体とも連携して、夜間早朝等の飛行差止の実現に向けて広範な運動を展開していかなければならない。

#### 4 裁判の成果を踏まえた被害者救済や公害地域再生の取組みに前進を

イタイイタイ病は、一審判決から40年を経過し、昨年末に全面的解決が図られた。イタイイタイ病の闘いは、わが国の公害訴訟を「敗北の歴史から勝利の歴史に」転換させるきっかけとなった訴訟であり、和解成立後も、粘り強い交渉と現地調査の中で、文字通り公害を根絶させた闘いであった。わが国の公害闘争に不滅の金字塔を打ち立てたものであり、その勝利の終結を全体としても共通の重要な成果として確認したい。また、

尼崎公害訴訟も、国道43号線に環境レーンを設置させ、「尼崎ルール」を確立させるなどの貴重な成果を勝ち取るなかで昨年終結した。しかし、大気汚染公害は依然として続いており、川崎・東京の被害者救済制度を後退させず、他の自治体にも広げる取組みを行うとともに、国に対して新たな被害者救済制度を求めるため、「50万署名」を達成させるとともに、国会や東京都、環境省への運動を強めていく必要がある。道路公害対策としては、早期にPM2.5の測定を実施させるほか、尼崎の成果を引きつぎ、川崎でのロードプライシングや名古屋南部などで車線削減の実現を図っていく必要がある。一方、水俣病訴訟の関係では、未だ救済されていない多くの被害者の救済に向けて新たな訴訟が提起されている。さらに、カネミ油症新認定訴訟では、すべての被害者の救済に向けて控訴審での逆転勝訴をめざしていきたい。

#### 5 公害弁連のたたかひの経験を踏まえて新たな取組みを

公害弁連は、結成以来40年以上が経過し、四大公害訴訟に始まって多くの公害訴訟の弁護団が参加して、被害者、弁護団、支援者らの団結の力で、被害者救済と公害根絶さらには環境の再生を目指して活動してきた。現在も、四大公害以来の水俣、大気汚染の取組みが続いている一方で、大型公共事業の差止や基地騒音訴訟、アスベスト被害訴訟に加えて、福島原発事故に関する弁護団等も加入してきている。

公害弁連は、これまで、公害被害者らで構成する公害被害者総行動実行委員会は勿論のこと、公害事件で多くの協力を得てきた学者、研究者らを中心に構成している日本環境会議や日本科学者会議、公害被害者を支えてきた日本民主医療機関連合会、公害弁連も参加している公害・地球環境問題懇談会、その他労働組合、婦人団体、農民団体などとも連携して公害・環境運動を展開してきた。また公害弁連は、今後も積極的に日本環境法律家連盟、薬害弁連、全国じん肺弁連、道路全国連、ゴミ弁連、景観と住環境を考える全国ネットワーク等とも協力して、公害環境訴訟での勝利解決を目指していく必要がある。さらに、公害弁連は、新たな弁護団に加入を勧誘し、幅広い事件の弁護団を結集して、これまでの経験を生かして、公害根絶と被害者救済の目的達成に努力していくことが求められている。

## 6 地球環境問題、アジア諸国との交流の 取組み強化

地球温暖化問題では、2010年にメキシコのカンクンで開催されたCOP16では、先進国だけではなく途上国も削減行動をとる国際枠組みに合意したが、京都議定書の第二約束期間を継続するかどうかや、新たな国際枠組みの法的形式などはCOP17に先送りになっていた。そして、2011年11月28日から開催された気候変動枠組条約第17回締約国会議（COP17）と京都議定書第7回締約国会合（CMP7）では、12月11日（日）に京都議定書の第二約束期間の継続と、京都議定書に参加していないアメリカや途上国を含めた新たな制度枠組みの交渉を始めることで合意した。京都議定書の第二約束期間が明確に決定されたことは、前進したと言ってもよいが、日本、ロシア、カナダは第二約束期間の削減目標を拒否し、京都議定書から事実上離脱した点は大きな問題である。

わが国では、25%削減の中期削減目標を達成させるために、出発点ともいえる地球温暖化対策基本法案の早期成立を目指す必要がある。また、東日本大震災において発生した福島第一原発等の重大事故を教訓として、原発に頼らない地球温暖化対策を遂行するように、政府や電力会社に対し強く働きかけていくとともに、政府に対し再生可能な自然エネルギーを中心として25%の中期削減目標の達成政策を早急に策定するよう求めていく必要がある。

また、TPP問題については、わが国の農業を破壊し、環境の面でも重大な影響をもたらすもので、これに強く反対していくことが求められている。

アジア諸国との交流としては、10年来、韓国司法修習生の「日本の公害・環境訴訟」研修を受け入れてきたが、本年も要請があれば、韓国司法修習生の研修実施の方向で検討したい。また、韓国、中国などとの弁護士らとの交流を一層活性化させ、合同のシンポジウムの開催等も検討したい。

## 【二】各地裁判のたたかいの報告

### (原発)

#### 〔1-1〕福島原発被害弁護団（浜通り弁護団）の活動

福島原発被害弁護団 幹事長  
弁護士 米 倉 勉

##### 1 原発被害を巡る情勢

###### (1) 被害者の置かれた助教

事故発生から3年が経過したが、その間も炉心損傷した原子炉の状況は不安定なままであり、汚染水の流出という深刻な事態も拡大し続けている。そのような状況の中で、避難生活を強いられている多数の被害者、日々の緩慢な低線量被ばくに晒されている居住者らの被害は、さらなる長期化の中で、疲労と焦燥感を増加させている。

###### (2) 政府の政策転換

政府は2013年12月、それまでの「全員帰還」政策を転換して、元の地域への帰還を断念して移住することを選ぶ区域が生じることを認めるに至った。事態の深刻さを認め、無理な帰還の強要を避けるということであるならば、ある意味では前進であるが、他方でそれが避難者の支援と保障の打ち切りに過ぎないものであれば、有害である。帰還するかしないかの選択は、被ばくりスクの受け止め方と、早期の生活再建を求めている自己決定に基づくものでなければならず、そのためには生活再建（原状回復）に足りるだけの適正な賠償がなされなければならない。また、帰還をしない（移住を選択する）ことは、すなわち故郷（ふるさと）の喪失を意味している。そのような重大な被害に対する十分な賠償を要することも論を待たない。

###### (3) 原賠審の指針

また、同月26日、原賠審は住宅確保損害や帰還困難区域の住民の慰謝料を賠償に上乘せする方針（第4次追補）を公表した。これは全国の原発被害者救済を訴える弁護団が住宅の再取得価格の賠償やふるさと喪失慰謝料の賠償を強く求め、主張し続けてきた成果だと考えられる。もっとも、避難中の月額10万円の慰謝料支払いの一定期間分（累積）を超える慰謝料を支払うことは想定されていないこと（それでは、避難生活に伴う精神的苦痛への賠償であっても、ふるさとを喪失したことそのものに対する慰謝料とは言えない）、その支払対象は主に帰還困難区域の住民に限定されていることなど、原賠審の指針には様々な課題が残っている。

##### 2 この間の活動

###### (1) いわき市民訴訟

2013年3月11日、事故から2年目の3・11を期して、いわき市に居住する市民822名が原告となり、国と東電を被告にして集団提訴した。その後11月21日に第2次提訴を行い、原告の数は合計約1300名に及んでいる。請求の内容は、いわき市内の空間放射線量が元どおりになり、かつ原子炉の廃炉が実現するまで、月額3万円（大人）・8万円（18歳未満の未成年者）の慰謝料の支払いを求めること、併せて事故直後の混乱期における重大な精神的苦痛に関する慰謝料として1人25万円、妊娠していた女性の精神的苦痛についても1人25万円の支払いを求めるもの

である。これらの請求の延長上には、低線量被ばくによる住民らの不安を解消するための継続的な健康管理、そして生涯にわたる医療や生活保障、さらには社会的差別等を防止するための社会教育などの、政策実現の要求が掲げられている。そのために東電及び国の責任を明らかにすることが、この訴訟の重要な目的の1つである。そして、この裁判を通じての、福島第一・第二原発の廃炉と脱原発の実現が、原告らの共通する要求である。

訴訟は、2014年3月までに4回の口頭弁論を行い、責任論を中心に多数の準備書面を提出し、主張・立証を重ねてきた。今後、被告側の反論と、並行してもう一つの論点である損害についての主張・立証が続く予定である。

なお、毎回の弁論では、原告本人による意見陳述を実施してきた。毎回2、3人が、各10分ないし15分程度の時間で被害の実相を語る。原告らは、年齢・性別・職業・地域など多様な属性を持つ被害者であり、それぞれの受けている損害の実態は多様である。それらの多様な損害の実情を裁判官に直接訴えることは、本件で審理される放射能公害という「事態」の実相を理解し、適正な訴訟指揮による主張・立証のあり方を方向付けるために、必要かつ極めて有益である。

## (2) 避難者訴訟の追加提訴

2012年12月3日の第1次提訴に加えて、2013年7月17日に第2次提訴（原告178名）を行った。これらは併合されて、合計217名の「第1陣」原告団となっている。加えて同年12月26日には、第3次となる追加提訴を行った。川俣町山木屋地区からの避難住民を中心とする合計137名によるものであり、第1陣とは併合しないで、第2陣として進行する予定である。

これら合計354名に上る避難者の集団訴訟は、避難生活の長期化の中で、生活の再建を確保するために、重要な段階に至っている。弁護団では、被害の実相を裁判所に理解してもらうために、早期に現場に臨んでの検証を実現するよう求めている。未曾有の放射能公害である本件で、現場を見ないで判決をすることなどあり得ないことだと考えている。そうだとすれば、その検証は被害に関する総論的立証の要として、審理の早い段階で実現することが望まし

い。その上で、原告本人尋問など各論立証を実施し、裁判所がその意味するところを深く理解することが求められる。

避難者訴訟（第1陣）も、2月までに3回の弁論を行い、その都度原告本人に意見陳述を実施してきた。今後、本格的な損害立証に向けて、弁護団の活動は一層ハードなものになりつつある。

## (3) 個別訴訟

上記2つの集団訴訟とは別に、2件の「自死」被害者訴訟、石材運搬船の被害訴訟（「石船」訴訟）、ゴルフ場の従業員に関する被害訴訟等の個別訴訟が先行している。これらについても、今後順次終結して、判決に至る段階にある。

## (4) 東電との直接交渉

弁護団では、集団訴訟の提起に先立って、これまで約2年間にわたって東電との直接交渉の席を継続的に設けてきた。ほぼ毎月1回のペースでの交渉により、多くの被害者について一部和解の合意を取り結び、一部支払いを確保してきた。その上で、合意に至らない損害を提訴の請求対象とするという構想である。一部和解の内容は、残念ながら中間指針の水準をほとんど出ない実情にあるが、それでも障害者の実情に応じた避難慰謝料の上乗せ、営業損害の補償など、一定の成果を挙げてきた。今後もさらに、故郷喪失慰謝料の積み上げなど、裁判に先行して、東電の姿勢を正し、生活再建が少しでも早期に実現するための場にしていきたい。

# 〔1-2〕「生業を返せ、地域を返せ！」

## 福島原発事故被害弁護団の取り組み

「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発事故被害弁護団  
弁護士 馬奈木 巖太郎

### 1 2013年の弁護団の取り組み

弁護団の取り組みは、大きな柱としては、以下のとおりであった。

#### 《集団訴訟の提起（原状回復訴訟）》

2013年3月11日、第一次原告800名は、国と東電を被告とし、原状回復と慰謝料を求め、福島地裁に提訴した。被害者に共通する想いを込めて、「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発訴訟と称されるが、今回の事故について、国の法的責任を明らかにさせるとともに、損害賠償のみならず原状回復を求める、全国で最初の、そして現在のところ唯一の集団訴訟である。第二次提訴は9月10日に約1200名、第三次提訴も2014年2月10日に620名でなされた。第一次から第三次まで合わせて約2600名という全国最大の原告団となっている。

原告は、事故時、福島、宮城、山形、栃木、茨城各県の居住者で、そのまま居住地にとどまっている者（滞在者）と、事故時の居住地から避難した者（避難者）が、1つの原告団を構成している。0歳児から92歳まで、属性も農業、事業者、会社員、主婦、年金生活者、教員、漁業関係者など多様である。

私たちは、今回の事故を“公害”と位置づけ、国と東電の責任を追及しつつ、被害者の根本的な要求である原状回復と完全賠償を実現させ、全体救済のための制度化を求めている。この訴訟も、このような取り組みを実現させるための一環として位置づけられている。

訴訟提起に際し、私たちが重視してきたのは、①加害と被害の構造を浮き彫りにし、国の責任を明確にすること、②公害事件の伝統に倣い、賠償のみならず、差止と再生までを組み込む射程とすること、③被害者の諸要求の具体化・制度化を図り、全体救

済を目指すこと、④国や東電による被害者の選別と分断を乗り越え、完全救済を求めること、といった点である。

これらをふまえ、たとえば、中間指針や原子力損害賠償法（原賠法）の枠組みを乗り越えること、滞在者と避難者が連帯し一体的にたたかうことなどの実践的な方針が確認され、この間、運動上のスローガンと合わせて訴訟上の請求としても原状回復を掲げることや、訴訟上の請求としては個々の損害ではなく共通損害を打ち出すことといった形で、それぞれ具体化されてきた。

また、原告団は、達成すべき目標ともいえるべき要求項目を取りまとめ、原告団総会において採択した。要求項目「私たちが求めるもの、私たちが目指すもの」は、前文に加えて、責任、原発関係、環境汚染対策、賠償、医療・健康管理、生活再建など8分野にわたる項目から構成されているが、原告団のマニフェストとして、また団結の要として、今後の取り組みの方向性を指し示すものとなっている。

#### 《集団訴訟の提起（ふるさと喪失訴訟）》

2013年5月30日、国と東電を被告とし、“ふるさと喪失”慰謝料と居住用不動産の賠償を求める集団訴訟（「生業を返せ、地域を返せ！」ふるさと喪失訴訟）が、福島地裁に提起された。原告26名は、事故時、南相馬市、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楡葉町の各市町に居住していたが、現在は福島県内、千葉県、神奈川県、東京都にいずれも避難している。

原告は、事故前は豊かな自然環境の下、それぞれの生業を営み、家族や友人をもち、平穏な生活を送っていた。しかし、被ばくを避けるため、着の身着のまま避難を余儀なくされ、避難生活が長期化するなか、いわば“生殺し”の状態に置かれている。高濃度に汚染されていることなどから、元の居住地に

帰還できる見込みは、今後も長期にわたって立ちそうにない。

こうした被害を一言で表すならば、『「ふるさと」の喪失』というしかない。これに対する救済は、本来的には、放射性物質を取り除き、生活インフラや生業の場を復活させるなど、“ふるさと”において安心して元の生活を取り戻すことができるよう原状回復することしかない。しかし、現在その見通しはなく、可能だとしても、それには長期間を要する。そうである以上、せめて新たな居住地において、新たな生活基盤を築くに足りる賠償を求めることは、被害者の当然の権利であるはずである。

また、現在の賠償枠組みでは、政府による区域再編に応じて、賠償の有無や期間、水準などが決められているが、加害者による一方的な線引きは、被害の実態を全く反映していない。それゆえ、この訴訟は、賠償の対象となる面的な広がりを拡大させること（横出し）、賠償の水準を引き上げること（上乘せ）など、被害の実態に即した賠償を求めるという実践的な目的を有している。もちろん、原告だけが救済されればよいということではなく、全体救済を目指した取り組みとして位置づけられている。

“ふるさと喪失”訴訟の原告は、原状回復訴訟の原告団の一員でもある。原状回復訴訟が、あくまでも基本であり、“ふるさと喪失”訴訟の原告は、全員が原状回復訴訟の原告団に加入することが確認されている。1つの原告団として、原状回復訴訟も“ふるさと喪失”訴訟も兄弟訴訟として全力で取り組むというのが、私たちの方針である。

#### 《その他の取り組み》

弁護団では、上記集団訴訟のほか、県内・県外避難者、農家、建設や製造、スキー場、漁業にかかわる事業者などの損害について、個別事件として受任し、対応している。

内容としては、自死案件のほか、営業損害、土壤被害（腐葉土等）、機具など営業損害に関するもの、避難費用、慰謝料など個人としての損害に関するものなどである。このうち、自死案件については、自死案件をめぐる請求としては全国で初めて東電の責任を認めさせ、ADRで和解を収めることができた（ただし、東電は金銭支払いをもって解決済みとする態度に終始しており、遺族の求める謝罪には不当にも

応じていない）。

また、弁護団は、各地での相談活動や請求支援、国や東電との要求実現に関する交渉などにも積極的に参加し、被害者支援に取り組んでいるほか、全商連や農民連など民主団体との連携も図っている。

## 2 2014年の動向

集団訴訟においては、現在、責任論をめぐって審理がなされている。2013年11月には、裁判所は、東電に対し、事故前に行っていた津波などに関する試算データを提出するよう求める決定を出したが、東電は提出を拒否した。2014年1月の第4回期日では、裁判所が東電の過失は重要な争点だと認識している旨発言し、東電にその前提で反論を準備するよう求めた。東電の過失が審理対象となったのは、全国で初めてのことである。

また、原告団は、第四次、第五次と追加提訴を続けていく方針であり、年内には5000名を突破する原告団となるべく組織化に努めている。

今後は、国と東電の反論が、3月以降、3回の期日にわたって提出されることになっており、原告らとしては再反論、さらには被害立証、専門家証人、検証などの実施に向け、準備を進めて行く予定である。

引き続き、訴訟に対する支援を心からお願い申し上げる。

# 〔1-3〕福島原発首都圏弁護団のたたかい

～「線引き」による分断、被害者の切り捨ては許さない！～

福島原発首都圏弁護団 共同代表  
弁護士 中川 素充

## 第1 1次、2次訴訟の現状

当弁護団は、「線引きは許さない!」「すべての被害者の被害救済と生活再建を!」をスローガンに避難区域の内外を問わず、東京電力福島原発事故の被害者に対する謝罪と被害回復（生活再建に適った完全賠償、原状回復）を目的として、活動をしている。

2013年3月13日、3世帯8名を原告として、国と東京電力とを被告として、東京地裁に提訴した。その後、同年7月26日、14世帯40名が2次提訴をした。原告の大半がこれまでなかなか被害の声をあげられなかった避難指示区域の外から避難した人たち（区域外避難者）や滞在者である。

現在、1次、2次訴訟は、併合され、東京地裁民事第50部に係属している。

東電は、原賠法、原賠審の中間指針に固執し、民法の不法行為責任に関する議論を回避しようとしている。他方、国は、国家賠償責任について、全面的に争う姿勢を示している。こうした展開は、他の地域の訴訟と変わるところではない。

## 第2 福島原発被害東京訴訟3次提訴と被害者に共通するもの

### 1 3次提訴の概要

本年3月10日、73世帯234名が追加提訴した。内訳は、次の通りである。

- ・都内等への避難者  
19世帯 42名
- ・福島県田村市常葉町早稲川地区の住民  
42世帯 152名
- ・福島県の他の地域（福島市、郡山市など）の住民  
5世帯 20名

- ・栃木県の県北地域の住民  
7世帯 20名

## 2 原告らの特徴

### ① 少しずつ広がる訴訟の動き

～都内等への避難者、現地滞在者～

都内等への避難者は、ほとんどが区域外避難者である。区域外避難者は、避難という実態は変わらず過酷な避難生活を送っているにもかかわらず、「自主（的）避難」と言われ、「避難者」として扱われなかったり、言われなき誹謗中傷を受けたりする。また、区域外で居住し続ける者も日々放射能汚染・低線量被ばくにより晒され、収束しない原発事故の不安に脅え、自然環境を奪われるなど地域社会が劣化し、中には（一部家族の避難により）家族が分断させられるなど多大な被害をこうむっている。にもかかわらず、公的な支援は極めて乏しく、賠償問題でも大きな差別を受けている。

こうしたなか第1次、第2次提訴に勇気づけられて、少しずつであるが、提訴の動きが広がっている。

### ② 道路一つでの線引き、分断

～田村市早稲川地区～

そして、田村市の早稲川地区に至っては、福島第1原発から30キロと少しだけしか離れていない集落で、隣接地域は区域内（旧緊急時避難準備区域）となっている。そのため、道路一本を境に、賠償問題だけでなく、税金や医療費、義援金等についても、全く別の扱いになっている。もちろん、「線引き」されたラインで放射線量が変わる訳ではない。このことは、地域住民の関係をも分断させることとなった。このことにより住民の国・東電に対する不信感が高まり、早稲川地区約65世帯のう

ち約3分の2の世帯が提訴に踏み切ったのである。

### ③ 賠償問題の「蚊帳の外」

#### ～栃木県北地域～

また、栃木県北地域（那須塩原市など）は、福島県に隣接していることに加えて、原発事故後の風向き等の影響から、大量の放射性物質による汚染が広がった。現在でも、空間放射線量や土壌中の放射性物質が福島県内と同程度や相当程度に高い場所がある。しかし、賠償問題に関しては、東電の「自主的避難等対象地域」からも外れており、「蚊帳の外」に置かれたままである。これまで地元の市民団体と協議を重ね、栃木県内の住民初の集団提訴に至った。今後も追加提訴を行っていく。

### ④ 社員を率先して切り捨て

#### ～東電社員～

今回、東京電力の現役社員が原告に加わった。20代男性の社員で、原発事故当時、大熊町在住で、福島第一原発に勤務していた。彼は、事故後、他の被害者と同様に過酷な避難生活を送った（さらに、東電により、過重労働を強いられ、体調を崩してしまい、現在、休職中である。）。そのため、東電に対する直接請求を行なおうとしたが、拒絶どころか、上司などから恫喝というべき対応をされた。やむなく、原子力損害賠償紛争解決センター（原発ADR）に申立を行ない、2回は一部賠償を受けたものの、3回目は、同センターの和解案を東電が拒否するという事態に至った。東電社員も原発事故の被害者であることに変わりない。線引き、被害者の分断は、地域だけではない。

## 3 共通する「線引き」による分断、

### 被害者の切り捨て

原発事故が発生してまもなく3年を迎える、未だに事故は収束しておらず、原発事故被害者の被害回復への路はまだ見えないままである。加害者である国・東電は、まともな賠償に応じようとしないどころか、避難地域の再編、避難指示の解除、帰還政策の推進などにより、さらなる「線引き」による分断、被害者の切り捨てを行なっている。

今回の提訴原告は、区域外避難者・滞在者、その問題が典型的に表れる早稲川地区、「自主的避難等対

象区域」にもなっていない栃木県北地域、切り捨てが行われる東電社員、いずれにも共通するのは、「線引き」による被害者の分断、被害の切り捨てに翻弄されているということである。こうした動きは、過去の公害における加害企業、国が行なってきたことと共通する。

私たちは、こうした「線引き」が無意味なものであることを明らかにし、全ての原発事故被害者がもとのくらしを取り戻すことが出来るよう、全力で取り組んでいく決意である。

## 第3 今後について

現在、他の公害弁連加入弁護団のみならず、全国各地の弁護団で連絡会を結成し、情報交換、さらには連携をしていく方向になっている。今後も全国の叡智を結集させて、研究者の方々と協力し、裁判の勝利を勝ち取り、全ての被害者が生活再建に適った賠償、恒久対策（住宅、健康管理、就労、教育、差別防止など）、再発防止（脱原発）を実現させていきたい。

当弁護団は、被害者組織、避難者の支援団体と連携して、政策要求や生活支援にも取り組んでいるが、現在の大きな課題は、避難者の応急仮設住宅の期間問題、健康管理問題である。

弁護団の活動や考えについては、ブログ <http://genpatsu-shutoken.com/blog/> に掲載している。

弁護団の活動は、訴訟内外と多岐にわたり、ますます大きくなっているが、恒常的な人手不足となっている。是非、ひとりでも多くの方々の弁護団への参加を求めたい。

## 〔1-4〕 原発裁判報告

原発被害救済千葉県弁護団 事務局長  
弁護士 滝 沢 信

原発被害救済千葉県弁護団は、2011年9月に、千葉県弁護士会の有志60名ほどで弁護団を結成し、以降、主に、福島第一原発事故後千葉県内に避難している被害者の相談を受けつつ、原発損害賠償の実現を目指して、東電との交渉、ADR申立手続、訴訟を受任しています。これまで、千葉市や松戸、茂原、成田市などで約20回の原発被害相談会（千葉県弁護士会と共催）を実施してさまざまな原発被害の相談を受けてきました。

この中で、事故から2年目にあたる昨年3月11日、千葉県内在住の被害者8世帯20人が、福島やいわき、東京の各地裁と同時に、千葉地裁に第一次の原発損害賠償集団訴訟を起こしました。さらにその後同年7月12日にも、10世帯27人が原告となって千葉地裁に第二次訴訟を提起しています。いずれも東電と国を共同被告とし、原発事故で失われた財産損害、避難生活やふるさと喪失の慰謝料の支払いなどの損害賠償を求め、同じような集団訴訟を担う各地弁護団とも協力しながらこの裁判を闘っています。言うまでもなく、この裁判は、事故後今日も続く被害者の過酷な避難生活に対する適正な賠償のみならず、国が進めてきたこれまでの杜撰な原発推進政策や、さらには今後の原子力依存政策のあり方という重要な論点を司法の場に提示し、東電はもちろん、原子力規制権限の行使を漫然と怠った国の法的責任を明確化することによって二度と再び原発事故を起こさせないことを目的とするものです。

千葉県に避難している原発被害は3000人とも言われますが、他の地域に避難している被害者と同様、この原発事故によって、突然平穏な生活を失いました。かつてそこにあったのは、古くから続く福島の豊かなふるさとの歴史であり、その中で培ってきた風土や慣習、人々のふれあいであり、決して他に代替することのできない生活ですが、その被害の実態は実に広範かつ多様で、それぞれの被害者が今も抱える苦悩と絶望感を言葉で言い表すことは到底不可能です。

これまで、千葉地裁では一次、二次合わせて6回の

口頭弁論が行われましたが、被告の国や東電の対応は、その不法行為責任を一切否認しています。東京電力の答弁は、原子力損害賠償法の間中指針に沿って賠償しているとの主張を繰り返すのみの冷酷非情なものです。この中間指針自体が、加害者側が一方的に作って押しつけた暫定的かつ最低限のものであって、決して裁判の基準ではないことを東電は意識的に無視しています。

そればかりか、中間指針は、いわば加害者が、住んでいた区域によって被害者を分断差別化する弊害をはらむもので、これまでの公害事件と同様な悪しき対応を想起させます。被告国の主張も、今回の津波が想定外であり、事前にそれを予見することは不可能だったとして、規制権限不行使の責任を否定しています。

しかし、これまでの訴訟でも明らかにした通り、原発事故の5年前である2006年の時点では、国や東電は、今回と同程度の規模の津波到来の可能性に関する様々な知見を蓄積していたのであり、遅くともこの時点で、福島第一原発の建屋の水密化や非常用電源設備の防水化などの対策により本件原発事故を未然に防ぐ措置を講ぜしめることは十分可能だったものです。また、これまで、訴状や準備書面で、原告は、被告国が、諸外国では綿密に対策を講じられていた原発の過酷事故対策に真剣に取り組まず、業者任せにしていたことも明らかにしていますが、国は、その都度適正な行政指導を行ってきたから責任はない、と逃げています。強制力のない行政指導が、原発の過酷事故防止の対策として不十分であることは誰でも解ることです。

ところで、この原発集団訴訟を担う千葉地裁の合議部の審理は、現時点で、他の裁判所の進行と比べてかなり早く、この夏には、争点の整理を終えて人証調べに入るような状況です。もとより、被害の救済という観点から早期裁判の終結は重要ですが、一方、裁判の拙速は厳に戒めなければならないことは言うまでもありません。この未曾有の原発事故を起こした責任者を明らかにしない裁判は絶対にあり得ないことを常に共通認識に据えながら、各地の弁護団とも連携を密にし、

加害者である国と東電に、責任を認めさせるまで、闘い抜く所存です。

ちなみに、現時点で決まっている、千葉地裁の原発集団訴訟口頭弁論の日程は、以下の通りですので、多くの市民の傍聴を通じた原発裁判の監視を強化を図ればと念じております。

法廷はいずれも 601 号法廷で、裁判開始 15 分前から

地裁玄関にて傍聴券配布。

2014 年 3 月 12 日午前 10 時 30 分、及び 13 時 30 分から（二次訴訟第 2 回）

2014 年 5 月 9 日午前 10 時 30 分から（一次訴訟第 6 回）

2014 年 6 月 25 日午前 10 時 30 分、及び 13 時 30 分から（二次訴訟第 3 回）

2014 年 7 月 11 日午前 10 時 30 分から（一次訴訟第 7 回）

## 〔1-5〕 福島県田村市都路町地区の集団提訴事件原発裁判報告

阿武隈会弁護士

弁護士 大森 秀昭

1 2014 年 3 月 10 日、福島県田村市都路町地区への移住者、移住検討者 21 世帯 44 名が、東京電力株式会社及び国に対する損害賠償請求訴訟を東京地方裁判所に提訴した。

田村市都路町地区は、福島第一原発から 20～30km 圏内に位置し、旧緊急時避難準備区域に指定された地区である。原告らは、福島第一原発の事故により、福島県内外への避難の継続を強いられており、都路町地区に所有していた不動産の利用が不可能な状態におかれたままの状態にある。

本件訴訟の請求内容は、各原告所有の土地、建物、家財の賠償と、自然との共生生活等喪失慰謝料としての一人当たり 1000 万円の慰謝料等であり、全原告の請求総額は約 13 億円である。

2 原告らは、自然との共生生活、自給自足の生活、第二のふるさと、終の棲家を求めて自然豊かな都路町に住居を求めた者らであり、山林原野に囲まれた土地を購入し、自分の手で宅地や農地を整備し、建物を建築する等、長年の労力と資金を投じて「自然に囲まれた暮らし」を実現してきた。

しかし、原告らが所有する不動産の周囲の山林原野は、国の除染計画も定められておらず、仮に除染

作業を行ったとしても完全に安全な元の環境を回復することはおよそ不可能な状況にある。このため、原告らが所有する不動産や家財は、本件事故による放射性物質による汚染により使用不能となり、その財産的価値が奪われ、原告らが資金と労力を費やして実現してきた自然との共生生活は二度と回復できない状態におかれた。

原告らは、かかる原告らに生じた多大な財産的損害と精神的損害について被告らに賠償を求めて提訴したものである。

3 原告らは、原子力損害賠償紛争解決センターに対する和解仲介の申立てによっては、上記の原告らに生じた損害の賠償を得ることができないために本件訴訟を提起した経緯にもある。

すなわち、まず、不動産や家財の損害に関しては、原子力損害賠償紛争審査会が策定した中間指針（追補含む）は、旧緊急時避難準備区域に存在する不動産や家財の賠償の指針について言及していない。和解仲介機関である原子力損害賠償紛争解決センターは、旧緊急時避難準備区域の不動産を所有していた被害者がその損害の賠償を求めて和解仲介の申立てを行っても、判断を回避して和解案を提示しない対

応を続けており、現在までにこの損害の賠償を認めたと和解案を提示した例は存在していない。

次に、避難慰謝料については、中間指針第二次追補（2012（平成24）年3月16日）は、「中間指針において避難費用及び精神的損害が特段の事情がある場合を除き賠償の対象とはならないとしている『避難指示等の解除等から相当期間経過後』の『相当期間』は、旧緊急時避難準備区域については平成24年8月末までを目安とする。」としていることから、旧緊急時避難準備区域に居住していた本件原告らは、平成24年9月以降の避難慰謝料については「特段の事情」がない限り支払を受けることができない扱いとされている。そして、原子力損害賠償紛争解決センターは、この「特段の事情」がある場合とは、「身体又は精神の障害があり、避難先での医療措置・福祉的措置を継続する必要がある者」、「持病があり、避難先での医療措置を継続する必要がある者」、「本件事故前から同じ勤務先において就労しており、帰還すると通勤が困難である者」、「帰還することなく避難先の学校への通学を継続しなければならない事情がある者」等と例示しているが、このセンターの基準では、本件原告らが平成24年9月以降の避難慰謝料の支払いを受けることは困難なのである。

さらに、原子力損害賠償紛争解決センターは、被害者らが本件事故によるコミュニティー喪失の慰謝料を請求する内容の和解仲介申立を行っても、その判断を回避し、和解案の提示を拒否する対応を続けている。かかる対応からして、同センターによって本件原告らの請求である「自然との共生生活等喪失慰謝料」に関する和解案が示されることを期待することも不可能である。

4 国会事故調は、「当委員会は、本事故の根源的原因は歴代の規制当局と東電との関係について、「規制する立場とされる立場が『逆転関係』となることによる原子力安全についての監視・監督機能の崩壊」が起きた点に求められると認識する。何度も事前に対策を立てるチャンスがあったことに鑑みれば、今回の事故は「自然災害」ではなくあきらかに「人災」である。」と述べ、本件事故が人為的な原因によってもたらされたものと断定し、被告東電と被告国との責任に言及している。

本件訴訟の原告らは、まさに上記国会事故調と同一の視点に立って、本件事故の発生について、被告東電の原子力損害の賠償に関する法律上の責任を確認することに加えて被告東電の民法709条の不法行為責任を明確にし、同時に被告国の国家賠償法に基づく責任を確認した上で、原告らに発生した全ての損害の賠償を履行せしめ、原告らが失った生活を取り戻し、人間の尊厳を回復することを可能とする完全な損害賠償を実現するために本件訴訟を提訴したものである。

加えて、原告らは、本件訴訟において本件事故についての被告東電と被告国の責任を明確にすることにより、事業者である被告東電と規制当局である被告国に原子力の安全に関する抜本的な対策を講じさせ、福島第一原発のような危険な原子力発電所の稼働を直ちに停止させ、原子力発電所の事故が二度と発生しないことの実現を追求するものである。

# 〔1-6〕 浪江町支援弁護団の活動報告

浪江町支援弁護団 事務局長  
弁護士 濱野 泰嘉

## 1 弁護団紹介

浪江町は、2013年5月29日、町民を代理して、原発ADRの集団申立を行った（浪江町原発ADR集団申立。以下「本件集団申立」という）。同年12月末の時点で、1万5313人（6171世帯）が参加しており、全町民の71.4%にあたる。

そして、浪江町から本件集団申立を復代理しているのが、浪江町支援弁護団である。

浪江町支援弁護団は、早稲田大学大学院法務研究科（法科大学院）の教員有志が東日本大震災直後に立ち上げた「早稲田大学東日本大震災復興支援法務プロジェクト」から派生するかたちで、早大・法科大学院の教員や卒業生の弁護士を中心に、2013年3月に発足した。現在、東京や福島 of 弁護士を中心に実働約20人で活動しているが、団員の4分の3が60期代という若手の多い弁護団である。

## 2 本件集団申立の特徴と目的

本件集団申立の特徴は、なんと言っても、浪江町が町民を代理して集団申立をしたことである。町が町民の代理人となる方法は、これまでに例がなく、手続的な困難さも予想された。しかし、町は、被害のまったただ中に置かれ取り残されている町民の声を受けとめ、町民に共通する被害状況を代弁し、被害回復の先頭に立つことこそが必要であると、あえて町民の代理人となる方法を選択したのである。

また、本件集団申立の目的は、単なる賠償請求にとどまるものではなく、①浪江町民の原発事故による被害実態を明らかにし、申立内容を実現すること、②中間指針を被害実態を反映させた適切なものに改定させること、③浪江町のみならず、双葉郡、福島県さらには原発事故により被害を受けた人全員について完全賠償を実現することを確認した。

そして、全町民に共通する事項のみ請求することと

し、東電に対し、①原発事故の法的責任を認めた上での謝罪、②浪江町全域の除染（原状回復）、③慰謝料月10万円からの増額などを求めることにしたのである。

## 3 浪江町被害実態報告書

浪江町民が原発事故により受けた被害の大きさ、深さ、複雑さなど被害の実態を明らかにし、社会に訴えていくことが、本件集団申立の目的の1つである。原発ADRや原子力損害賠償紛争審査会（以下「原賠審」という）に被害実態を示すだけでなく、原発事故による被害が続いているにもかかわらず、次第に風化しつつある日本社会への警鐘という側面もあった。

浪江町は、本件集団申立の参加申込みを受けるにあたり、法務プロジェクトの和田仁孝早大法務研究科教授らの協力を得て、高校生以上の町民を対象に「精神的損害実態調査アンケート」を実施した。その結果、9384通の有効回答を得た。アンケートの自由記載欄には、町民一人ひとりの切実な訴えが刻まれていた。これを、和田教授らが集計分析したものが「浪江町被害実態報告書」（以下「浪江町報告書」という）である。

浪江町報告書は、浪江町民の被害を浮かび上がらせた上で、このようにまとめている。すなわち、「各被害項目はそれぞれ単体で作用しているのではなく、相互に関連して影響を与えあうものとなっている。たとえば、『仮設住宅での生活』、『世帯の分離』、『収支の悪化』、『住環境の悪化』、『健康被害』、『高齢者の被害』、『子供の被害』等は、すべて相互に関連しあっている。精神的苦痛の中でこれらの各被害項目を相互に切り離し分類することは不可能であるし、また被害の社会心理学的意味の把握にとっては、著しく不適切でもある。すなわち、被害に対する補償を考える際も、安易に被害を分類（カテゴライズ）し個別の被害の積み上げ方式で補償内容を算定することは適切とは思われず、被害は総体として、『あるがまま』に把握するアプローチを取ることが正しいと思われる。」

この浪江町報告書は、原発事故被害の実態を明らかにするものとして、本件集団申立だけでなく、全国各地の原発事故賠償請求訴訟などで活用してもらおうべく、有償ではあるが配布させていただいた。配布を希望する方は、直接ご連絡いただきたい。

#### 4 仲介委員による現地調査

公害弁連の諸先輩方から、公害裁判での検証の重要性を何度も聞かされていた。被害の現場に足を運んでいない裁判官に、判決が書けるわけがない、書かせてはいけないということである。

また、浪江町自体も、原賠審が現地調査も被害実態調査もせず、被害者の現状を直接見ることなしに中間指針を策定したことに、非常に憤慨していた。浪江町民も同様である。そのため、本件集団申立では、仲介委員が現地調査や被害実態調査なしに和解方針を出すことなど、受け入れられる余地はなかった。

浪江町と弁護団は、本件集団申立前から原紛センターに現地調査の要望を伝え、申立後も仲介委員や調査官

に事あるごとに現地調査を要求し続けた。2013年5月29日の集団申立以来、8か月の間に、3回の追加申立、4つの準備書面と140を超える書証の提出、そして、4回の進行協議と3回の事務協議を行ったが、常に現地調査の必要性を訴え続けた。

その結果、2014年1月31日、仲介委員・調査官による浪江町・仮設住宅の現地調査が実現した。仲介委員3名、調査官3名、随行員7名、東電側10名での実施である。

現地調査当日、福島市の天気は雪だった。雪は次第に激しさを増し、まったくやむ気配がなかった。しかし、むしろ、この雪が、仮設住宅などの暮らしの厳しさや、浜通りとの天候の違いを際立たせてくれたと思う。

そして、浪江町の現地調査では、津島地区から入り、浪江町中心部、そして、請戸地区へと、浪江町全域を調査することができた。仲介委員・調査官の目つきがどんどん変わっていくと感じたのは、私だけではないだろう。被害実態を踏まえた和解方針の提示を期待している。

## 〔2〕 京都大飯原発差し止め訴訟の現状

京都脱原発弁護団 事務局長  
弁護士 渡辺輝人

本稿では、昨年報告した2013年2月までより後の状況を報告する。

### 1 運動の現状

#### (1) 原告団の現状

##### ア 原告団の数

原告団の数は2012年11月29日に提訴した第一陣1107名、2013年12月3日に提訴した第二陣856名で、合計1963名となっている。現在も原告を集めて、引き続き、大規模な追加提訴をする予定で

ある。

#### イ 活動の状況

原告団の運営については、20名ほどの原告が名乗り出て世話人会を結成し、月に一度のペースで行っている世話人会を中心に行っている。原告との連絡はブログ、あらかじめ登録されたメールアドレス、通常の郵便などによっている。IT技術になじまない原告については別途通信費を頂いて郵便で連絡を取るなど、工夫もしている。口頭弁論期日の行動呼びかけ、総会への参加呼びかけ、新たな原告募集への協力要請、など原告団からの行

動提起に対しても、個別の原告が旺盛に反応している。

弁護団とは別に原告団がホームページを作成しており、活動の状況は底でも報告されている。

## (2) 2013年6月1日の原告団結成総会

この日の翌日が「ノーニュークスデー」として全国的な街頭行動が呼びかけられていたこともあり、総会前には関西電力の京都支店を“包囲”するデモ行進をした。

結成総会で原告団の世話人会、団長、事務局長等を正式に承認した。

立命館大学教授の大島堅一氏に、「原発のコスト」について記念講演をしていただいた。弁護団からは訴状の説明をし、原告団からその後の行動提起等が行われた。

会場が一杯になる250人超の参加で成功した。

## (3) 口頭弁論にあわせた行動

後述の口頭弁論期日にあわせ、原告団で行動を行っている。毎回200名程度は参加していると思われる。口頭弁論開始前には裁判所の周囲をデモ行進し、口頭弁論中、法廷（原告は柵の内側と外側あわせて100名程しか入れない）には入れなかった原告については、弁護団主催の模擬法廷に参加するようにしている。模擬法廷の開催は九州の弁護団に倣ったものであるが、法廷の中と外で認識のずれが生じないようにするためには重要である。一方で、今後、法廷の中以上に内容のあるものにするための工夫も重要だと考えている。訴訟終了後は報告集会を行っている。カンパは折々で集めているが、報告集会の場でも、毎回、少くない額のカンパが寄せられており、原告団活動の原資となっている。

## (4) 学習会の開催、福島交流ツアー開催

また、原告団では、福島第一原発事故の被災者と交流するツアーや、講師を招いた学習会の開催、原告団を増やすために原告団自身が開催する小規模の学習会など、多彩な活動を行っている。

## (5) 2014年6月7日の原告団総会の準備

さらに、第二回原告団総会の準備も進んでいる。原告団と弁護団で、運動と訴訟の到達点を確認し、

前に進むための場としたいと考えている。

## 2 訴訟の現状

### (1) 第一回口頭弁論（2013年7月2日）

裁判所に対しては2月以降に庁舎外の施設を用いた大法廷を準備するように要求したが、裁判所法69条2項を楯に取り、最高裁の許可が無いため庁舎外での開廷は不可能との対応であった。原告側で迫っても、最後は、弁論の分離と一部の原告のみの審理先行という“奥の手”をちらつかせるため、結局、京都地裁101号法廷での開催となった。裁判所は警備員を50名も配置し、岩弁護団員が帽子につけていた缶バッチまで政治的主張として入庁を拒否する異常な対応を取った。

弁論の内容は、原告団長の竹本修三氏（京都大学名誉教授）が固体地球物理学の専門家の立場から講義風の意見陳述を行い、弁護団が原発安全神話とその末の福島第一原発事故の発生状況についてパワーポイントも用いながら口頭弁論し、福島からの避難者原告が意見陳述をした。また、九州弁護団の板井優弁護士が応援弁論に駆けつけた。最後は、弁護団長の出口治男弁護士が元裁判官の立場からあるべき審理の形を説いた。

### (2) 第二回口頭弁論（2013年12月3日）

第一回口頭弁論期日後の期日間に行われた裁判所、原告、被告関西電力、被告国による進行協議期日では、関西電力が安全性に関する主張を「春頃」に行うと述べた。

第二回口頭弁論期日では、原告側で第1準備書面（原発に関する多重防護の考え方とそこから逸脱した現状について）、第2準備書面（地震、津波発生の危険性について）を提出し、その内容を口頭弁論した。また、京都ならでのことであるが、聖護院門跡の門主である宮城泰年氏が、宗教者（聖護院は修験宗の総本山であり、宮城氏自身が修験者である）の立場から、原発と人類が相容れない存在であることについて意見を述べられた。

### (3) 第三回口頭弁論（2014年2月19日）

期日間の進行協議期日では、裁判所が宮城氏の意見陳述を念頭に「原告の準備書面と関係ない意見陳

述は制限される」旨述べたため、原告側では抗議をした。今後、意見陳述に関する軋轢が強まる可能性がある。また、関西電力の書面提出予定について詰めたところ「夏頃」と後退したため、「国のお墨付きを待っているのだろうが、安全性の立証と国のお墨付きは直接関係ない」と述べておいた。

第三回口頭弁論期日では、原告側は、放射線被ばくが人体に与える影響と、チェルノブイリ原発事故後の放射線被ばくによる被害実態を『調査報告 チェルノブイリ被害の全貌』に基づいて書面にまとめたものを第3準備書面として提出した。京都訴訟の弁護団には原爆症認定訴訟の弁護団員が多数いるため、内容の濃い書面となった。また、原告の宮本憲一氏(元滋賀大学学長、大阪市立大学名誉教授)が、日本の公害史を研究してきた立場から、福島第一原発事故が足尾鉍毒事件以来の我が国最悪の公害であり、自治体そのものを消滅させるものであること等を訴えた。

弁論の終わり際に、先の進行協議期日で関西電力の代理人弁護士が述べた書面提出時期の「夏頃」について、法廷であえて確認するよう求めた。関西電力代理人は明言を渋ったが、傍聴席からの圧力もあり、「夏頃」と述べざるを得なかった。

#### (4) 今後の予定

京都訴訟では、3月末で担当の裁判官3名が全員異動となり、あらたな裁判体が構成されると言われている。この裁判官について京都地裁での在籍年数を前提にすれば特におかしな人事でもないが、もともと行政事件集中部ではなく、労働事件集中部である第6民事部に事件が係属したこと自体に違和感があったので、裁判官の異動を前提に事件が係属した可能性も否定はできない。

いずれにせよ、新しく着任する裁判官の下、まずは5月12日に行われる口頭弁論期日で、更新弁論を充実させるべく、準備中である。

## 〔3〕「原発なくそう！九州玄海訴訟」の現状と課題

弁護士 東 島 浩 幸

本原稿は、第42回総会議案の続編である。

### 1 「1万人原告」への取り組み

福島第1原発事故による甚大な被害は絶対に許せないし、繰り返してはならない。この国民世論は、故郷への長期帰還不能地域が広大に存在すること、汚染水問題・除染問題などがコントロールや回復が不可能な問題であることで一層強まった。

私たちは、圧倒的多数による訴訟を基礎にしなければ、原発から決別することはできないと考え、訴訟の基軸のひとつに「1万人訴訟」を掲げている。2012年1月31日の第1次提訴(1704名の原告)を皮切りに追加提訴を繰り返し、2014年2月27日の第9次提訴までで、合計7488名の原告(47都道府県のすべてに原告が存在、

韓国在住者6名も含む)となった。当然、反原発・脱原発訴訟の中では史上最大数の原告団であり、国民に圧倒的に支持されている訴訟であることをアピールする基盤となっている。

ただし、近時の追加提訴の原告数の伸びは鈍化傾向にあり、新たな原告可能性のある場所・団体へ積極的に打って出る取り組みが急務となっている。

### 2 フクシマの被害を徹底的に明らかにする取り組み

原発の場合どんなに小さな危険性でも絶対に許せないのは、被害があまりにも甚大で取り返しがつかないからである。その点のリアル度が裁判所を動かす大本

となるし、国民の支持・原告の増大の基礎となる。

私たちは、フクシマの被害をリアルに主張・立証するためにも、弁護団での現地調査を繰り返し（2012年7月、2013年7月・11月）、その成果を原告団の集まり等で報告し、主張立証にも取り入れている。さらに、毎回の口頭弁論では、新規原告から2名の意見陳述をしているが、そのうち一人はできるかぎり「フクシマの被害の体験者」にさせていただいている。九州に避難されていた方もいるし、いまま福島にとどまって生活されている方もいる。近時では、福島地裁の生業訴訟の原告団長の中島孝氏にさせていただいたし、本年3月28日の口頭弁論では、福島地裁いわき支部のいわき訴訟の早川篤雄氏といわき出身の講談師神田香織氏に来ていただく予定である。

### 3 市民自らが原発の危険性を明らかにする 取り組み

“原発は高度の専門知識が必要で専門家たちにお任せにせざるを得ない”

この意識が、原発ムラの国民の利益無視・軽視の風潮を助長した。良識的専門家の援助・助力等が必要なものが多いが、市民ができることは積極的に動いて明らかにしていこうというコンセプトで、私たち訴訟団を中心に様々な取り組みをしてきた。

ひとつは、「風船プロジェクト」である。これは、玄海原発付近から1000個または500個の風船を飛ばし、どの方向にどれだけの距離を飛ぶかで事故時の放射性物質の飛散状況を推測・体感するものである（被害の「見える化」）。2012年12月、2013年4月、7月、10月と風向きが異なる四季それぞれに行なった。第1回では、約500km離れた奈良県まで風船が飛び、約400kmの徳島まで7時間で風船が到達した。第4回では、立地自治体の玄海町民が避難する先の小城市をかすめて風船が熊本県菊池、阿蘇地方まで飛んで行った。季節や日時によって様々な方向に、30km圏内を超えてはるかに広大な地域が被害予定地になりうることを明らかにした。近々、同プロジェクトの総括をブックレットとして発行する（作業中）。

もうひとつは、原発災害避難計画について自治体に公開質問をし、実効的避難ができないことを明らかにする取り組みである。私たちは、佐賀県、及び、30km圏内の自治体とその住民が避難する先の自治体をペア

にするように公開質問をした。玄海町とその避難先の小城市、伊万里市とその避難先の有田町・武雄市、唐津市などである。その中では、例えば、原則として自家用車で避難となっているところ、自家用車の台数、それで避難できる人の数すら自治体では把握していないし、どれほどの交通渋滞になるのかその軽減策などがとられていないことなどが明らかになっている。実効的な避難などできないことを実証的に示す総括文書を3月までにまとめる予定にしている。

### 4 訴訟の弁論での課題

3・11前の訴訟においても、国や電力会社は国の基準に合致しているから安全だとの主張を繰り返してきた。3・11後の他の訴訟での主張も同様である。しかしながら、新規制基準での審査に適合するとの原子力規制委員会のお墨付きが出ないからか、被告九州電力は、国の基準に合致しているとの主張すらいまだにしておかない。当然、当方としては、新規制基準は安全な基準ではないことを徹底的に暴いていくことが必要である（当方はすでに概論的には主張している）。

私たちは、福島第1原発事故は史上最大最悪の産業公害と位置づけ、その加害構造は①国策民営、②徹底した利潤の追求、③本質的公害企業性、④徹底した情報の隠ぺい、⑤地域支配によって特徴づけられると指摘した。その加害構造から、原発は過酷事故を起こす前から、a 原発マネーと情報隠ぺいによる民主主義のゆがみ、b 通常運転による自然環境の破壊、c 通常運転による健康被害（例えば、玄海町民は全国平均の10倍の白血病死亡率）、d 原発労働者の健康被害、e 処理できない核廃棄物などの大きな被害を生じていると指摘した。そのため、過酷事故による被害と事故前からの被害をトータルにして、どのように主張立証責任論（立証命題論）を組み立てるのか。それを最終的には示す必要がある。

ともあれ、当原告団、弁護団は、早い時期に1万人原告を突破し、新たな段階に進む決意である。

## 〔4〕 脱原発のたたかいは最優先課題

泊原発廃炉訴訟弁護団長  
弁護士 市川守弘

2011年11月、北海道で唯一存在する北海道電力の泊原発の廃炉を求める訴訟を提訴した。その後第2次提訴をあわせ原告数は1000人を越える。訴訟の進行は、ほぼ全国と同様に原子力規制委員会の新基準待ちとして遅々として進まず、新基準後は被告北海道電力側が、規制委員会の審査中で、事実関係が変更するかもしれないからという理由で、積極的な主張を一切していない。

争点も全国と同様であり、新基準の是非、仮に新基準が妥当としても泊原発は新基準を満たしていない、という2点に絞られる。このうち後者は、地震動の規模、津波問題などに集約される。

よって、ここでは、訴訟の内容というよりも原発問題と公害という点に焦点を当て、かつ脱原発の運動が知事選の争点にならなかった事態の原因を探りたいと思う。

### 1 最大の環境汚染としての原発

公害問題は、環境汚染問題である。それは主として人間の社会環境として時に人間の生存に重大な影響がある問題として闘われてきた。原発は、地球上にはない物質を放出したり、放射性物質の拡散によって人間をはじめとするすべての生物の遺伝子への影響を生み出すものとして、重大な環境破壊の源である。従来、大地震が起きなくても、通常の運転時でさえ放射性物質が漏れたりする事故が発生しており、原発の存在自体が環境汚染への重大な脅威となっていた。

原発は、過去に例を見ない公害発生装置であるという事実をまず多くの国民が認識しなければならない。

### 2 差し止めこそが重要

公害闘争は、70年代を通じて大きな成果を勝ち取り、その後の公害闘争でも大きな前進をしている。しかし、例えば公害を発生させる道路の建設の差し止め、騒音被害の発生たる空港の建設差し止めなど、事前の差し止

めは認められず、そのほとんどは被害発生の場合の賠償に止まっている。原発の場合は、福島における既に発生してしまった被害は別にして、とにかく原発の建設や稼働を差し止めるといふ闘いこそが必要であり、求められている。そういう意味では、過去の公害闘争を引き継ぎつつさらに大きな前進をしなければならない課題を突きつけられている。

### 3 なぜ、大都市の市民は・・・

全国の原発関連の訴訟は、各地に存在する地元の原発の稼働の差し止めを求めている。しかし、原発による被害は地元に限らないことはいうまでもない。放射性物質は世界中を回る。チェルノブイリではヨーロッパで異常な数値が観測されたために発覚した。福島の事故では1000キロ以上はなれた沖縄でも上空に放射性物質が飛来した。つまり、原発周辺の住民に限らず、日本全国の国民が原発による環境被害の犠牲者となりうるのである。実際に例えば東京圏では、東海原発、浜岡原発に東西を押さえられ、西北に大飯原発をはじめとする能登半島基部の原発郡、北東に新潟の柏崎刈羽原発がある。関東の住民は原発に囲まれて生活しているにもかかわらず、危機意識が薄いのに驚かされる。都知事選の争点に余りならなかった、というのも疑問が生まれる。

結局は、原発のもつ脅威についての周知徹底がまだまだだということであろう。特に原発では、「電力はどうするのか」という反論の中で、良心的な市民は、確かに悩んでしまうのであろう。しかし、肥料が必要だからチッソ水俣工場による水俣病もやむを得ない、コンデンサーが必要だからカドミウム汚染もやむなし、とは誰も思わない。

輝かしい公害闘争の歴史を引き継ぐ公害弁連が、最も酷い環境汚染の原因となる原発の危険性、脅威を全国の国民に訴えていく使命はますます重要になってきている。

## 〔5〕 福井原発滋賀訴訟 報告

滋賀弁護士会  
弁護士 井戸謙一

若狭湾沿岸には、日本原子力発電株式会社（以下「日本原電」）の敦賀原発1、2号機、関西電力株式会社（以下「関西電力」）の美浜原発1～3号機、大飯原発1～4号機、高浜原発1～4号機、日本原子力研究開発機構のもんじゅ、以上の14機の原発が林立している。若狭湾の原発でいったん大量の放射性物質が放出される事故が発生すれば、地元の福井県は勿論のこと、滋賀県や京阪神等の近隣府県の住民にも甚大な被害を及ぼす。広範な人々が若狭湾の原発に不安を抱き、その速やかな廃炉を願うのは当然のことである。大飯原発については、関西電力に対し、運転禁止等を求める民事訴訟が福井地裁と京都地裁に、運転禁止を求める民事仮処分申立事件が大阪高裁に、国に対し、運転禁止命令の義務付けを求める行政訴訟が大阪地裁にそれぞれ係属している。

そして、滋賀県の住民もいくつかの訴訟を提起しているため、その経過と現状を報告する。

### 1 国を相手取り、大飯3、4号機の 定期検査終了証交付処分の取消しを求める 行政訴訟（大阪地裁、大阪高裁）

大阪地裁は、2012年12月20日、定期検査終了証交付が行政処分にあたらないとして訴えを却下した。原告らは、これを不服として控訴したが、大阪高裁は、2013年6月28日、原審の判断を是認し、控訴棄却判決をした（確定）。

### 2 関西電力を相手取り、定期検査中の原発の 再稼働禁止を求める仮処分申立事件（大津地裁）

2011年8月2日に申し立てた。2014年2月4日に13回目の審尋期日が開かれたが、未だに決定時期の見通しはたっていない。2012年9月12日の第7回審尋期日では、双方の主張はほぼ尽くされ、裁判所は、その年の内に決定をしたい旨の意向を述べたが、その後、方

針を変え、大飯原発敷地の活断層調査の推移を見たいと言出し、期日は空転を重ねた。我々は、争点は活断層の有無だけではないとして早期の決定を求め、2013年5月28日には、その姿勢を見せない裁判官の忌避申立てをしたが、同年6月13日、同申立ては却下された。同年7月、関西電力が原子力規制委員会に対して大飯3、4号機、高浜3、4号機について適合性審査を申し立てたところ、裁判所は、適合性審査の推移を見たいと言出し、更に当事者双方に対し、新規規制基準の合理性と上記4機の原発の適合性について主張を追加するよう求めた。これに対し、我々は、それらは本件における争点ではない（関西電力が新規規制基準に適合していることを安全であることの根拠として主張しているのなら反論するが、関西電力はそのような主張をしていない。）として拒否し、関西電力も、原子力規制委員会に審査を求めている立場上、本仮処分事件で主張するのは難しいと消極的な態度であったが、裁判所は、当事者の意向を聞く耳を持たず、期日は空転を重ねている。2014年2月4日の第13回審尋期日では、裁判所は、とうとう、関西電力が適合性審査を申し立てていない原子炉についても、新規規制基準への適合性の有無を主張するよう当事者双方に求めた。我々は、当然のこととして拒否した。関西電力側代理人は、「裁判所の意向に応えるよう検討する。」と述べたものの、戸惑っているように見えた。先端科学の素人である裁判所には生の安全審査をする能力がないから、伊方原発最高裁判決（平成4年10月29日）は、裁判所は行政機関によって行われた安全審査の審査過程を審査するという枠組みを設けた。大津地裁の審理方針は、この最高裁がもつた枠組みを大きく逸脱する暴論である。次回審尋期日は、2014年5月13日に指定されたが、その時点で、申立てから2年9か月が経過する。民事仮処分事件としては異例の長さであるし、裁判所が今の審理方針を貫けば、いつ決定が出るか、全く見通しが立たない。申立人らは、裁判所が決定するのを嫌がっているだけではないかとの思いを禁じ得ない。司法に対する市民

の信頼を崩壊させないためにも、裁判所には、猛省を求めたい。

### 3 日本原電を相手取り、定期検査中の原発（敦賀1号、2号）の再稼働禁止を求める仮処分申立事件

2011年11月8日に申し立てた。その後の経緯は、2の事件と同様である。裁判所は、日本原電が適合性審査を申請するか否かも分からない敦賀1号機、2号機についても、新規制基準への適合性について主張するよう、当事者双方に求めている。当事者双方の態度も2の事件と同様である。この事件も、次回審尋期日の時

点で申立てから2年6か月が経過する。

4 仮処分事件が上記の状況にあるため、これらの事件の申立人らは、仮処分の決定を待たず、本訴を申し立てることとした。そして、2013年12月24日、大津地裁に対し、関西電力を被告として、美浜1～3号、大飯1～4号、高浜1～4号の運転禁止を求める民事訴訟を提起した。11機もの原子炉の運転禁止を求める訴訟は前例がないが、申立人らの、生命と琵琶湖を守りたいという思いは強く、弁護団としても、その思いに応えるべく努力する所存である。第1回口頭弁論期日は2014年4月15日に指定された。

## 〔6〕九州川内原発訴訟報告

九州川内訴訟弁護団

弁護士 森 雅 美

1 2012年5月30日の第一次提訴から2013年9月13日の第4次提訴までで原告数は2095人になりました。2014年3月11日に第5次提訴を予定しています。裁判は2012年10月16日の第1回口頭弁論から2013年12月3日の第4回口頭弁論まで行われました。法廷に入廷できる原告の人数に限りがあるため、別に会場を設けて法廷と同じ仕立ての模擬裁判を実施しています。

2 訴状に対して国、九州電力は通りいっぺんの答弁をただけですが、当方は答弁に対し反論するとともに、福島における被害の実態、放射線の生物や人体への危険性、原発のコストの問題、川内原発のすぐ近くにある活断層の危険評価、福島第1原発の汚染水問題等につき詳細な書面を提出し、その度にその内容をパワーポイントを利用して法廷で説明してきました。

3 九州電力、国は新規制基準に合致しているとして再稼働に向けてしゃにむに突き進んでいます。福島第一原発事故は規制基準を満たしているとして操業が認められていたものです。にもかかわらず、事故は起きたのです。とすれば、問題は規制基準を満たしているか否かではないことになります。

これまでの多くの裁判は主に発電所施設が規制基準をクリアしていないとして争ってきました。弁護団ではこれまでの争い方でいいのか、検討を続けています。

原発事故は通常の化学工場、施設での事故や自然災害とは、いったん発生した際の被害の大きさ、復旧可能性を全く異にするものです。いったん事故が起こればその被害は半永久的です。しかも、人をはじめとした生物に対する影響はすぐには現れず、徐々に現れてくるといわれています。

4 伊方最高裁判決は「万が一」でも事故が起きてはならないといいます。この「万が一」は福島第一原発事故を経験した今を前提にすれば、言葉通りの「万が一」でなければならないということにならざるを得ません。

活断層の存在につき現在の知見では確定的な判断はできないこと、火砕流に対する対策などとりようがないにもかかわらず、火砕流はいつ起きるか予測しようがないこと、テロにたいする100パーセントの対応などなしえないこと、地震や津波の発生、その規模の予測は困難なこと等から見て「万が一」事故が起きないなどとはいえないというのが常識的考えだと思えます。

まして福島第一原発の事故につきいまだ十分な調査がなされず、津波以前に地震の振動で重大な設備の破損が発生していたという疑いさえ払拭できていません。

5 弁護団としては今後、再度、原発事故の被害の甚大性、半永久性につき詳細に論じながら、新規制基準を仮に満たしたとしても「万が一」の事故を防ぎようがないことを論じていくとともに、コストや代替エネルギー、核廃棄物処理の問題等についても詳細に論じ、原発が負の遺物でしかないことも明らかにしていく予定です。

6 人の記憶は薄れていくものであり、人は目先の利害にとらわれやすいものです。原発事故も徐々に風化しつつあります。九州電力も国もそこを利用しようとしています。風化させないためには、福島被害を訴え続けなければなりません。そのためには、もっと多くの市民が川内訴訟をはじめとした反原発訴訟に結集しなければなりません。多くの市民の原告としての参加を求める必要性を感じています。

# (アスベスト)

## 〔1〕大阪及び全国的なアスベスト被害者救済の取り組み

大阪アスベスト弁護団  
弁護士 伊藤明子

### 1 大阪・泉南アスベスト国家賠償訴訟

#### (1) 三度、国の責任を認めた2陣高裁判決

2013年12月25日、大阪高裁13民事部（山下郁夫裁判長）は、泉南アスベスト国賠2陣訴訟の控訴審において（一審原告58人、被害者33人）、国に対して総額3億4474万円の支払いを命じる一審原告勝訴の判決を言い渡した。

本判決は、1陣、2陣訴訟の各大阪地裁判決に続き、三度、国の規制権限不行使の責任を明確に認めたものであり、また、高等裁判所として初めてアスベスト被害について国の責任を認めた。のみならず、本判決は、7年半にわたる本事件審理の集大成として言い渡されたものであり、その重みはこれまでの3判決（1陣地裁、1陣高裁、2陣地裁）に比べ格段に大きい。

#### (2) わが国のアスベスト被害の原点

##### —泉南アスベスト被害

大阪・泉南地域は、100年間に亘って石綿紡織業（石綿原料と綿を混ぜ合わせて石綿糸や石綿布などの一次加工品を生産）が発展し、戦前は軍需産業を、戦後は自動車や造船など基幹産業を下支えした。最盛期には約200社の小規模零細の石綿工場が集中立地し、石綿紡織品の全国シェアは60～100%を占めていた。

国は、実に70年以上も前から自ら泉南地域の石綿工場の労働実態調査を実施し、労働者の12%以上が石綿肺に罹患している、20年以上働いた労働者はすべて石綿肺に罹患しているなど深刻な石綿被害の実態を詳細に把握していた。そればかりか、調査に参加した医師らから緊急対策の必要性が警告されてい

た。戦後も調査が繰り返し実施され、その都度深刻な被害発生が確認され、対策の必要性が警告されていた。

ところが、国は、石綿を安価に利用できたことから、発がん性などの石綿の危険性や深刻な被害実態などの情報を積極的に公表せず、局所排気装置の設置や粉じん濃度測定の義務づけなどを怠り、これらを義務づけてからも、石綿の発がん性を前提にした規制や対策の強化を行わなかった。ここに国が泉南アスベスト被害に対して責任を問われる大本がある。

#### (3) 4つの判決

こうした歴史的経過をふまえて、2006年5月、泉南地域の石綿工場の元従業員や家族、近隣住民などは、アスベスト被害について国の責任を問う全国初の国賠訴訟を提起し、2009年9月には2陣訴訟を提起した（1陣訴訟・被害者26名、2陣訴訟・被害者33名）。

2010年5月19日の大阪地裁（1陣訴訟・小西義博裁判長）は、わが国で初めてアスベスト被害に対する国の責任を認める画期的な判決を言い渡した。1陣地裁判決は、国に対して厳格な規制権限行使を求める筑豊じん肺最高裁判決以降の司法判断を踏襲し、国は、医学的知見や科学技術の発展に合わせて、できるだけ速やかに、適時、適切に規制権限を行使すべきであったとし、じん肺法が制定された1960年には、局所排気装置の設置を義務づけることが必要かつ可能であったにもかかわらず、それを義務づけなかった違法があり、それが義務づけられた1972年以降も、測定結果の報告義務づけ等を行わなかった違法があると判断した。

本件は当時の民主党政権下で初めての集団国賠訴

訟の判決であり、原告らが国に対して早期解決を求める大運動を展開した結果、一旦は主務大臣である長妻昭厚労大臣（当時）が控訴断念の意向を表明するなど、早期解決に向けて大きく前進した。しかし、土壇場で、対応を一任された仙谷国家戦略担当大臣（当時）が不当にも控訴。これを受けて原告側も控訴したが、翌2011年8月25日、1陣高裁判決（三浦潤裁判長）は、「産業発展のためには国民の生命健康が犠牲になってやむを得ない」として、国を免責した。生命健康を軽視し、労働実態を無視した自己責任の論理で貫かれた驚くべき不当判決であった。

2012年3月28日、2陣地裁判決（小野憲一裁判長）は、かかる1陣高裁不当判決のわずか7か月後に、再び、原告勝訴の判決を言い渡した。もっとも、局所排気装置が義務付けられた1972年以降の国の責任を否定し、国の責任を3分の1に限定する等の点で、1陣地裁判決からは後退する判決であった。

2013年12月25日の2陣高裁判決は、国の違法期間を1958年から1995年まで認め、違法内容を基本的な粉じん対策全般にわたって広く認めたうえ、国の責任範囲を2分の1とするなど、2陣地裁判決からも大幅に前進した。2陣高裁判決の特徴の一つは、豊富な証拠に基づいた極めて詳細な事実認定にある。その上で、筑豊じん肺最高裁判決、水俣病関西訴訟最高裁判決における規制権限不行使の判断基準に沿ったあてはめを丁寧に行い、さらに国の主張をことごとく明快に論破している。2陣高裁における審理は、裁判所が特に関心を持っている事項を明示して、双方に主張立証を尽くさせ（諸外国との比較や濃度規制など）、かつ、国には1陣地裁判決において不服がある事項（局所排気装置の技術的問題）に関する証人尋問も認めた。そのうえでの判断であり、手続き上も、公平かつ公正な手続きのなかでの判断である。

#### (4) 最高裁勝利を梃子にした早期全面解決を

2陣高裁判決を前に、勝利判決及びその後の早期解決へ向けて、2013年8月から「勝たせる会」の事務局長が東京に常駐し、建設、公害、じん肺、風の会等の幅広い支援を得ながら、東京での取り組みを重視して運動を広げてきた。そうした中で、判決までに26万筆を超える署名が届けられた他、各界からの公正判決アピール、全国各地での「命てなんぼなん？」

上映会などが実現した。また、全ての政党の118名（1月7日時点）の議員から、「泉南アスベスト被害の早期全面解決を求めるアピール」への賛同が寄せられ、判決当日には野党全会派が、翌日には自民党と公明党のアスベスト問題の責任者が田村憲久厚労大臣に対し上告断念・早期解決申し入れを行った。マスコミも、朝日、毎日が早期解決を求める社説を掲載したのははじめ、ほぼ全社がこぞって早期解決を求める論陣を張り、上告断念を求めるFAX運動にも全国から多くの声が寄せられた。ちなみに、本判決は、民主党政権時代に早期全面解決アピールに賛同していた田村憲久氏が厚労大臣、佐藤茂樹氏が厚労副大臣という布陣の中で迎えた判決であった。

首都圏の建設や公害等の大きな支援に支えられ、年末年始を挟んで上告断念を求める判決行動を展開したが、国は1月7日に上訴（上告受理申立）。国のコメントは、「1陣高裁判決と2陣高裁判決の乖離が大きいので、上告せざるをえない」というものであり、2陣高裁判決の内容的な問題点を何ら指摘できない極めて説得力のないものであった。原告側も1月8日に上告受理申立し、1陣・2陣とも最高裁に係属することとなった。

判決直後にも1名の原告が亡くなり、1陣提訴後の死亡者は13名に上る。文字どおり「命あるうちの解決」が切望される中、今後は、最高裁闘争を基軸に、早期に勝利判決を勝ち取り、それを梃子にした政治による全面解決を目指す。ここ1年が最後の大勝負である。

## 2 アスベスト被害救済訴訟の概況

全国6地域（東京、神奈川、北海道、京都、大阪、九州）で進行している建設アスベスト訴訟は、国の責任を認めた2012年12月5日の東京地裁判決を前進させるべく、全国弁護士連絡会議をもちつつ各地の弁護士団がそれぞれ奮闘している。2014年3月には九州訴訟が結審し、年内判決が予想される。東京高裁に係属中の2つの控訴審（神奈川ルート、東京ルート）及び他の3地裁にも大きな影響を与えるであろう。2014年5月には首都圏で第2陣提訴が予定されている。今や我が国最大の職業病となった建設現場でのアスベスト被害の救済へ向け、裁判で国と建材メーカーの責任を明らかにしつつ、ゆくゆくは建設労働者を中心とした補

償基金制度の構築を図ることが目標である。

2005年のクボタショック以降、企業を相手方とするアスベスト被害関連の訴訟事件は全国で約50件に上り、企業の安全配慮義務違反を認める裁判例が続いているほか、裁判外でも相当数の和解が成立している。2013年11月には、最高裁で三井倉庫事件の上告不受理決定が出され、原告側勝訴の大阪高裁判決が確定した。また、最高裁に係属していた近鉄高架下事件は2013年7月に差し戻されていたところ、本年2月、差し戻し審でも勝訴した。企業に厳しい責任を認める判決の傾向は今後も続くと考えられる。もっとも、ここ1、2年、曝露立証が困難な石綿肺がん事例や時効問題での敗訴判決が見られるようになった。弁護士同士で情報交換・共有を図りつつ、今後の課題として克服していきたい。

2012年以降、石綿肺がんの労災不認定を取り消す判決が相次いでおり、2013年2月には大阪高裁で、同年6月には東京高裁でも勝訴判決が言い渡された。個別事例の救済としてではなく、行政による認定基準の恣意的運用の早期見直しが必要である。

### 3 アスベスト被害の救済に向けた全国的な闘いを

建物解体に伴うアスベスト飛散防止対策として、2013年3月に大気汚染防止法が改正され、届出義務者の工事施工者から発注者への変更など一定の規制強化が図られた。しかし、現実にはその後もずさんな解体工事が報道されている。また、東日本大震災後のがれき処理現場でのアスベスト飛散防止対策もまだまだ不十分なままである。

一方、環境省は2013年10月、一般拠出金率の引き下げを図ろうとし、石綿健康被害救済法の改正案を作成した。当弁護士らはこれに反対し、現行の一般拠出金率を維持した上で、拠出金を有効利用し、救済の充実化及び幅広いアスベスト対策費用に充てるべきとするパブリックコメントを提出したところである。

石綿肺がんをはじめとしてまだまだ救済率が低い上、救済金額も不十分な現状を追認し、国が「隙間だらけ」のままアスベスト問題の幕引きを図ることは許されない。2013年3月には、大阪市西成区の旧石綿工場周辺住民のアスベスト被害が大きく報道された。十分な調査や対策がなされない原因の一つは、被害が発生しても僅かな補償額で済まされてしまう石綿救済法の不十

分性にあり、新たな飛散防止対策のためにも、国の責任の明確化が不可欠である。

2013年6月にはトリノ高裁で、約3000人の被害者を出したエタニットパイプ社の元経営者らに対し、禁固18年の実刑判決が言い渡された（1審は16年、被害補償範囲・金額も引き上げ）。同年9月には釜山高裁で、ニチアスの子会社である第一化学の責任を認めた1審判決を維持する判決が出されている。こうした中、国や大企業の責任を認める日本の判決は国際的にも注目されている。2013年からは「石綿問題総合対策研究会」が開催され、石綿問題を総合的・学際的に研究する取り組みが始まった。日韓では被害者、弁護士、研究者らの交流も継続している。今後も多くの方々の知恵と力を結集し、国内のみならず国際的にも注目されるような被害の全面的な救済と万全な防止対策を求める大運動を展開していきたい。

## (2) 尼崎アスベスト訴訟

兵庫尼崎アスベスト訴訟弁護団 事務局長  
弁護士 八木和也

クボタショックの震源地である旧神崎工場周辺では、いまだアスベストによる被害者が続出している。2013年3月31日現在で、クボタが認めたものだけで255人となった。クボタは周辺被害者・遺族に対して2500万円から4600万円の「救済金」を支給している。しかしながらクボタはいまだその責任を一切認めておらず、工場外へのアスベストの飛散すら否認している。

国もクボタショックからわずか数ヶ月で石綿健康被害救済法を作って救済を図ったが、国の責任が前提となっておらず、支給額は300万円足らずと極めて不十分な水準にとどまっている。

本訴訟はこうした国と加害企業による責任なき「救済」を撤回させ、責任に基づく補償へと抜本的に改めさせることを目的とするものである。

2012年8月7日の一審判決にて、全国で初めて裁判所が石綿公害による被害者の存在を認めた判決を下したが、クボタの責任範囲は300mと限定され（実態は1.5kmから2km以上にまで及んでいる）、国の責任は予見可能性がなかったとして否定した。

弁護団はただちに大阪高等裁判所へ控訴し、クボタとの関係では責任範囲の拡大、国との関係では予見可能性すなわち知見の存在を認めさせるべく、主張立証を行った。

控訴審の審理は計3回行われた。クボタの責任範囲の問題については、車谷典雄奈良県立医科大学教授らによる疫学調査（以下車谷論文という）の信用性が最大の争点となった。

原審判決は車谷論文の信用性を限定的にとらえて本調査が結論としたクボタ旧神崎工場から最大2.2kmというリスク範囲を大幅に縮減したからである。第1回期日では、裁判所から車谷論文の信用性について、当事者双方からのプレゼンテーションなどの方法による説明を受けたいとの希望が伝えられた。そこで弁護団は第2回期日にて、疫学・気象学の学者を呼んで、裁判所主催によるカンファレンスの実施を求めた。カンファレンスとは臨床医学の場面で治療法について複数

の医者が意見を交換する会議を指す用語であるが、近年では医療過誤訴訟や特許訴訟で裁判所でも実施されており、治療法や特殊技術について、裁判官が疑問点を専門家へぶつけて理解を深める手続きとして利用されている。しかしクボタは反対尋問権が侵害されるとして徹底的にカンファレンスの実施に反対し、結局、専門家を入れたカンファレンスは見送られることとなった。ただ、弁護団はカンファレンス準備のため学者らと何度も議論し、あらためて車谷論文の完成度が極めて高いものであることを確信するとともに、特に同論文は旧神崎工場からアスベストが飛散されていた40年以上も前の事象を対象としている点で結論部分に幅があることは原判決指摘の通りであるが、同論文が極めて謙抑的に出来上がっており、被害を過小評価して捉えていることは間違いないとの新たな認識を得た。そして第3回期日では、気象学の学者意見書を提出し、疫学の分野でも多数の文献や判例を引用しつつ、同論文の信用性が揺るぎないものであることを主張・立証した。

国の予見可能性については、原審判決は他のアスベスト訴訟と同様、知見の「確立」ないし「成立」が規制権限を行使するための前提条件であるとしていた。しかし、国の規制権限不行使を認めた筑豊じん肺訴訟、関西水俣病訴訟はいずれも「確立」や「成立」といった要件定立を全く行っておらず、特に後者の判決は、海外の一症例報告のみを根拠として、国の予見可能性を認めていた。（原審以来の）弁護団の主張は、知見の「確立」や「成立」といった概念は抽象的であいまいで裁判所の恣意的認定を可能にするし、国の規制のあり方は情報提供や通達、法令による濃度規制、使用禁止など様々であり、他方で知見の進展度合いも様々であるから、成立したか否か（0か100か）の議論では、国の規制の実態が適切であったか否かを判断できないというものである。控訴審では、弁護団の従来主張に加えて、規制根拠法たる大気汚染防止法の「目的」が予防的規制にあったことを、同法の制定時での国会での

議論などから立証し、こうした同法の趣旨・目的に照らせば、政府が知見の「成立」まで手をこまねいて見ていることなど全く許容していないと主張した（政府が知見の収集・調査を怠れば怠けるほど規制権限行使は先送りできるという事態は明らかに不合理である）。また、同時に1972年にはIARCで工場周辺での中被腫被害のエビデンスの存在を認めていたことから、そこから17年後の1989年に至まで全く無策であった

わが国の公害型被害者との関係での規制のあり方が裁量の範囲内にあるはずがないと主張した。なお、裁判所は第1回の進行協議期日で弁護団の主張に対する国の反論が不十分であると述べており、弁護団の主張に理解を示していた。

この他、法廷外の運動でも、結審後に署名活動を本格化させ93540の署名を積み上げ裁判所へ提出した。控訴審判決は3月6日である。

## 〔3〕首都圏建設アスベスト訴訟の報告

### ～東京高裁でのたたかいと勝利への展望～

首都圏建設アスベスト訴訟弁護団 事務局長  
弁護士 佃 俊彦

#### 1 はじめに

東京地裁は、2012年12月、わが国最大のアスベスト被害を出している建築現場における国の安衛法に基づく規制権限不行使の責任を初めて明確に認めるとともに、同年5月に言い渡された横浜地裁判決（以下「横浜判決」という）の不当性を明らかにした判決（以下「東京判決」という）を言い渡した。

このように東京判決は極めて重要な意義を有するものであるが、国の責任に関しては、いわゆる一人親方を保護対象から外し、被告である石綿建材製造企業（以下「被告メーカー」という）の警告義務違反は認めたものの、共同不法行為責任を否定するという課題を残した。

国及び被告メーカーの責任を否定した横浜判決に対しては、原告側は直ちに全員が控訴し、この事件は東京高裁第5民事部（大竹たかし裁判長）に係属している（以下「神奈川訴訟」という）。また、東京判決については、まず国が控訴し、続いて原告側も上記の課題を克服するために全員が控訴し、この事件は東京高裁第10民事部（園尾隆司裁判長）に係属している（以下「東

京訴訟」という）。

#### 2 東京高裁での審理の状況

##### (1) 原判決の課題を克服するために 実質的審理をめざす

神奈川訴訟は、2回の弁論期日が開かれ、本年4月の期日では全一日の証拠調べ（建築現場における石綿粉じんの発生、曝露状況）が決定されており、その後も9月、12月に期日が予定されている。

また、東京訴訟も既に2回の弁論期日が開かれ、今後、本年4月に第3回、9月に第4回の弁論期日が指定されている。

原告側は、東京訴訟、神奈川訴訟ともに、原判決の課題を克服するために東京高裁において実質的な審理を行わせるべく、次の主張・立証を計画している。

##### (2) 原告側が控訴審で明らかにしようとしている 要点

###### ア 国の責任

###### ①建築現場（屋内・屋外）における対策の必要

性についての国の認識

東京判決は、屋内におけるボード類の切断等の作業に対する規制権限不行使の国の責任の始期を1981（昭和56）年とし、屋外作業においては国の責任を認めなかった。これは明らかな事実誤認であり、責任の始期としても極めて遅い。

国は、1975（昭和50）年の特定化学物質等障害予防規則（以下「特化則」という）改正時点で、屋内・屋外を問わず建築現場における石綿粉じん曝露防止対策の必要性を認識しており、そのことを訴訟の場においても自認している。それとともに、労働省が、1971（昭和46）年1月～3月にかけて、「石綿取扱い作業者のじん肺罹患状況」について調査（鉱業・建設業・製造業の各業種188事業場）した結果、全体の有所見率63%、業種別では製造業6.6%、建設業3.5%、鉱業0%であったことが明らかとなっていたのであるから、国は建築現場における石綿粉じん曝露の危険性を1970年代前半には優に認識していたのである。

### ②石綿吹付け作業の全面禁止措置

東京判決は、石綿吹付け作業について、1974（昭和49）年1月時点で、特化則を速やかに改正し、吹付け工に防じんマスクを着用させることを事業者に義務付けるべきであったのにこれを怠ったのは、吹付け工との関係で国賠法上違法であると判示した。

しかし、国は1970年代前半の時点で石綿粉じんが少量曝露でも肺ガンや中皮腫という重篤な疾病に罹患する危険性があることを十分認識していたのであるから、改正特化則で石綿吹付け作業を全面的に禁止すべきであったのである。それにもかかわらず、石綿吹付け作業の「原則」禁止に留め、建物の柱・梁等に対する石綿吹付け作業を「例外」として容認したが、これは著しく不合理である。「例外」とするにはその合理的理由が必要であるが、原告側は国に対し再三釈明するも、国はその理由を一向に明らかにしていないのである。

### ③他の省令との矛盾

国は、1972（昭和47）年9月30日には鉛中毒

予防規則及び有機溶剤中毒予防規則において、使用者に対し、労働者にマスク等の呼吸用保護具の「着用義務」を定めていながら、特化則、安衛則では防じんマスクの「備付け義務」に留めているのは著しく不合理である。そして、このことは泉南アスベスト2陣訴訟大阪高裁判決も、この省令間の矛盾を国の責任の一つとして明快に認めているところである。

また、同様に、ボイラー及び圧力容器安全規則、粉じん障害予防規則等で特別教育を義務付けているのに、特化則では特別教育を義務付けなかったことも、著しく不合理である。さらに、旧有機則（1960〔昭和35〕年）において送気マスク（ホースマスク及びエアラインマスク）の着用を義務付けているのに、石綿吹付け作業では改正特化則まで送気マスクの着用を義務付けなかったことも、著しく不合理である。

### ④集じん機付電動工具の使用を義務付けなかったこと

石綿吹付け作業とともに建築現場での最大の石綿粉じん発生作業の一つである、ボード等の切断作業に集じん機付電動工具の使用を義務付けなかったのは著しく不合理である。

この点については、既に田口直樹大阪市大教授の「意見書」を提出し、これを踏まえた主張を行うとともに、証人尋問を申請している。

### ⑤一人親方について

東京判決は、一人親方について、安衛法の保護対象から除外し、使用従属関係の立証がないとの理由で救済しなかったが、少なくとも使用従属関係が一定認められる原告については、労働者として認めるべきである。

この点については、先ずエレベーター工である原告について、エレベーター会社との使用従属関係について主張、立証を行っている。

## イ 被告メーカーの責任

被告メーカーらは、自社の製造・販売した石綿建材が各原告に到達したかどうか（個別の因果関係）が不明であるとして、責任逃れの主張をしている。しかし、被告メーカーらの製造・販売した

石綿建材が建築現場で石綿粉じんを発生させたことは間違いのない事実であり、その結果として多数の建築作業従事者の石綿関連疾患の発症の原因となったことも紛れもない事実である。本件においては、数百から千を超える多数の建築現場を渡り歩き、個別の因果関係を立証することが著しく困難あるいは不可能な原告らに個別の因果関係が立証されないことを理由に、権利救済を阻むことが正義と公平に適っているかが鋭く問われている。本件では、民法719条の共同不法行為の規定を適用して、被災者である原告らを救済することが認められるべきである。

原告らは、東京判決を受けて、控訴審東京訴訟では、共同不法行為責任を負う共同行為者の範囲を、各職種の「直接取扱い建材」に絞りをかけた主張・立証を展開している（予備的請求）。そして、この点について、先ず、石綿吹付け材及び保温材を「直接取扱い建材」とする吹付け工、保温工等の9職種の原告9名の陳述書を提出し、併せて本人尋問申請をしている。

#### ウ 被害立証

本件は、石綿関連疾患に罹患したことにより被った甚大な被害の救済を求めて提起した訴訟であり、本件を正しく判断する出発点として原告らの被害実態を正しく捉えることが必要不可欠である。東京訴訟にあっては、原審においては、合計23名の原告がそれぞれの被害について供述したが、その数は原告総数（患者単位で306名）の1割にも満たない。また、石綿関連疾患による被害は、各疾病によって症状が異なるとともに、被災者の年齢や家族構成、生活環境などによってさらに多様である。さらに、石綿関連疾患は、予後の悪さや進行性という共通の特徴があり、被害は時の経過とともにより深刻なものとなっている。東京訴訟の原審の結審（2012〔平成24〕年4月23日）から今日までのわずか1年半の間に亡くなった者は11名にも及んでいる。このことを踏まえ、被害立証として8名の原告の本人尋問を申請している。

### 3 東京高裁における今後の審理と勝利の展望

(1) 既に述べたとおり、東京訴訟は今後、本年4月

に第3回、9月に第4回の弁論期日が指定されている。神奈川訴訟では、本年4月の期日では全一日の証拠調べが決定されており、その後も9月、12月に期日が予定されている。

今後は、被告国との関係では、泉南アスベスト2陣訴訟の大阪高裁判決を踏まえ、国の責任をより分厚く主張するとともに、被告メーカーとの関係では、生存原告全員の「直接取扱い建材」の陳述書を作成し、それに基づき共同行為者を特定した予備的主張をしている。被告メーカーの共同不法行為責任を認めるか否かのカギは、陳述書に基づく「直接取扱い建材」に関する原告本人尋問に入るがどうかにかかっており、この尋問申請をして裁判所に強く迫っているところである。

(2) 建築産業はわが国最大のアスベスト被害を出している産業であり、肺ガンと中皮腫の労災認定においても、毎年その過半数を建築作業従事者が占めている。そのため新たに石綿関連疾患の労災認定を受けた者が首都圏でも多数に上っている。その被害救済をめざすとともに、建築産業におけるアスベスト被害の広がりを東京高裁裁判官に身を以て示し、1陣の闘いを押し上げるために、本年5月15日に東京地裁と横浜地裁に150名を上回る規模で第2陣訴訟を提起することを決めている。

今後、東京と神奈川の1陣訴訟と2陣訴訟はもちろんのこと、福岡・大阪・京都・札幌の各地裁の訴訟と固く団結し、画期的な勝利判決を勝ち取った泉南アスベスト国賠訴訟とも団結して大きな世論を構築していけば、勝利の展望は必ず開けると確信している。

# (大気汚染)

## 〔1〕川崎公害の取り組み

川崎公害裁判弁護団 事務局長  
弁護士 篠原 義仁

### 1 国道1号をめぐる課題

(1) 国道1号について国交省は、12年前に交通渋滞対策に名を借りて既存道路の拡幅計画の事業開始を発表し、そのための住民説明会を開催した。これは、50年前に事業計画を立てながら長年「眠らせてきた」事業計画の突然の開始通告であった。

これに対し、川崎公害裁判原告団、弁護団、支援団体の三者は、地元住民に呼びかけて「川崎国道1号線問題対策協議会」を設置して、道路の拡幅反対を柱に据えるとともに既存道路の道路構造対策、沿道対策、環境対策の確立を要求し、さらには、既存の片側3車線を2車線にする車線削減と車線削減後の道路構造のなかで「自転車歩行者道」の設置を求める取り組みを開始した。

(2) その闘いの結果、60年前に計画が予定された道路拡幅計画を10年余にわたって、事実上、棚上げさせ、その一方で、川崎公害裁判の和解条項を基礎にして既存道路につき数々の公害環境対策を実現させてきた。

具体的には、上り車線では

- ①多摩川大橋の歩道を1.5mから3mに拡幅(2011年3月完成)
- ②御幸公園前の歩道を2mから3mに拡幅(2013年5月完成)
- ③小向西町の歩道を2mから3mに拡幅(2013年4月完成)
- ④神明町交差点の安全対策の実施(巻き込み事故防止のカラー舗装とポストコーンの設置。2009年11月完成)
- ⑤さいわい緑道の歩道を2mから5mに拡幅(2013

年7月完成)

といった改善をかちとり、下り車線では

- ⑥多摩川大橋の歩道を1.5mから3mに拡幅(2012年3月完成)
- ⑦御幸公園周辺の環境整備と歩道を2mから6mに拡幅(2007年3月完成)
- ⑧小向東芝交差点の安全対策として歩道を1mから2mに拡幅(2000年5月完成)
- ⑨戸手2丁目の歩道を2mから3mに拡幅(2012年5月完成)
- ⑩御幸小学校交差点周辺の安全対策、大型標識柱の撤去、植樹帯の見直し、歩道たまり場の設置(2008年8月完成)
- ⑪南河原公園の安全対策。公園入口を広げて、横断歩道・自転車横断帯の整備(2010年12月完成)を行わせ、国道1号の一連の沿道環境整備事業を実施させた。

(3) そうした一連の事業の完了にともなって、現在にあっては、道路の拡幅の棚上げ(「凍結」)を前提にして、交通量流入の規制を目的に現行片側3車線の道路構造を、大型交差点で右折車線の必要性から3車線の維持はやむなしと判断される以外の直進道路部分にあっては「車線の整流化」の名の下に片側3車線を2車線にする車線削減について、国交省(横浜国道事務所)と私たちとの間で合意が成立し、2014年度の工事实施に向けてその作業が進められている。

同時に、国道1号の歩道は、きわめて狭く、歩行者はもちろん自転車走行に重大な支障を来しているが、車線削減にともなってこれを改善し、歩道の拡幅(一部地域は(2)で述べたとおり先行的に

拡幅)を全面的に行い、その上で、歩道部分を区分けして自転車専用道を創設することでその合意に達するところとなっている(2012年11月に自転車専用道について国交省基準、そして警察庁基準=マニュアルが公表され、そのマニュアルに即して自転車専用道の計画案が進行し、所轄の幸警察署と神奈川県公安委員会との協議をふまえて、2014年度の事業化が進められようとしている。)

- (4) 国道1号は、国道15号に比べて全体の道路幅が狭く、かつ、歩道部分も狭い。

しかし、今後は、そうした状況のなかにあってもより多くの敷地を確保して、緑化対策をどうはかってゆくのがひきつづく課題となっている。

同時に既存の23m道路を30mに拡幅するという60年前の「都市計画決定」は「幻の計画」となっても、現に存在するため、前記協議会では、道路拡幅の事実上の棚上げ(凍結)から都市計画決定の完全撤回という目標に向けて、新年度から新たな取り組みを追及している。

なお、12年前の道路拡幅の突然の「住民説明会」で大きな衝撃をうけた協議会と地域住民は、車線削減と自転車道の設置に当って道路拡幅の事実上の「撤回」(棚上げ)宣言と「謝罪」を求めて、住民説明会の開催を要求し、その結果、2013年11月9日と11月13日にその住民説明会が国交省(横浜国道事務所)と協議会の共催形式で実施され、2014年度から前記車線削減と自転車専用道の工事着手が円満なうちに開始されることとなった。

## 2 国道15号をめぐる課題

- (1) 2012年11月に自転車専用道についての国交省基準、そして、警察庁基準が発表されて以降、国道15号の自転車専用道の改善問題も大きく前進する見通しとなった。

国道15号にあっては、国交省(川崎国道事務所)は、12年前に中央分離帯を大きく削って左右の歩道にこれを割り付け、元々広い歩道幅を有していた歩道帯は、さらに大きく、片側9.5mの幅をもつに至った。

その結果、歩道帯は、車道側に自転車専用道を配して、歩道、自転車道の分離が行われた(車道

と自転車道、自転車道と歩道の間に植樹帯を設置)。

この歩道と自転車道を分離しての設置については、私たちと川崎国道事務所の間では当然のことながら意見の一致をみたが、しかし、自転車道の構造について大きく意見が分かれた。

私たちは、歩道と自転車道の区別とともに自転車のスムーズな走行のためには、自転車道は車道と平行してストレートな構造であるべきだと主張したが、川崎国道事務所は公安委員会の意見を採用入れたとして、国道と細街路の交差する地点(小さな交差点)にあっては、出会い頭の事故を防止するため、一步下って、歩道側に自転車道を設置するとして、ストレート構造を排して、凸凹のある、ギクシャクした構造の自転車道の設置を主張し、結局、その工事は、ストレート構造を排して実施された。

そのため、自転車道は自転車の走行の用に供するよりも、小さな交差点毎に区切られた形での「大型駐輪場」の様相を呈し、格好の違法駐輪場と化すに至った。

- (2) ところが、2012年11月基準(マニュアル)は自転車道の構造としては、ストレート構造を採用すべきとし、結局、12年前の私たちの要求が正当化されるに至った。

これをうけて、川崎国道事務所は2014年度の新規事業として、従前の私たちの提案を受け入れた形で既存の自転車道の改良工事の実施のやむなきに至った。

現在、その設計作業が進行しているが、国道15号と市役所通り、新川通り、市電通りの各大型交差点の直線走行をどう保障するか、その細かい立案作業が行われていて、その完了に伴って2014年度事業として着手されることとなっている。

- (3) なお、国道15号の関係では、2013年12月に亡くなった加藤満生弁護士団長の筆による川崎公害裁判の解決に係る記念碑が、国道15号下り線新川橋交差点付近に設置されているが、今回の自転車道の改良工事により、その移転のやむなきに至り、但し、国道15号上り線の新川橋交差点付近への移動ということで、より「目立つ地点」への設置移動が予定されている。

また、国道15号の中央分離帯の旧川崎合同法律事務所向い側地点に植樹された、亡本谷勲先生（日本科学者会議）寄贈の高野槇が枯死状態となり、2014年中には、国道15号地内に川崎公害の2代目の記念植樹が予定されるに至っている。

### 3 川崎臨港道路をめぐる課題

- (1) 一昨年以来報告している「湾岸道路東扇島水江線」、いわゆる運河をまたいで川崎臨港道路建設の問題が、急展開するに至っている。

この臨港道路は、川崎FAZに集中する貨物量の荷さばき（大型車で運搬）のために、川崎臨海部の災害時における避難路の確保のために、朝夕のラッシュ時に飽和状態にある川崎駅・東扇島線のバイパス対策のために、と称して、旧運輸省時代に計画された。

それが、建設省と運輸省の再編合体により国交省管轄となり、川崎公害裁判の和解条項のなかにおいても、私たちとの協議事項として盛り込まれた。それが、2011年以降動き出し、そして2013年8月からは、アセスメント手続に乗せたいということで、その事前の協議として具体的資料を付して私たちとの協議の土俵に乗るところとなった。

- (2) その協議は、2013年8月以降、毎月開催され、12月までに5回を数えるところとなった。

私たちは、協議のたび毎に、FAZ関連の貨物取扱量の問題（予測計画量の10分の1）、災害問題、公害環境問題、国道357号の先行実施問題を投げかけ、京浜港湾事務所は、私たちの指摘に応じて膨大な資料を補充し、「熱心な」説明をくり返している。

私たちは、現在の川崎港の貨物集積の実態からして臨港道路の建設を認めていないが、京浜港湾事務所は、必死に早期の建設、そのためのアセス提出を急いでいる。

2014年の前半は、その建設の是非をめぐる激しい攻防が予想されるところとなっている。

### 4 「道路連絡会」をめぐるその他の課題

- (1) 川崎での取り組みは、年1回開催される「道路

連絡会」（国交省関東地方整備局が参加）の外に、道路連絡会から派生して作られた「勉強会」を中心に、国道1号は横浜国道事務所、国道15号は川崎国道事務所、臨港道路は京浜港湾事務所との間で頻繁に協議され、前述したとおりその課題の追求が行われている。

他方、高速道路の横浜線と湾岸線間の環境ロードプライジングの実施、高速横羽線と2階建構造となっている産業道路の環境対策（すでに片側4車線を3車線に車線削減し、削減した部分の緑化対策を実現）などの課題は、ひきつづき「道路連絡会」で追求されている。

- (2) このうち、ロードプライジングの実施の効果については、昨年度報告で詳述したとおり、尼崎の経験に並び、環境ロードプライジングの導入で、横羽線から湾岸線への移動はもとより、産業道路を中心に国道1号、国道15号からの移動も合せ、事業者・ドライバー「アンケート調査」の結果をふまえてみても約1万台の大型車移動が見込めるにもかかわらず、国交省は容易にはその実施に踏み切っていない。

そうしたなかで、2012年1月1日から全国一斉の実施ではあるが、それに加えて本件地域では神奈川県と東京都の区間別料金が別体系として存在していたものが、これを一体的に見直す（一体料金）ということで、高速料金の料金体系の見直しを実施された。

その導入の効果については、2012年2月時点と10月時点での結果として、概ね500台から1000台規模（場所によっては、もっと少ないところも多いところがある）で、横羽線から湾岸線への移動が認められた。

しかし、この効果は、通年的に、かつ最終的にまとめられたものではなく、その結果、2013年度末には通年的資料が提出され、私たちとの間で協議が行われるところとなった。

但し、2013年12月末に示された未確定データによると産業道路、国道1号、国道15号からの高速道路への移動は、それなりの規模にのぼっているが、それは全て湾岸線に移動しているわけではなく、横羽線への移動も一定規模に及び、横羽線と産業道路の一体構造の下での根本的環境対策には至っ

ていない。

2014年1月20日に予定されている「道路連絡会」とその後の関東地建との「勉強会」で高速料金体系の改訂の効果とロードプライジングの早期導入の検討がひきつづく課題となっている。

- (3) 尼崎の経験に並び、川崎においても産業道路（県道）への「環境レーンの導入」の検討がなされてきたが、いよいよ2014年1月20日の「道路連絡会」でつめの討議を行い、川崎でも実施される見通しとなっている。

具体的には「環境レーンの導入」により、大型車を片側3車線のうちの中央車線を走行されることとして、その周知徹底の方策としては、川崎市内の対象地域内にある交差点15箇所、歩道橋13箇所、首都高速避難通路のうち、上り連線に横断幕4箇所、シート8箇所、路面表示10箇所、下り車線に横断幕2箇所、シート7箇所、路面表示11

箇所はその旨「広報」することが予定されている。

上記広報の箇所の位置図が、関東地建から提示され、私たちの側も現場をチェックし、また、前記「広報」のほかに、関係事業所、ドライバーに周知徹底するリーフレット案が提示され、私たちの修正意見を提起するところとなっている。

従って、そのすり合せ作業を経て、早ければ2014年2月からの実施が予定されている。

- (4) この外、川崎市との間で交渉を重ねてきた、市役所通りの、歩道と自転車道の整備についても、大量の違法駐輪対策の実施を図りつつ、他方、既存の歩道上駐輪ゾーンについては完全撤去を要求したが、歩道端の車道寄りの一部に（第1期工事351台分、第2期工事180台分）駐輪ゾーンが残るものの、歩道と自転車道（専用レーン）は区別されて「市役所通り通行環境整備」工事が進行している。

## 〔2〕西淀川公害訴訟の報告

西淀川公害訴訟弁護団  
弁護士 村松昭夫

### 1 公害根絶に向けて

西淀川公害訴訟は、1998年7月の国、旧阪神高速道路公団との和解以後16年間に亘って道路公害根絶に向けた「道路連絡会」を継続的に行っている。

西淀川区の大気汚染は改善傾向が続いているが、PM2.5に関しては、和解条項の履行として区内2カ所で国交省による常時測定が行われているが、今年度は測定器の更新も行われることになっている。しかし、依然として環境基準値を上回っている状況であり、引き続き大型車規制や交通量削減などの公害根絶に向けた取り組みが求められている。

大気汚染公害患者の救済も急務である。

### 2 第17回道路連絡会について

昨年12月4日に、第17回道路連絡会が開催された。はじめに、公害患者から今なお続く公害病の苦しさについて訴えが行われた。

それを受けて、阪神高速からは、大型車交通量を内陸側で減少させる環境ロードプライジングを平成13年度から実施しているが、基本的には神戸線と湾岸線の間で30%の料金格差をつけている、その結果、国道43号線は2%交通量のシェアが減っている、ロードプライジングを今後も継続し、大気情報提供のメールで取得できるようにすることや、商工会を通じてのチラシの配布などを行っていくとの発言があった。また、国交

省からは、PM2.5については、発生源は多岐にわたっている、大気中の挙動が複雑であるなどが指摘されており、今後、成分の解明など科学的な知見の集積が必要であり、総合的な対策が必要である、道路管理者としてもPM2.5について問題意識を持っている、交通量の転換をどうはかっていくのか、浮遊粒子状物質をどう減らしていくのか、引き続き、交通流を湾岸線にシフトさせるために、道路管理者としてできることをやっていきたいとの発言があった。

これを受けて、意見交換が行われ、西淀川区は、PM2.5の測定を行っているところが3カ所もあり、そのデータと交通量との分析をしていくべきとの意見や、平日と休日は大型車の比率が異なってくるので、それとPM2.5の関係について分析したいとの国側の発言、引き続き、国道43号の大幅な大型車削減に向けた取り組みを求める意見、NO<sub>2</sub>は、0.04以下を目指すべきではないかとの意見、さらに、道路に関しては、佃地区では車線を減らしているとの国側の発言、それを受けての国道43号線は、西淀川に限らずに、交通量を減らしてほしい、ロードプライシングによる成功例を積極

的に事例収集して、広く伝えることも必要ではないかという意見も出された。

最後に、患者は高齢化しており、何年もかかる回答では納得できない、生きているうちに解決してほしいとの切実な要望がだされた。

### 3 今後の課題

国交省側は、依然として、PM2.5の汚染に関して環境基準を上回っている現状への認識が極めて甘い状況である。今後も、国には国民の命や健康を守る基本姿勢が問われていることを訴え続けることが必要である。

大阪では、未認定の公害被害者の救済に向けて、公害患者会、民医連、労働組合等によって結成された「あおぞらプロジェクトIN大阪」があり、新たな医療費救済制度の確立に向けた署名運動も活発に取り組まれている。

道路公害対策の実施と共に、全国的な運動に呼応して未認定患者らの救済に向けた制度要求の確立を行っていくことが求められている。

## 〔3〕名古屋南部あおぞら裁判・道路連絡会の報告

弁護士 松本篤周

### 1 はじめに

01年8月全面解決和解が成立し、11年半余りが経過。和解を契機として国（国土交通省）との間で設置された道路沿道環境改善に関する連絡会（略称連絡会）の取り組みの到達点について報告する。大気汚染の改善のため、23号の交通量を減らし、道路からの大気汚染物質の排出を減らすことが課題であり、そのために車線削減と湾岸道路への交通の誘導を求めてきた。国との和解条項では、最初に「国道23号の車線削減」が掲げられ、具体的には「国道23号の車線削減について、幹線道路ネットワークの整備状況なども踏まえつつ、

関係機関並びに地元住民とも合意形成を図りながら検討する。」とされている。

### 2 12年度交通流動調査結果 (12年11月実施：最新データ)

交通量低減策の前提として、01年以降毎年一回、交通流動調査（24時間）が実施されてきた。公害患者の居住地にある国道23号と、迂回路としての役割が想定されている伊勢湾岸道の名古屋南部地域の中央断面の交通量の01年と最新の12年11月調査のデータとの比較は以下の通り。

	01年	12年		
	(全車)	(うち大型車)	(全車)	(11年比較)
	(うち大型車)	(11年比較)	(うち大型車)	(11年比較)
・国道23号	89,900	39,300	78,300	(8,300減少)
・伊勢湾岸道	15,000	4,100	83,400	(600減少)
			41,400	(増減なし)

23号の全車交通量は12年間で11,600台減少、そのうち大型車の減少が約1万台を占めている。これ対して「迂回道路」と位置づけられた伊勢湾岸道は、全車交通量が6万8400台増加し、うち大型車の増加が約4万台を占めている。結局、伊勢湾岸が出来たことによつて、この9年間で23号の大型車交通量が約1万台（約25%）減少したことになる。この1年間で23号の全体の交通量が8300台減少、大型車も3900台減少、大型車については2年連続で合計9400台が減少しているが、景気動向との関連もあり次年度の調査をみてから評価することが必要だと思われる。

### 3 事実上の車線削減社会実験とその結果

#### (1) 部分的車線削減社会実験の実施

12年2月の交渉において、中部整備局が南区要町の遮音壁をリニューアルし、NO<sub>x</sub>吸着装置を取り付ける工事の予定があることが判明したため、弁護団から「その工事に伴って一部車線削減を実施し、その際の23号の渋滞、交通量の周辺への迂回について調査するなどして、事実上の社会実験を行うことができないのか。」という提起を行い、これを受けて中部整備局が以下の通り実施した。

具体的には、13年9月～同年12月まで要町の遮音壁工事実施に伴い、要町交差点付近で、下り線で800mの、上り線で約350mの車線削減を行い、その間23号および周辺道路の渋滞状況と大気環境・騒音の調査を行った。そして、車線規制に伴って23号及び周辺道路の交通渋滞、交通量、23号の大気汚染・騒音の状態がどのように変化するかを調査した。まず、規制に先立つ2月に事前調査を行い、規制中の調査を10月（昼間のみ規制）と11月（5日間に限って24時間規制）の2回にわたって行った。

#### (2) 社会実験の結果

そして本年2月にこの社会実験についてのまとめが示された。まず規制に伴う交通量の変化については、南北方向については、23号大型車は、24時間交

通量で4800台（17%）減少したのに対し、周辺道路の1号・247号で1400台増加した。小型車は23号と名古屋半田線で4700台（6%）減少し、他方1号・247号で5200台増加した。東西方向については、23号大型車が3600台（17%）、小型車が5900台（13%）減少したのに対し、周辺道路の伊勢湾岸道などの5路線で大型車が2600台増加、小型車については、東海橋線、名古屋半田線、諸輪名古屋線、第2環状線、国道302、伊勢湾岸道などの6路線で9300台増加となった。

23号の渋滞については、ピーク時間で上り下りとも約4kmの渋滞が発生し、通過時間は通常の3倍程度となった。また上記の通り、23号の交通量だけをみれば、大型車について17%減少したが、周辺道路全体を加えると、総交通量はやや増加している。

また23号の交通量減少による大気環境の改善状況を見ると、車線規制区間の直近である要町のNO<sub>2</sub>の日平均値は、10～15ppb程度の改善がみられるものの、車線規制していない夜間の時間帯においても昨年よりも同程度改善傾向にある。また、国道23号沿道5カ所の大気常時測定局のうち、要町以外の4局は平成21年度以降環境基準の上限値（0.06ppm）を達成しており、その後も暫減傾向で、要町についても、平成25年度には上限値を達成する見込みとのこと。

#### (3) 実験結果についての中部整備局の評価

「要地区における工事規制は、この地域のネットワークの整備状況において、南部地域の23号及び周辺道路に与える影響が非常に大きいものだった。したがって、23号の車線削減について実施することは現状では難しいことから、1/8意見交換会にて原告団から検討の要請があった「代案」としての「尼崎における国道43号通行ルール」の導入については、道路管理者として現時点でとりうる措置として、検討を進めていくこととする。」

ややわかりにくいので私なりに翻訳すると、実験の結果、一部の車線規制ですら23号の大渋滞と周辺道路の交通量の増大を招いた。23号の交通量自体は減少したことは事実だが、それが大気環境改善につながっているという確たる評価は出来なかった。従って、現時点では車線削減は難しい、ということになるのか。

## 4 まとめ

この中部整備局の評価については、仮に大渋滞が生じたにせよ、少なくとも23号については大幅な大型車交通量の減少の結果をもたらした以上、原告団弁護団としては承服しがたいところである。しかし、既に裁判原告の7割が鬼籍に入り、残った原告も高齢と病を抱え、運動を継続すること自体困難な状況になってい

る状況の中で、和解成立から13年、提訴からおおよそ4半世紀が経過しようとする今年、原告団・弁護団としては、環境改善を勝ち取る課題とともに、道路連絡会をどのように収束させ、将来に引き継いでいくのかという重い課題にも直面している。いわゆる尼崎方式の名古屋における具体化も含めて、ここ1年が正念場と言わなければならないであろう。

## 〔4〕東京大気・和解から7年目のたたかい

東京大気汚染公害裁判弁護団  
弁護士 原 希世巳

### 1 東京都がぜん息医療費助成制度、打ち切り方針を表明

2012年度のたたかいによって2013年度はぜん息医療費の全額助成制度の継続を東京都に約束させ、私たちとしてはあくまでも本筋である国の責任による救済制度の創設の展望を切り開くため、全国患者会と連携して請願署名運動、国会要請、各会派の有力議員への働きかけなどの運動に取り組んだ。しかし現実には打開しきれぬまま、再度「見直し」問題に直面していくこととなった。

東京都はこの制度がきわめて大きな社会的効果を上げていることを認め、「問題は財源のみである」と言っ  
て、「国やメーカーに再度の財源拠出を要請していくが、それが困難な場合は、制度を維持していくことは厳しい」との対応であった。

私たちはかかる事態を受けて2013年6月頃より再度東京都に対して交渉、要請行動などを再開した。患者は地域の病院、診療所、薬局を1軒1軒訪ねて、認定患者に要請ハガキを手渡してもらうよう要請した。反応は良好で患者からのハガキは2千数百通に達した。地域医師会にも再度訪ねて実情を訴えた。これを受けて全53医師会中41医師会が東京都知事宛の要請書を

提出するに至った。都議会の与党会派への働きかけも強め、一定の協力体制を得ることもできた。

しかし東京都はこれらの世論、患者の切実な訴えを無視して、12月5日、都議会代表質問で次のような方針を明らかにした。

- ①本制度は2015年3月まで現行の医療費全額助成を継続し、以後は3分の1の助成とする（制度としては恒久的なものとする）。
- ②2015年4月以降、新規の認定を終了する。
- ③経過措置として、被認定者については2018年3月まで全額助成を継続する。

これは、制度を恒久的なものとした点、3年間（通算10年間）の無料化継続を勝ち取った点など、一定の運動の成果はあったものの、2014年度末をもって新規認定を打ち切り、経過措置終了後は患者に2割負担を求めるもので、患者にとってはおよそ承服するわけにはいかないものであった。

### 2 制度打ち切りには何の合理性もなし

東京都の言い分は以下のようなものである。

第1に「現時点で国やメーカーなどから財源拠出の回答が得られない以上、制度存続は不可能。東京都の

責任分である3分の1のみは今後も継続することとし、給付も従来の3分の1になる。」という。

しかし、東京都はそもそも第1次訴訟判決(2002.10.29)に控訴を断念し、公害発生責任を認めたのであり、和解段階ではその立場からこの制度を提案し、国やメーカーらの財源拠出を求めて制度を創設したのである。国やメーカーが出さなければ3分の1の責任でよいなどというものではない。制度の維持は公害発生責任者たる東京都の責務である。

第2に「和解の時点では、ディーゼル対策が進み大気汚染は改善されていた。それでも過去の汚染による患者を救済する必要がある、国がやらないので都がこの制度を作った。当初想定8万人近くが認定されているので、新規認定は終了する。」という。

これは完全に不当な事実の歪曲である。和解当時も未だ深刻な大気汚染が存在していたことは共通の認識であり、であるからこそ東京都も都内の自動車排ガス対策に今後も努力するとして、和解条項では様々な具体的な対策を原告らに対して約束しているのである。現在でも特にPM2.5の汚染は深刻であり、新規の患者が発生し続けている状況に変わりはない。しかも新規認定の打ち切りは「制度は高い評価を受けており、継続したいが、財源問題がネック」というこれまでの東京都の態度とも矛盾することが明らかである。

### 3 アリバイ的な財源拠出の「交渉」

東京都は昨年夏と11月に国やメーカー7社に制度継続のための財源拠出を要請に行ったが協力を得られていないとしている。

そこで私たちがメーカー側と接触したところ、いくつかのメーカーは「制度の存続のため社会貢献の見地からであれば検討の可能性はある。具体的な要請をしてほしい。」と都に回答していることが明らかになった。しかるに「その後、都からは何の話もない」まま制度打ち切りの方針が発表されたことになる。

国については和解条項では救済制度創設に際し、公害健康被害予防基金から公健法の予防事業にあてるために60億円を拠出することとされた。「救済のためには支出しない」との彼らの「建前」と整合させる苦肉の策であった。ところが予防事業の用途は厳しく限定されているため、東京都は5年間で約20億円を使えたのみであった。そこで国は今回の都の要請に対して「40

億円も残っているので追加拠出は困難だが、用途拡大の要望については検討する。具体的な提案をしてほしい。」と回答した。ところがそれに対して都から何もリアクションがないまま、今回の報道となり、国の担当者は衝撃的だったと述べている。

本来関係者に財源を拠出させるのも東京都の責任である。このような状況を見る限り、東京都はアリバイ的に要請をしたのみとしか思われぬ。

### 4 必死のたたかい

東京都によれば、今後4月から8月まで条例の改正案を区市町村に示して協議を行い、9月の都議会で条例改正をおこない、来年4月から施行したいとのことである。

私たち弁護士団と患者会は、まずこの3月を一つの節目として東京都に不当な改正案を提示させないため、更に最終的には9月議会を睨んで、次のような両輪の運動に全力を挙げて取り組んでいる。

一つは、「新規認定打ち切り、患者2割負担は許さない、東京都の責任で制度存続を」との大きな世論を作って、東京都に方針変更を迫るたたかいである。本年になって1/10、2/7、2/27と継続して東京都交渉を行い、更に寒風吹きすさぶなか計11日に及ぶ都庁前座り込み・市民アピール行動を行った。また都議会各会派への働きかけ、マスコミ対策などに取り組むと共に、東京保険医協会、東京民医連などの全面的な協力を得て、認定患者からの再度の都知事宛要請ハガキの運動に取り組んでいる。

また地域医師会からの意見書についても、新規打ち切り・補償の削減という情勢の変化をふまえて再度の要請をお願いすることとし、さらに地域の薬剤師会や、医療機関、薬局などにも意見書を広げつつある。

もう一つは、国やメーカーなどに財源の拠出を決断させるためのたたかいである。我々との交渉では、メーカーが財源拠出に協力し、国が予防基金の用途拡大を認めることとなれば、東京都は「方針」を見直すと言明している。そして交渉で追及されて、これまで東京都は数回にわたって自動車メーカー各社を訪ねている。しかし「和解のスキームでは無理だ」「どうして東京都だけなのか」「どうして被告メーカー7社中心なのか」などと言われてなすところなく引き下がっているのが実情である。

本来自動車メーカーは排ガス公害の責任者として、救済制度の財源負担の責任を負うものであるが、東京都には和解のスキームを離れて石油連盟、トラック協会など運送事業者なども含めた「社会貢献」として強く説得すべきことを求めて、交渉を続けている。

また自動車メーカー各社とも、患者として要請・交渉を行っている。トヨタにはすでに2回（1/24、2/28）本社前座り込みを行って財源拠出の決断を求めている。

患者からのハガキでは「この制度がなくなったら生きていけない」などといった切実な声が大量に寄せられている。患者の決死のたたかいを弁護団としても全力で支えていきたい。

## 5 道路公害対策を求めるたたかい

### (1) 道路連絡会・準備会と地域の運動

2013年度は以下の通り道路連絡会・準備会を行った。

2月19日 第5回道路連絡会

3月30日 第5回道路連絡会続会

10月22日 第10回道路準備会

本年3月26日に第6回道路連絡会が予定されており、現在（2/24）そのための要求書を作成中である。

また、足立（6/28）、板橋（9/10）では東京都職員も参加して大型バスで沿道緑化や激甚交差点対策、自転車道・レーン設置、踏切渋滞対策などの現地調査を実施。足立、板橋、江戸川、文京、目黒等で独自に現地調査を行った。

### (2) 道路緑化の進展

国道については、今年度は荒川区の国道4号、中央区の国道6号（江戸通り）等の緑化計画案が新たに示されたが、いずれも高木中木あわせて数本程度の補植にとどまっており、極めて不十分なものである。昨年来問題となっている文京小日向拡幅や、品川の国道15号などとあわせて第6回道路連絡会で議論していく予定である。

東京都との都道緑化連絡会（2/7）では、23区及び三多摩地域・7市の都道緑化対策要求書を提出して交渉し、環七共同調査で要求した街路樹の充実について実施回答を得る（足立）など前進があった。

### (3) 自転車道整備

国交省は2012年11月に自転車道整備ガイドラインを発表して自転車道の整備推進を打ち出したものの、欧米の自転車道整備先進国に比べて、自転車の公共交通としての法的な位置づけが全く不十分で総合的な戦略や計画もなく、自治体に対する指導、援助の枠組みもない。この点連絡会でも位置づけて問題提起をしていく。

東京都については、2012年10月発表の「整備推進計画」に定めた「整備優先区間」109kmは道路両側をダブリでカウントしているため、区間延長としては50km程度のものであることが露呈し、それにもかかわらず「それ以外はやらない」という態度を露骨に示してきた。梶添新知事は自転車道整備を重視していく姿勢を示しており、さらなる自転車道整備の推進を目指して交渉していきたい。

### (4) 国交省のPM2.5観測体制

昨年2月の第5回連絡会では、測定の実用性はないとの不当な回答をして厳しく批判され、「引き続き検討」と態度を修正した。この1年「やらない」とは言わないものの、消極的な姿勢に終始しており、引き続き厳しい追及が必要である。

### (5) 大型貨物車の走行規制の拡大をめぐる

昨年の第5回連絡会では「松原橋、大和町、上馬の3地点について、可能性を検討していく」との回答がなされたが、10月の第10回準備会では「検討の結果、規制による迂回交通の渋滞等により、環境改善効果は認められない」との否定的な回答をなした。現在検討資料等を提出させて当方としても検討中である。

# 〔5〕みずしま財団の2013年度の報告

## ～水島のまちづくり、もう一步、前進～

公益財団法人 水島地域環境再生財団  
事務局長 藤原園子

### はじめに

みずしま財団は、設立から13年目を迎え、公益財団法人に移行してからは3年目の年度を迎えました。巨大なコンビナートを抱える地域として、地域開発の歴史や大気汚染公害への対応を国内外に伝え、活かしていくことが求められています。研修「みずしまプロジェクト」の重要性が求められ、今年度も力を入れてきました。

同時に、水島のまちをこれからどうしていくのか、これを企業・行政・住民・団体が話し合い、未来をつくりだしていくことが大事です。

そこで、環境省の協働取組推進事業を受けて、協議会をたちあげ、対話の機会を増やし、未来ビジョンづくりをおこないました。

### 1 今年度の注目 協働取組推進事業

水島地域に暮し、働き、学びあう方々が、環境学習・教育旅行の可能性を話し合い、その中から水島地域の価値を再発見し、地域の未来についてビジョンをともにつくることを目的に、2013年8月に協議会を立ち上げました。

大事にしたことは、互いに思っていることを聞くという姿勢を持ち、よく話し合うこと。そして、公害を克服してきた過去には、未来を担う人材を育てる価値がある。そして未来を担う人材を育てることを地域全体でとりくむ、そのために持っている資源を持ち寄ることをめざして、協議会やパネルディスカッション、エコツアーの実施などをおこないました。

8月19日 第一回協議会

9月6日 大学生のための社会見学&エコツアー  
水島コンビナートと、海の環境再生を学ぶ旅  
：41名参加

12月2日 第二回協議会

1月25日 パネルディスカッション  
「環境学習で人とまちと未来をつくる！」  
開催：56名参加

2月13日 第三回協議会

話し合いを経て、水島の未来ビジョンが決定

### 【めざすべき最終のゴール】

豊かな自然と歴史、そして健やかな暮らしと活力ある産業が育む  
世界一の環境学習のまち、みずしま

### 【まちづくりの目標】

- ＞若者が主役のまち
- ＞市民と企業で未来をつくる機会や場をつくろう
- ＞地域を超えて人々が集う機会をつくる
- ＞水島の持つ資源や要素を活かした新しい学びのしくみづくり
- ＞末永く住み続けたいみずしまスタイルの暮らしをつくろう

協議会の中で取り組みのアイデアがたくさんできました。来年度から、スタートさせたいと思っています。

### 2 資料整理と、その活用

各地と連携しながら、公害反対運動の資料を保存、整理を現地で行い、教育への活用をしています。

#### ■（独法）環境再生保全機構サイト

「記録で見る大気汚染裁判」リニューアル事業  
あおぞら財団からの委託を受けて、引き続き倉敷公害訴訟の資料、患者会等の資料や写真を整理・目

録化しました。電子化された資料はHPで閲覧でき、教訓や学びを提供できる素材となっています。

また、語り部活動として、患者さんと地域の小学校へ行き、公害環境学習を実施しました。患者さんが「子どもたちがしっかり聞いてくれてうれしかった」と述べられています。

記録で見る大気汚染と裁判

<http://nihon-taikiosen.erca.go.jp/taiki/>

### ■ 『倉敷市公害患者と家族の会

#### 40年を振り返って』の作成

上述の保存整理の、資料の目録を作ったことが有効に活用されたのが、この記念誌づくりです。1972年に結成された倉敷市公害病友の会（のちの倉敷市公害患者と家族の会）が、40年たち、患者さんたちや支援者の思いをまとめようと、患者会から委託を受けたものです。「なんとしても公害をなくす」ととりくまれた運動は、社会をよいほうへ変えた貴重なものです。再評価し、次世代に伝えるために12月に作成、関係者へ配布、新聞にも掲載され、大きな反響を呼びました。

## 3 水島をフィールドに 学ぶ・伝える・考える

### ■ 大学生・留学生の学び

大学生・留学生等が、地域で学び、考え、対話することで、よりよい環境を創り出していくことのできる人材育成の機会を提供しました。岡山大学のキャンパスアジアを通じて、日・中・韓の学生たちが学びあいました。

### ■ 医学生へ伝える

2010年度から地元の医科大学に学びの場を提供しています。社会や政治と医学医療との関係、労働衛生・栄養・生活環境などと健康との関係などについて学び、医師に必要な知識、態度、行動を身に付けることを目的に、4年生100名が5回に分かれて、水島に2時間半のフィールドワークに来られます。地理・歴史を学び、公害患者さんのお話を聞き、公害医療に携わった医師の話聞くことは、教科書では得られない学びがあると好評です。

## 4 よりよく生きる 生活の質向上をめざして

高齢化する公害患者さんの生活の質（QOL）と日常動作（ADL）の向上をめざして開発された呼吸リハビリテーションを、社会全体へ活かす取り組みが進んでいます。

（独法）環境再生保全機構予防事業として、タバコが主な原因とされる慢性閉塞性肺疾患いわゆるCOPDの患者さんを早期発見すること、予防に取り組むことを地域の関係主体と連携して実施しています。呼吸リハビリテーションを継続して取り組める体制作りについて検討しています。今年度は、COPD地域連携パンフレット（倉敷版）が完成、医療機関の情報が掲載されています。

## 5 瀬戸内海の再生をめざして

海への関心を高めることを目的に、漁業体験の学習を実施しています。海のごみの問題は私たちの暮らしと密接に関わっていることを目を見て、当事者の話を聞いてと、体験を重視した内容となっています。

また、巨大なコンビナートを抱える地域から考える温暖化対策として、県へ提出した各特定事業所からの温室効果ガス排出量の結果を評価するとともに、削減努力の共有化のシンポジウムを実施しました。

今後も、環境再生の実践と、学びの場の提供という2つの柱を軸に活動を推進していきます。

## おわりに

研修事業「みずしまプロジェクト」を強化し、社会学・医学分野だけでなく、法学分野等の学生や社会人にむけて、水島の教訓を未来に活かすよう、前進させていきたいと思えます。

サイト・ブログ、フェイスブック、ツイッターの連動により、効果的な情報発信を行っています。ぜひ一度、ご覧下さい。

また、日本語ビデオ、英語版DVD、報告書も発行していますので、ご活用いただくと幸いです。

・ホームページ

<http://www.mizushima-for.jp/>

・フェイスブック

<http://www.facebook.com/mizushimaf>

## 〔6〕 あおぞら財団 報告

公益財団法人 公害地域再生センター（あおぞら財団）  
事務局長 藤 江 徹

2013年度は、あおぞら財団が事務局をするまちづくり活動への参加の輪や協働が、進んだ1年でした。地道に関係を築いてきた成果と感じています。参加型まちづくりの取組みの一方で、『公害資料館連携フォーラム』や、中国環境NGOとの交流、公害患者さんのリハビリ等、公害に軸をおいた活動も進めています。一部を、ご紹介いたします。

### ① 公害のないまちづくり ～自転車を活かしたまちづくり

PM2.5が巷の話題に上るようになりました。大気汚染の改善をめざして、身近な交通環境を見直す方法の一つとして、自転車を活か



大阪のシンボル・御堂筋を一行になってアピール走行

したまちづくりに取り組んでいます。9月22日に開催された第五回御堂筋サイクルピクニックでは、330人が自転車でアピール走行しました。自転車をとりまく環境は近年大きく変わってきており、本町通りに自転車レーンができたり、社会実験が行われたりしています。事故を減らすためには、交通ルールの啓発を進めるとともに、走行環境の整備も合わせて取り組み、環境にも良いまちづくりが進めばと思います。

### ② 公害経験を伝える ～各地で連携が進んでいます

西淀川・公害と環境資料館（エコミューズ）では、公害資料館の連携を行うために12月7日（土）～8日（日）、新潟市万代市民会館で「わくわく広げよう公害

資料館の“わ”一公害資料館連携フォーラム in 新潟」が開催されました。全国から94名の参加者がありました。これを機に、公害裁判の資料の保



わくわく広げよう公害資料館の“わ”一公害資料館連携フォーラム in 新潟

存と活用が進められるようにしたいと願っています。

また「記録で見る大気汚染と裁判 (<http://nihon-taikiosen.erca.go.jp/taiki/>)」というウェブサイトのコンテンツ作業を行っています（独立行政法人環境再生保全機構の事業）。2011年度からは3カ年かけ、四日市と倉敷・水島の公害裁判の資料を整理して一般公開する準備をしています。2014年の春ごろには、公開予定です。すでに西淀川公害裁判の資料は公開していますので、ぜひご活用下さい。

### ③ 自然や環境について学ぶ ～こんな魅力が 西淀川に！ 協働して 体験イベント開催

工場跡地に住宅開発がすすみ、ファミリー層の転入者が多い西淀川。川や干潟、緑陰道路と都市部ながらもバラエティのある自然があるのですが、どこで遊んだら良いのか知らない親子も少なくありません。危険だから近づかない、そんな声



淀川親子ハゼ釣り大会  
写真はボランティアで参加した写真家の藤井克己さんが提供

も聞きます。

そこで幼児を対象にした西淀川での自然体験会を保育園と協働で実施しました。子供の体験会を通じて、保育者や保護者に西淀川で、自然で遊べる場所や遊び方を伝えていくことも狙いです。

また、2007年よりあおぞら財団主催で実施していた『淀川親子ハゼ釣り大会』を、2013年度は西淀川区役所や大阪市漁業協同組合、地域の釣りクラブや生涯学習連絡協議会等と協働し実行委員会形式で行いました。「子供達に自然体験」という共通の目的で、行政や地域の団体と力を合わせることができました。

#### ④ 公害患者さんの生きがいづくり ～呼吸ケア・リハビリテーションプログラム

最近、COPD（慢性閉塞性肺疾患）の患者数が増えています。全国で530万人と言われていますが、治療を受けている人はとても少ないのが現状です。あおぞら財団では、『楽しく呼吸会』と題した呼吸リハビリテーションの勉強会を2カ月に一度、西淀川区の複数の診療所で開催しています。ぜん息を抱えながら苦しむ患者さん同士が、日頃の病気の悩みを交流しながら、呼吸法を学ぶ場となっています。

また、呼吸ケア・リハビリテーションを普及しようと、パンフレットやポスターを作成したり、理学療法士や看護師など、医療従事者を対象にした講習会を開催しています。参加者からは、「呼吸介助のタッチのやり方の難しさ、人によって胸郭の動きに違いがあり、しっかり評価することの大切さを再認識しました」という感想をいただいています。

<http://aozora.or.jp/archives/category/kankyohoken>



COPDの早期治療の  
大切さを伝えるポスター

#### ⑤ みんなとつながる ～国際交流：日中公害・環境問題に関する 研修プログラム

中国での大気汚染問題の深刻化はニュースでも多く報道されるようになりました。これに対して、中国においても、環境NGOなど



中国環境NGOメンバーを招いての研修

が測定活動、情報公開などに取り組んでいます。本年も中国環境NGOメンバー6名を招いて、研修プログラムを実施しています。日本の公害経験や患者会運動、弁護士や行政、学校、地域の取り組みなどを紹介するとともに、1/22、23には、日中環境問題サロンを開催し、中国の取り組み（水質汚染対策・草原保護・植林活動、環境弁護士の環境保護活動）を紹介いただき、意見交換を行いました。中国の大気汚染の改善に、日本の公害経験が活かされることを願ってやみません。

#### ⑥ 重点事業

その他、その年々の情勢にあわせ、分野を超えて『重点事業』を位置付けています。

人づくり・人材育成の中心的な取り組みとして、環境指導者育成を目指し2009年度より開講している環境フロンティア講座もそのひとつです。2013年度は交通まちづくりをテーマに、路線バス、自転車、LRT（路面電車）などについて考えました。

また東日本大震災の支援として、被災地応援ツアーを企画し、11月に岩手県釜石市を訪問しました。今後も現地の団体とのつながりを活かし、ニーズに即した



みんなで今後の交通まちづくりについて意見交換

形での支援を行っていきます。

活動財源を確保していくため、企業からの寄付集め、屋上看板や機関紙『りべら』での広告募集、情報発信の強化など様々な方法を模索しています。あおぞら財団は公益財団法人なので、税制上の優遇措置がありますので、ご支援をどうぞよろしく申し上げます。

参考：

あおぞら財団のホームページ <http://aozora.or.jp/>

ブログ <http://aozora.or.jp/blog>

Facebook や Twitter を用いての情報発信に力をいれています。

# (基地騒音)

## 〔1〕 第2次新横田基地公害訴訟 報告

弁護士 小林善亮

### 1 第2次新訴訟提訴

2013年3月26日、横田基地周辺住民が航空機の飛行等の差止めと、過去・将来の損害賠償を求めて提訴しました（第2次新横田基地公害訴訟）。原告数はその後の追加提訴を含めて約1078名となりました。地域は東京都と埼玉の8市1町にまたがっています。

横田基地の飛行騒音については、1976年から裁判がたたかわれてきました。これまで、夜間早朝の飛行差止めと将来請求は残念ながら認められてきていません。しかし、2005年の新横田基地公害訴訟控訴審判決は、「騒音被害に対する補償のための制度すら未だに設けられず、救済を求めて再度の提訴を余儀なくされた原告がいる事実は、法治国家のありようから見て異常の事態で、立法府は、適切な国防の維持の観点からも怠慢の誇りを免れない」と長年にわたり騒音を放置した国の姿勢を厳しく指弾し、1年間に限り将来の損害賠償を認めました（将来請求は最高裁で否定されました）。

その後も、横田基地の騒音は収まっていません。そればかりか、2012年には、横田基地に自衛隊航空総隊司令部が移駐し「自衛隊横田基地」が設置されました。日米共同統合運用調整所も新設され、日米一体化が進み横田基地の機能強化がなされました。さらに、パラシュート訓練も行なわれ、オスプレイが飛来する可能性があるなど、周辺住民は、騒音だけでなく墜落や落下の不安も抱えています。

### 2 今回の訴訟のポイント

今回の訴訟では、今までの訴訟の成果を踏まえた上で幾つかの点で新たな請求をしています。まず1点目は、飛行差止めの対象に米軍機だけでなく自衛隊機も加えたことです。横田基地に自衛隊航空総隊司令部が移駐

してきたことにより、自衛隊機の飛来も予想されるため、この差止めも求めています。2点目は、飛行差止めを求める時間帯を夜7時から朝7時までとした点です。横田基地では、日米合同委員会の合意により、夜10時～朝6時までは緊急時を除いて飛行が禁止されることになっています。しかし、午後10時前に駆け込みで航空機が飛行することや、午前6時過ぎに飛行を行うことが非常に多くなっています。また、午後7時から午後10時の、住民が帰宅して団らんや休息をしている時間帯に日常的に米軍機の訓練が行なわれており、この時間帯の騒音被害は深刻です。この時間帯に静かにしてほしいというのは住民の切実な願いなのです。3点目は、75W未満の地域に住む住民も原告となったことです。これまでの裁判ではWECPNL（うるささ指数）で75W以上の地域の住民にしか損害賠償請求は認められてきませんでした。しかし、75W未満の地域にも騒音被害に苦しむ住民はおり、国の定める環境基準も70Wとなっています。従来以上に被害救済の範囲を拡大すべく、75W未満の方も原告となっています。

### 3 訴訟の現状

これまで3回の弁論が開かれました。国からは五月雨式に反論が出ていますが、国は長年にわたる騒音訴訟の結果、判決で排斥されてきた主張を再び持ち出してきています（危険への接近の法理、軍事公共性の主張、共通損害の否定等）。このような国の主張態度は、この間の基地周辺住民のたたかひの到達点を無にするものであり、被害救済を先延ばしにして、その範囲も少しでも小さくしようと躍起になっていると言わざるを得ません。

原告からの再反論を十分に行なうとともに、現在作成作業を進めている原告陳述書や現場検証、ビデオ検

証などによって裁判所に被害の実態を伝え、被害と向き合うよう迫っていく予定です。今後とも首都東京の人口密集地にある基地の被害と危険性を訴え、全国の

基地訴訟と連携しながら、粘り強く運動を続けていきます。引き続きみなさのご支援をお願いいたします。

## 〔2〕第三次嘉手納爆音訴訟

弁護士 齋藤 祐介

### 1 提訴に至る経緯

1982年提訴の第一次嘉手納爆音訴訟は、1994年に第一審判決が、1998年に控訴審判決が、それぞれ言い渡された。

2000年提訴の第二次嘉手納爆音訴訟では、2005年に第一審判決が、2009年に控訴審判決が、それぞれ言い渡された。

上記各判決は、いずれも、嘉手納飛行場から生ずる爆音を違法と認定し、国に対し損害賠償の支払いを命ずるものであった。

第一次嘉手納爆音訴訟の第一審判決から、現在までに、既に20年もの期間が経過した。

しかしながら、嘉手納飛行場から生ずる爆音は、相変わらず、沖縄県内に轟いている。

国において、上記司法判断を真摯に受け止め、爆音をなくす或いは軽減させるべく努力をするという態度は全く垣間見えず、違法な騒音に対する抜本的な対策は、何らなされていない。

嘉手納飛行場から生ずる爆音は、司法による違法性の認定以来、20年間にもわたって放置されている。

我々は、2011年4月、第三次嘉手納爆音訴訟を、那覇地方裁判所沖縄支部に提訴している。

違法な爆音は放置され続け、国が司法判断に従い抜本的な騒音対策を行うという態度は全く見てとれないため、住民の怒りは頂点に達している。

そのため、第三次嘉手納爆音訴訟は、提訴時において、原告数2万2058人を数える国内最大規模の訴訟となった。

爆音の激甚地区である嘉手納町においては、全町民の約35%にあたる町民が、原告となっている。

### 2 訴訟の経過

#### ア 審理等

第三次嘉手納爆音訴訟が提起されてから、既に3年が経過した。

2011年10月20日に開かれた第1回口頭弁論以来、現在まで、10回の口頭弁論期日が行われており、そろそろ、立証計画の立案に入ろうかというところである。

これまで、嘉手納飛行場には国が主張する「公共性」などは皆無であり、むしろ著しい「反公共性」があること、爆音による睡眠妨害について、中間騒音控除の主張に対する反論などについて行っており、期日のたびに代理人弁護士が要旨陳述を行い、傍聴人にも理解して頂けるようにしている。

また、各口頭弁論期日の開廷中には、裁判所に隣接する空き地において、法廷に入りきれなかった原告を対象に、弁護団数人で、法廷の中で行われているはずのやりとり等をマイクで説明している。この説明について、原告からは、「法廷のなかで何が行われているか分かりやすい」などと好評を得ている。

#### イ 対米訴訟

我々は、2012年11月30日、アメリカ政府に対して、飛行差し止めと損害賠償を求める訴訟を追加して提訴している。

第二次訴訟では、対米訴訟について、訴状の送達すらされずに、「外国国家の主権的行為について民事裁判権は免除される」として、却下された経緯があるが、今回は、2009年、「外国等に対するわが国の民事裁判権に関する法律」（主権免除法）が施行されたことにより、同法を法的根拠として、米国に対し、提訴したものである。

現在まで、未だ訴状の送達はなされておらず、今後、裁判所に対し、主権免除法等を主張して、訴状を送達するよう強く働きかけていく必要がある。

### 3 今後の予定等

平成25年4月1日より、環境基準の評価指標が従前のWECPNLからLDENへ変更された。

弁護団としては、同環境基準の改正により、裁判所の判断に不当な影響が及ぶことのないよう、引き続き調査・研究を行っていく。

先に述べたように、提訴から3年が経過し、現在、立証計画を立案している段階である。今後、集中証拠調べを経て、判決が言い渡されることとなる。

弁護団としては、数十人に及ぶ専門家・住民の原告の人証申請を行い、立証を尽くすべく準備中である。

第二次訴訟において、読谷村座喜味以北に居住する住民について、告示コンター内であるにもかかわらず、実勢騒音が告示コンターと乖離しているとして、損害賠償請求が棄却されたという事情がある。しかしながら、座喜味以北の住民においても、騒音被害の訴えが強く、弁護団では、この座喜味以北地域について、正当な判断が得られるように、立証等を尽くしていく所存である。

また、これまで認められてこなかった騒音差止めや、健康被害、対米訴訟についても、今度こそは正当な判断がされるように、立証を準備しているところである。

### 4 法廷外の活動

2013年12月、沖縄県知事は、名護市辺野古沖の公有水面埋立申請の許可を行い、沖縄における新基地建設を容認した。

これに対し、沖縄県議会は、沖縄県知事に対し、「選挙で『県外移設』を掲げた政治家としての公約違反であり、県議会が重ねて全会一致で求めてきた『県内移

設反対、普天間基地は国外・県外移設』とする決議を決定的に踏みにじるものである」「『驚くべき立派な内容』『140万県民を代表して感謝する』などと県民を代表して謝意を述べ、米軍基地と振興策を進んで取引するような姿がメディアを通じて全国に発信されたことは屈辱的ですからあり、県民に大きな失望と苦痛を与えた。」などと、非常に厳しい内容の辞職勧告決議を可決している。

上記知事の態度には、これまで、仲井真弘多県知事を応援し、支援していた保守系の人々の多くも落胆したようであり、現在でも、沖縄において、知事の承認にもかかわらず、未だに辺野古移設を断念させようという気運は極めて強い。

我々は、嘉手納爆音訴訟に全力で取り組むことはもちろん、沖縄における新基地建設に反対する運動についても、他の団体と一丸となって、全力で取り組んでいるところである。

## 〔3〕 第二次普天間基地爆音訴訟の経過報告

弁護士 高塚 千恵子

### 第二次普天間基地爆音訴訟の経過と オスプレイ配備後の状況

2012年3月30日に、第二次普天間基地爆音訴訟が提起されてから、約2年が経過した。現時点（2014年2月時点）で、基地形成史、国による侵害行為、住民に生じた被害など、第一次訴訟を踏襲した主張のやりとりは大部分終了している。

弁護団は次回「オスプレイについての被害」に関する主張を行うべく、原告団に対し、オスプレイ被害についての聴き取り調査を開始した。

沖縄県と宜野湾市の調査では、オスプレイが米軍普天間基地に配備後、周辺の住宅地を通過時の騒音は最大97・3デシベルを記録したという。宜野湾市の1カ月間の目視調査では、同飛行場での離陸・着陸・通過が少なくとも計112回に達した。夜間飛行やヘリモードでの飛行を制限する日米合同委員会の合意に反する飛行訓練も平然と行われ、このような訓練は住民生活へ多大な悪影響を及ぼしている。

原告団は、2013年8月に国立琉球大学の渡嘉敷健准教授（環境工学・騒音）を講師に招き、オスプレイ勉強会を実施した。原告団がオスプレイについての理解を深めることで、自分たちが被っている被害実態を把握することが目的であった。勉強会は宜野湾市普天間3区公民館で行われたが、多くの原告が参加し、皆、熱心に講義に耳を傾けていた。

今後はオスプレイ被害に関する原告団からの聴き取り結果を踏まえ、その被害実態に関する主張を行う予定である。

### 普天間基地の「公共性」に関する攻防

第二次訴訟において、国は、普天間基地について、日本の安全保障の観点から、さらには災害時及び社会貢献活動の観点から、「高度の公共性」があるので、違法性ないしは受忍限度の判断にあたっては、その点を十分考慮されるべきであると主張した。

国が主張する「高度の公共性」とは、①駐留米軍基地が民間の飛行場よりも、わが国の安全保障上、特別に考慮されるべき優越的な公共性を有すること、それを前提に、②普天間基地が駐留米軍基地の中で重要な地位を占めるものであり、特別に考慮されるべき優越的な公共性を有することを内容とするものである。しかし、駐留米軍基地それ自体が憲法の全体の精神に反し、とりわけ、米海兵隊基地である普天間基地はその基地の侵略性に照らし、憲法前文及び9条に違反することは明白である。また、普天間基地は住宅密集地の中心部に所在し、地方公共団体が有する地方自治権を侵害するとともに、基地それ自体が飛行場としての適格性を有しない欠陥基地であり、憲法13条等が保障する地域住民の人格権及び平穩に生活する権利を侵害している。普天間基地は、「高度の公共性」を有しないだけでなく、「公共性」それ自体さえ有しないものである。

以上の理論展開により弁護団は反論を行ったが、爆音を発し、日々住民を苦しめている基地が「公共性」があるという主張は、原告団住民の感情を逆なでするものであった。国の主張を受け、原告団及び弁護団の基地に対する反発はますます強くなったという印象である。

普天間基地は、日本国民にとって、公共性どころか、高度の「反公共性」を有するものである。普天間基地の「反公共性」は、差し止めを判断する際の受忍限度の判断において、差し止めを肯定する積極的要素として当然に考慮されるべきものである。

### 違憲確認請求

第二次普天間基地爆音訴訟の目玉の一つは、同訴訟において、「普天間基地での騒音継続を放置している状態こそ人格権や平和的生存権等を侵害する違憲の状態であることの確認を求める」違憲確認請求を行っていることである。違憲確認請求に法律的な壁があることは言うまでもないが、重要なことは、違法状態を除去する手立てがこれまで司法にはなかった、ということ

である。すなわち、この請求のポイントは、どんなに爆音の違法が認定されても、差止めが認められず、不法行為からの救済が司法により認められることがないのであれば、違法行為からの救済を受けるといふ裁判を受ける権利自体が侵害されているのではないか、というところにある。些末な法律論に囚われず、上記のような問題意識を裁判所と共有するためには、今後どのような理論展開を行うべきか、弁護団の中で議論を深める必要がある。

### 沖縄県知事による辺野古公有水面埋立承認

昨年の2013年12月、沖縄県知事により辺野古公有水面埋立承認がなされた。これを受け、沖縄県内の有志が集まり、2014年1月15日に、辺野古公有水面埋立承認取消訴訟が那覇地方裁判所に提起された。これには付随する執行停止の申立てもなされている。

同月19日の沖縄県名護市長選挙では、辺野古移設反対派の現職・稲嶺進市長が再選を果たし、辺野古移設に地元がノーを突きつける結果となった。稲嶺市長は、市長が持つ権限を使い、移設計画に抵抗していく姿勢を示している。国が、いくら沖縄県に基地を押しつけようとしても、沖縄県の総意は基地を望んでいない。

辺野古公有水面埋立承認取消訴訟の初回期日は2014年4月16日に行われる予定であり、今後の訴訟展開が注目される所である。第二次普天間基地爆音訴訟弁護団も辺野古公有水面埋立承認取消訴訟弁護団と連携をとり、沖縄からの基地の完全除去を目指していきたい。

# (イタイイタイ病)

## イタイイタイ病訴訟

### ～カドミウム被害根絶の運動～

イタイイタイ病弁護団 事務局長  
弁護士 水谷敏彦

#### はじめに

2013年12月17日、イタイイタイ病対策協議会をはじめとするカドミウム被害団体と原因企業の三井金属鉱業・神岡鉱業との間で「神通川流域カドミウム問題の全面解決に関する合意書」が取り交わされ、カドミウム被害根絶の運動は1つの大きな区切りを迎えた。本稿では、この「全面解決」合意の意義を中心に報告する。

なお、長らく弁護団を率いてこられた近藤忠孝弁護士が2013年6月5日、逝去された(享年81歳)。被害団体と弁護団は同年10月4日、地元富山で「近藤忠孝先生を偲ぶ会」を開催し、先生に感謝を捧げ、ご冥福をお祈りした。

#### 1 カドミウム問題「全面解決」合意

##### (1) 「全面解決」合意に至る経過

1972年8月のイ病控訴審完全勝利判決を梃子に行われた原因企業本社での直接交渉の結果、「イタイイタイ病の賠償に関する誓約書」、「土壌汚染問題に関する誓約書」、「公害防止協定書」の3つの合意書が結ばれ、患者・遺族の団体であるイタイイタイ病対策協議会やカドミウム汚染農地を抱える各地域の公害(鉱害)対策協議会は神通川流域カドミウム被害団体連絡協議会(被団協)に結集し、この3つの合意書に基づき、今日まで40年余にわたり①患者救済、②汚染土壌復元、③発生源対策の3本柱の運動に取り組んできた。

被団協は、原因企業からの謝罪について、誓約書

等の内容が誠実に履行され、カドミウム被害が全体的に解決されたあかつきに受け入れることとし、原因企業もこれを了承し、被害の補償と回復がなされた段階において、謝罪するとともに、地域住民や地域共同社会が被った損害を償うために相応の措置をとるとの確認がなされていた。

こうした歴史的な経緯を踏まえ、被団協は2009年7月、「全面解決」に向けての協議を原因企業に申し入れた。汚染農地の復元工事が完了する目処が立ったこと、また発生源対策により神通川の水質が自然界の水準に改善され、これを維持できる見通しが立ったことなどから、謝罪を受け入れてもよい時期に来ていると判断したものである。

この被団協の申入れに原因企業が応じ、その後4年半の間、12回にわたる協議がもたれ、2013年12月17日の合意書締結に至った。

##### (2) 合意の内容と意義

合意書の第1条は、イ病をはじめとする甚大な被害をもたらしたことを原因企業が謝罪し、被団協がその謝罪を受け入れるという条項であって、今般の「全面解決」の基礎となるものである。

第2条は、1972年8月に結ばれた3つの誓約書・協定書の取扱いについて定める。今般の「全面解決」によってこれらの誓約書等が存在意義を失うのではなく、今後とも効力を保ち、適用されることを確認している点に意義がある。

すなわち、①原因企業は、認判定されたイ病患者・要観察者に対して引き続き誠意をもって対応する。②これまでに汚染地指定された農地については土壌

汚染・農業被害に関する問題が解決されたことを確認する。そして、③「公害防止協定」の精神を尊重し、原因企業の自主的な公害防止対策への取組みを尊重しつつ、今後の立入調査を行う——とされている。

第3条は、今般の合意によって新たに設けられた「神通川流域住民健康管理支援制度」について規定する。この制度は、カドミウムによる腎機能影響が確認された者（いわゆるカドミウム腎症）を救済するものであるが、その意義は次項(3)で述べる。

最後に第4条は、被団協と原因企業との間のカドミウム被害問題が、解決金の支払いを含めて、全面的に解決したことを確認する規定となっている。この解決金は、神通川流域の住民と地域共同社会が被った有形・無形の損害を補償し、被害地域全体の再生に資するため賠償金として支払われるものである。

### (3) カドミウム腎症の救済

新設の「神通川流域住民健康管理支援制度」は、カドミウム暴露歴があり（具体的には、1975年（昭和50年）以前に20年間以上、公害健康被害補償法所定の指定地域に居住していたこと）、腎機能の指標となるタンパク質 $\beta$  2-MG（ミクログロブリン）の尿中濃度が5.0 mg/gCr以上である者に対し、健康管理支援金として一時金60万円を支払うというものである（なお、全面解決協議を申し入れた2009年以降に死亡した者については、別途、同額の甲慰金が支払われることになっている）。

イ病は腎機能障害に由来する骨軟化症であり、典型例を頂点とするピラミッドの裾野には前段症状であるカドミウム腎症が広がる。しかし、歴史的には、多発骨折を伴うような骨の疾病の側面が着目され、カドミウム腎症を含む概念としては捉えられず、カドミウム腎症は公害病としてのイ病とは区別されてきた。被団協は、カドミウム腎症を公害病に指定するよう国（環境省）に働きかけてきたが、国（環境省）は疾病性が認められないなどとしてこれに難色を示し、遺憾ながら、公害病指定はかなわなかった。

この度の健康管理支援制度は原因企業が運営主体となるもので、その名のとおり、カドミウムによる腎機能影響が確認された者について健康管理を支援するという制度である。原因企業としては疾病としてのカドミウム腎症を認めたわけではない。しかしながら、その実質はカドミウム腎症の救済である。

$\beta$  2-MG値5.0 mg/gCr以上とする救済基準は、環境省『カドミウム汚染地域住民健康影響調査検討会報告書』（2009年8月）に依拠して採用されたものである。

60万円という一時金の金額については、疾病に対する補償金（損害賠償金）と捉えるなら、些か少額に過ぎるとの評価も成り立とうが、原因企業はあくまでも健康管理支援金であるとの建前を崩さず、すり合わせの結果、この金額に落ち着いた。

こうして誕生をみたカドミウム腎症の救済制度を活かすため、多くの方が積極的に住民検診を受診することが望まれ、行政や被害団体、原因企業が広報に取り組んでいるところである。

### (4) 今後の課題

原因企業との「全面解決」の合意は1つの大きな区切りではあるが、一里塚にすぎず、今後なお、次のような課題に取り組まなければならない。

まず第1は、発生源対策を継続し、カドミウムによる再汚染を防止する課題である。神通川上流の神岡鉱業は「無公害企業」を社是として公害防止に努めているが、その公害防止対策を住民の目で監視し、協力科学者から指導を得ながら、的確な提言をしていく必要がある。

第2は、富山県公害健康被害認定審査会の審査に透明性を持たせ、公正な認判定を確保することである。現在の認定審査会は認定基準を不当に厳しく適用し、典型的な症例しか認定しない傾向にある。不服審査請求を通して是正を試み、一定の成果を得たものの、イ病研究の知見を採り入れないなど後退した基本姿勢はなお続いている。要観察者の判定についても厳しくなっており、本来の判定条件から逸脱している問題がある。こうして、カドミウム健康被害の救済に遺漏なきを期すために認定審査会の審査を改善することは極めて重要な課題となっている。

第3に、全国の研究機関・病院等に散在しているイタイイタイ病関係の資料を収集・管理して散逸を防ぎ、後世の研究に供することも重要な課題である。そのため、国（環境省）や県に対し予算措置等を講じるよう求めているところである。

最後に、神通川流域住民が経験したカドミウム被害とその克服の事業を次世代と国際社会に伝え、教訓を継承しなければならない。そのために広く情報

を発信すべく、人的・物的体制を整えることが課題となる。2012年4月、被害住民の悲願だった富山県立イタイイタイ病資料館がオープンしたが、同資料館はこの課題の一翼を担い、4大公害裁判の各資料館が集うシンポジウムやフォーラムを開催するなどして情報発信を続けている。

## 2 発生源対策関係

2013年10月13日、第42回立入調査を実施した。

昨年度の第41回以降、調査コースを従来の7コースから4コース（鹿間工場、六郎工場及び水質測定）に減らし、参加人数も減らしており、今年度もこうした合理化を踏襲した。神通川の水質は自然界レベルになっており、これを維持することを目標に、神岡鉱業の「自主的な公害防止対策への取組みを尊重しつつ」（「全面解決」合意書2条）監査型の発生源対策を継続することになる。

六郎地区旧亜鉛電解工場地下汚染問題や、露天掘り跡地対策等々、中長期の解決を求められる課題はなお山積しており、今後とも地道な取組みが必要となる。

## 3 イタイイタイ病関係

### (1) イ病認定・要観察判定関係

現在は3名（うち2名は男性）が認定申請中であり、認定審査会の結論はまだ出ていない。

一昨年7月に当時85歳の男性が要観察と判定された。要観察判定をめぐっては、判定の条件とされている「何らかの骨所見」の意義内容について、その実際の運用が不明瞭であり、この要観察判定を受けた男性にかかる認定審査会での議論の内容を知るため、審査会議事録等の資料の開示請求を行っている。

本年度までの認判定状況は本報告末尾添付の「イ病患者認定・要観察者判定年次別一覧表」のとおりである。

### (2) カドミウム腎症の救済

前記1(3)のとおり、原因企業が運営する一定の救済制度ができた。

今後、カドミウム暴露（居住）要件の確認審査等の事務を軌道に乗せ、この制度の円滑な運用を図る必要がある。

### (3) イタイイタイ病研究

環境省委託による総合研究が今後とも継続されるのか、継続されるとして何を研究テーマとするのか、注目される。

なかでも、カドミウムによる近位尿細管機能異常に関する研究については、尿中 $\beta$ -2-MGが持続して高値を示す住民について経時的にデータを集積する調査研究として「尿中ベータツーミクログリブリン高値持続に関する個別健康調査」が実施されており、その動向から目が離せない。

## 4 その他の諸課題

前記1(4)のとおり、医学研究者等が保管しているイ病研究に関する第一次資料の収集・保存が喫緊の課題となっており、環境省と県に粘り強く働きかける必要がある。

また、2012年4月にオープンしたイ病資料館について、様々な提言を行い、また語り部として参画するなどして、その情報発信機能をさらに一層充実させていくことが求められる。

イ病患者認定・要観察者判定年次別一覧表

2013.12

	認定患者			要観察者								
	認定	死亡	現在数	判定	要観察者削除内訳				現在数			
					患者認定	死亡	解除	計				
S	42	73	3	70	155	0	2	0	2	153		
	43	44	12	102	33	19	2	29	50	136		
	44	3	8	97	1	1	6	106	113	24		
	45	4	4	97	2	2	5	15	22	4		
	46	1	5	93	1	0	0	0	0	5		
	47	0	11	82	138	0	5	0	5	138		
	48	1	2	81	21	0	10	16	26	133		
	49	3	12	72	7	2	6	9	17	123		
	50	0	7	65	4	0	4	20	24	103		
	51	0	6	59	5	0	2	3	5	103		
	52	0	9	50	4	0	8	0	8	99		
	53	1	1	50	4	1	6	6	13	90		
	54	0	5	45	1	0	6	0	6	85		
	55	1	4	42	3	1	9	10	20	68		
	56	1	4	39	1	①	0	7	0	7	62	
	57	0	5	34	4	0	8	0	8	58		
	58	10	7	37	0	④	6	7	0	13	45	
	59	1	6	32	1	1	7	0	8	38		
	60	1	9	24	0	0	8	0	8	30		
	61	4	7	21	1	③	1	7	0	8	23	
	62	0	3	18	0	0	5	0	5	18		
	63	1	2	17	1	1	0	0	1	18		
	H	1	4	6	15	0	①	2	4	0	6	12
		2	1	4	12	0	①	0	2	0	2	10
		3	1	1	12	5	1	1	0	2	13	
4		5	6	11	5	③	1	2	0	3	15	
5		18	14	15	0	⑬	4	1	0	5	10	
6		3	4	14	2	3	0	0	3	9		
7		0	1	13	0	0	0	0	0	9		
8		0	2	11	1	0	5	0	5	5		
9		0	2	9	0	0	0	0	0	5		
10		2	2	9	0	0	0	0	0	5		
11		0	3	6	0	0	0	0	0	5		
12		1	1	6	0	0	0	0	0	5		
13		1	1	6	1	1	0	0	1	5		
14		1	3	4	1	①	0	2	0	2	4	
15		1	1	4	0	0	1	0	1	3		
16		1	2	3	0	①	0	1	0	1	2	
17		0	1	2	0	0	0	0	0	2		
18		3	1	4	0	0	1	0	1	1		
19		1	0	5	2	1	0	0	1	2		
20		3	2	6	0	1	0	0	1	1		
21		0	1	5	0	0	1	0	1	0		
22		0	0	5	0	0	0	0	0	0		
23		1	2	4	0	0	0	0	0	0		
24		0	0	4	1	0	0	0	0	1		
25		0	1	3	0	0	0	0	0	1		
合計	196	193	3	405	49	141	214	404	1			
				(337)	(28)		(146)					

注：( )は実数 ○数は申請中死亡者 H25年の数値は12月18日現在のものです。

# (水俣病)

## 〔1〕 ノーモア・ミナマタ第2次国賠熊本訴訟の現状

ノーモア・ミナマタ国賠等訴訟弁護団  
弁護士 板井俊介

### 1 すべての水俣病被害者への賠償実現のため

2013年6月20日、水俣病不知火患者会の会員48名は、チッソ株式会社、国及び熊本県を被告として、総額2億1600万円（原告1名につき450万円・慰謝料400万円と弁護士費用50万円）の賠償を求めて、熊本地方裁判所に提訴した。

国及び熊本県に対して、水俣病の拡大責任を認めた平成16年10月15日の水俣病関西訴訟最高裁判決の後、「すべての水俣病被害者救済」を求めたノーモア・ミナマタ国家賠償等請求訴訟は、平成23年3月、約3000名の原告が勝利和解を勝ち取り終結した。

しかし、いわゆる水俣病特措法の審査では、到底取得できないような過去の書類の提出がなければ、「曝露要件充たさず」として検診もせず非該当とされるなど、特措法の非該当処分にはおよそ正当性は認められない。にもかかわらず、熊本県・鹿児島県は環境省の意向に従い特措法の非該当処分に関する不服申立手続（異議申立）さえ認めないという暴挙に出た。

また、国が、平成24年7月、患者団体の強い反対を押し切り特措法の申請期限を締め切ったことにより、未だ申請に踏み切れなかった潜在被害者が多数残されている。

さらに、平成25年4月16日、最高裁は、2名の水俣病患者を認定すべきとして、国の認定制度の運用を断罪したが、その後も認定制度の改善が見込める状況ではなく、認定制度において被害者が救済されることも困難である。

チッソは分社化の手続途上にあるが、被害者を放置して加害責任を免れさせるわけにはいかない。

原告らは司法の場において、地域や年代での不合理な線引きを突破し、「すべての被害者救済」を実現すべ

く、本訴訟を通じて「司法救済制度」を確立し、裁判所に救済対象者の判断権を与えた上で、一時金のほか、月々の療養手当、医療費の支給を含む3点セットによる賠償を勝ち取ろうとするものである。

### 2 被告チッソの求釈明

平成25年9月20日の第1回弁論において、被告チッソは驚くべき求釈明を行った。すなわち、被告チッソは、要するに「平成23年3月に和解終結したノーモア・ミナマタ訴訟において、解決時に際して支払われた加算金（34億5000万円、なお、和解条項上は「一時金」である）は、実質的には、行政認定が得られない、あるいは、水俣病特措法の対象外とされた者の救済のために、原告らが加入する不知火患者会に支払われたものであるから、不知火患者会の会員から構成されている本訴訟の原告らも、本来であればその加算金から救済されるべきである。したがって、原告らにおいて、『原告らに対して、加算金の中から何らかの金員が支払われているのか、支払われていないのであれば34億5000万円の用途内容』の説明を求める」というものである。

これに対し、原告らは、第1回弁論当日、以下の内容の反論書を提出して、被告チッソの求釈明自体の撤回を求めた。

「(1)被告チッソの『求釈明』は、言いがかりもいいところである。

被告チッソは、『ノーモア・ミナマタ国家賠償等請求訴訟』の和解（2011（平成23）年3月25日など）に関する事項について、回答を求めている。

しかしながら、当該和解の条項を読めば明白なように、当該和解は、当該訴訟の『原告ら』と、被告チッソをはじめ当時の被告らとの間での和解であった。

今回の訴訟の原告らには、先の訴訟の原告であった者はただの1人もいない。先の和解に拘束される者など1人もいないのである。

また、先の和解の当事者は先の訴訟の『原告ら』であり、加算金も先の訴訟の『原告らに』支給されたのであった。水俣病不知火患者会は、和解の当事者でもなければ、加算金の支払先でもない。

以上は、和解条項を一読すれば直ちに読み取れるのであり、そこに読み誤りが生ずる余地はない。今般、新たに立ち上がった原告らに対しては、回答を求める法理も道理も何もないことが明白である。そうであるにもかかわらずなされた被告チツソの『求釈明』は、筋違いの言いがかり以外の何物でもない。

(2)被告チツソの無反省と姑息な訴訟戦術

(中略) 水俣病の歴史は、加害者が、被害に向き合わずに逃げながら、なんとか責任をとらずに済ませようとしてきた歴史であった。そのような加害者の無反省の態度に対し、被害者は何度でも立ち上がってきたし、加害者は何度も断罪されてきたのであった。

被告チツソが今般のような態度でいる限り、被害者は必ずや立ち上がってくるし、被告チツソは何度でも断罪されるであろう。

どうか、真面目にやってほしい。そして、被害に向き合ってほしい。

(3)以上のおり、被告チツソの「求釈明」は、本件訴訟と何ら関連を有しないから、ただちに撤回を求める。以上」

これを受け、中村心裁判官から、被告チツソに対し、「(原告らの反論を踏まえて) 加算金の支払いに関して、その法律構成について検討されたい」と指摘された。その後、2014年2月14日の第3回口頭弁論においても、裁判所からの釈明が続いているが、このようなチツソの主張が加害者責任を放棄したものである点は厳しく批判されるべきである。

### 3 追加提訴

第1回弁論の10日後である平成25年9月30日、新たに132名の水俣病被害者が追加提訴を行い、同年12月には第3陣提訴まで終え原告数は325名に達し、本年4月には第4次提訴を控えている。

追加提訴では、その約8割が対象地域外、あるいは、昭和44年以降に生まれたため対象外となる者であり、

さらに、自分の身体被害が水俣病に基づくものであることを知った時には、すでに水俣病特措法の締め切り後(平成24年7月31日)であった者も含まれている。

このように、対象地域外、年代の制限、特措法の不当な申請打ち切りなど、水俣病特措法の運用の不当性を通じて、水俣病問題が孕む多くの論点の本訴訟で問われることになる。

### 4 全国的な支援を

熊本現地では現時点において、園田昭人弁護士を団長として34名、福岡から3名、大阪から10名、東京から11名が弁護団に参加している。また、新潟においても訴訟を目指す動きがある。しかし、これらの地域に止まらず、昭和30年代以降、水俣周辺地域から全国に転出した水俣病被害者は多数存在していることは明らかであり、本訴訟においては、これらの未救済患者を発掘し、被害実態を訴えることが重要である。

水俣病の最終解決のために公害団体各位のご理解とご支援を頂ければ幸いである。

## 〔2〕 全ての水俣病患者の救済に向けて、 「ノーモア・ミナマタ近畿訴訟」

ノーモア・ミナマタ近畿訴訟弁護団 事務局長  
弁護士 井 奥 圭 介

### 1 和解解決

他県居住の水俣病患者の救済と水俣病の最終解決のための世論喚起を目的として2009年2月27日に大阪地裁に提訴された「ノーモア・ミナマタ近畿訴訟」は、2011年3月28日に和解が成立し、裁判上は解決をみた。解決内容も、被害者側の医師も参加する「第三者委員会」という公正・公平な判定の仕組みにより、原告306名のうち282名(92.2%)が一時金等対象者となり、従来の行政認定ではとうてい達成することのできなかった高率の救済率を実現することができた。さらに、行政が水俣病の発生を否定してきた「指定地域外」の居住者や「昭和44年12月以降」の出生の被害者についても一定割合の救済者を出すことができたことも大きな成果であった。

### 2 特措法による行政救済に向けての取り組み

しかし、水俣病に対する偏見や救済措置に関する情報の欠如等から、近畿においても多くの水俣病患者が未救済のまま取り残されており、和解後は、それらの患者を救済するために、特措法の行政救済に向けての取り組みが運動の大きな柱になった。

具体的には、2011年12月以降、民医連の医療機関による水俣病検診が2か月に1回のペースで実施され、毎回、多数の患者が水俣病と診断され、特措法の申請手続を行った。その検診には、当弁護団から毎回3～4名の団員を派遣し、患者からの相談に対応した。

上記のような取り組みの結果、これまで埋もれていた潜在患者がようやく手を挙げるようになり、毎月1000人以上の患者が新たに特措法の申請をする状況になった。

にもかかわらず、政府・環境省は、2012年2月に、特措法の申請受付を同年7月末で締め切ることを決定

し、これに対しては、ノーモア・ミナマタ被害者・弁護団全国連絡会議挙げて締め切り阻止に向けて取り組むことになり、近畿においても、不知火患者会近畿支部の会員や大気の公害患者会などに反対署名への協力を呼びかけ、2012年7月に三波に分けて取り組まれた環境省前座り込み行動には近畿弁護団の団員10名全員が参加した。

これらの取り組みにもかかわらず、2012年7月末の申請締め切りは阻止できなかったが、全国連に結集した患者会や弁護団の取組は、政府に特措法の救済手続を適正に運用させる大きな力になったことは間違いない。

### 3 今後の課題

現在は、2012年7月までに特措法に申請した患者の判定手続が行われているところであるが、近畿においても、居住地域や居住時期等の関係で救済が認められなかった患者が多発しており、また、何らかの事情で締め切りまでに申請ができなかった患者の存在も明らかとなっている。そして、それらの患者の中から、昨年6月に熊本においてノーモア・ミナマタ2次訴訟が提起されたことに呼応して、近畿においても同様の訴訟提起を希望する人がグループを形成しつつある。

現在、近畿訴訟弁護団は、近畿における提訴希望者を組織し早期に提訴することを目指して活動している。そして、全国連に結集する他の弁護団や患者会とも協力して、「全ての水俣病被害者の救済」という最終の目的を実現したいと考えている。

# [3] ノーモア・ミナマタ第2次新潟全被害者救済訴訟のたたかい

新潟水俣病弁護団 団長  
弁護士 中村 周 而

## 1 第2次訴訟の提訴

(1) 新潟水俣病の被害者が、2013（平成25）年12月11日、昭和電工と国を被告として新潟地裁に「ノーモア・ミナマタ第2次新潟全被害者救済訴訟」を提訴した。22名（県内在住者が20名、県外在住者は2名）の原告はいずれも阿賀野患者会の会員で、平均年齢は72歳。

阿賀野川流域に第2の水俣病が発生していることが公表されたのは、1965（昭和40）年6月。今回の提訴は、約半世紀を経た現在でも、多くの水俣病被害者が新潟県の内外で未だ救済を受けられずに闘病生活を送っていることを改めて浮き彫りにした。

(2) ノーモア・ミナマタ新潟全被害者救済訴訟（第1次訴訟）の原告173名が、昭和電工と国との間で和解をしたのは、2011年3月3日。東日本大震災から2ヶ月後の同年5月8日に新潟市内で開かれた「和解解決の会」には、松本龍環境大臣（当時）が出席し、被害者の前で「政府を代表して、かつて公害防止の責任を十分にはたすことができず、水俣病の被害を防止できなかった責任を認め、改めて衷心よりお詫び申し上げます」と謝罪した。

ところが、翌2012年7月末、環境省は多くの関係者の反対を押し切って水俣病特措法の救済申請の受付を締め切った。

そのため、水俣病であることに気づかなかつたり、様々な事情で救済申請ができなかった被害者は、特措法による救済を受けられなくなり、よりハードルの高い公健法の認定申請を行わざるを得なくなった。また、特措法の救済申請をした人の中には、後述するように非該当と判定され、新潟県に対して異議申立てを行っている人もいる。

第2次訴訟の原告のうち12名は、特措法の締め切り後に新たに水俣病の診断を受けて認定申請を

行っており、10名は特措法で非該当と判定されたため、異議申立てを行っている。

(3) 2013年4月16日、2つの最高裁判決は、水俣病について52年判断条件を実質的に否定し、幅広い救済基準を示した。また同年10月25日の公害健康被害補償不服審査会も、最高裁判決が示した考え方に基づき熊本県の認定棄却処分を取り消し、水俣病と認定することが相当であると裁決した。

しかしながら、環境省は、52年判断条件の「総合的検討のあり方を整理した」環境省環境保健部長名の「通知案」をひそかに作成したものの、水俣病問題の解決に真剣に取り組む様子はみられない。

阿賀野患者会や新潟水俣病共闘会議は、今回の第2次訴訟を通じて、原告を含む水俣病の全被害者の救済を求めるとともに、全国のノーモア・ミナマタの闘いと連携しながら、公正かつ迅速に救済される水俣病の新たな救済制度の構築を目ざしたい。

## 2 水俣病特措法の異議申立てをめぐる闘い

(1) 水俣病特措法の申請件数は新潟県では2108件（但し、新規申請者は1761人）。熊本・鹿児島を含めた全国の申請者数は6万5151人である。

しかし、新潟県の場合は、判定検討会で、わずかな療養費（医療費）が認められて被害者手帳は交付されたものの、一時金や療養手当については非該当となつたり、療養費も含めて全く認められなかった非該当者が2割近く存在し、89名が県に対して異議申立てを行っている。

(2) これまで環境省は、県の判定は行政処分ではないから異議申立てはできないという見解に固執し、熊本県や鹿児島県も環境省の見解に従って異議申

立てを却下した。

これに対し、泉田裕彦新潟県知事は、2013年3月6日、「県の判定結果により、特措法5条に定める金銭の給付を受けるか否かという申請者の法的地位に変動をもたらす以上、県の判定には処分性が認められる」というコメントを発表して異議申立てを受理。さらに、「非該当」と判定された人全員に、「お知らせ」（教示）を受け取った日の翌日から60日以内に異議申立てをすることができるという文書を送っている。

これまで、弁護士と新潟水俣病共闘会議は、県の担当者との間で、8回にわたって異議申立ての審理の進め方について協議を行ってきた。協議の焦点は鑑定問題で、県は、疫学要件と症候要件について、専門家に鑑定を依頼したいとしている。現在、

鑑定問題の協議もようやく山場を越え、春以降には実質的な審理に入る見込みである。

- (3) 環境省は、新潟県の対応について、「県と連絡を取りながら審理の推移を見守りたい」としながらも、一方では、「国の考え方に変更はない」という姿勢も崩していないため、注意が必要である。

ちなみに昨年12月、環境省は関係自治体に、被害者手帳の交付を受けた人は、それを返上しても公健法の認定申請も損害賠償訴訟も出すことはできないという趣旨の通知を発しているが、第2次訴訟の原告になることを予定していた一部の被害者は、このような環境省の動きを警戒し、直前になって原告への参加を見送った経緯がある。

## 〔4〕 ノーモア・ミナマタ東京弁護団の活動

ノーモア・ミナマタ東京国賠訴訟弁護団 事務局長  
弁護士 齊藤園生

### 1 はじめに

2013年6月に熊本で、同年12月には新潟で、ノーモア・ミナマタ第2次訴訟が提訴された。このことと連動し、東京弁護団でも、現在東京訴訟の準備作業を行っている。同時に水俣病全国連の活動として、早期解決を目指すための東京ならではの活動にも取り組んだ。

### 2 切り捨てられる被害者と環境省の態度

環境省は多くの反対を押し切り、2012年7月末で特措法の申請を打ち切った。私たちは、これを環境省の「被害者切り捨て」政策と批判したが、残念ながら昨年から今年にかけて、被害者切り捨てが現実化してきたと思われる。

特措法の対象地域や出生年月による救済対象者の線

引きを形式的に適用したり、5～10分のずさんな「検診」で、救済対象とされず「非該当」とされる被害者が続出している。

弁護団と患者会事務局は、救済から漏れた被害者の「異議申立」を行ったが、環境省は「非該当」決定は、行政処分ではないので、異議申立はできないと、行政法の伝統的見解からすれば異例としか言いようのない判断をした。

全国連は2013年2月16日、東京で「すべての被害者救済はなされたのか～水俣病特措法を問う」というシンポジウムを開催。明治大学の西埜章教授にお願いし、環境省の「処分ではない」という見解に対する厳しい批判をし、同時に救済されない被害者の被害を訴えた。

さらに、2013年4月16日の最高裁判決、11月1日の国の公害健康被害補償不服審査会での取消決定など、行政がこだわってきた症状の組み合わせを必要とする

「52年判断条件」を事実上否定し、感覚障害だけの水俣病の存在を認める判断が出ている。行政の患者切り捨て政策は、すでに破綻しているといえる。

るだけ早い時期に提訴したいと考えている。

### 3 東京訴訟の準備状況

上記のように、従来の行政の被害者切り捨て政策は厳しい批判にさらされているが、水俣病問題は公害認定制度が改善・整備されれば解決する問題ではない。そもそも加害側である国や県が、救済対象を最終的に判断するという枠組み自体、被害者の根深い不信の元であるし、現実にも特措法も含んで「被害者切り捨て」政策に使われてきたのである。最終的判断者を行政ではなく、公平な第三者（最も適切なのは司法）に求めなければ、被害者救済枠組みとしては不十分だろう。そのためには、国会など政治的な協力も得て、新たな枠組みづくりが必要である。

熊本、新潟に続き、首都東京でも訴訟が必要な理由はそこにある。一つには、首都東京で訴訟を提起することで、水俣病被害が未だに続き、現地熊本・鹿児島のみならず、全国に被害者が存在すること、二つには従来の公害認定制度ではなく、判断者を公平な第三者とした新たな「司法救済制度」の創設が、すべての被害者救済のためには是非必要であること、この二つを世論に訴えることが必要である。

東京では熊本の提訴を受け、11月13日国会議員要請を独自におこない、国会の中に水俣病問題の解決を訴えた。

また、熊本の患者会事務局から人員派遣をしてもらい、訴訟の説明会も複数回開催してきた。その中で「症状の訴えができず救済されなかった。たった5分の診断でどう答えてもいいか、わからなかった」、「対象地域外出身だが、行商から買った証明など出せなかった」など、特措法により切り捨てられた被害者の訴えが多数出ている。

また、いままで水俣病の救済制度の存在自体を全く知らず、どこに相談していいかもわからず、ようやく出身地の親戚から特措法の存在を知らされたが、既に申請期間を過ぎていたという被害者も、驚くほど多い。現地を離れ県外に移住した被害者には、情報がほとんど届いていない実態が明らかになりつつある。

東京では現在、あたらな訴訟を提訴すべく、原告の募集・検診を準備している。第一陣は、今年の春でき

# (新幹線公害)

## 名古屋新幹線公害訴訟（和解後）の報告

名古屋新幹線公害訴訟弁護団  
弁護士 高木輝雄

### 第1 はじめに

沿線住民が騒音・振動の差し止めと慰謝料を求めて提訴して40年、最高裁段階で自主和解して28年になるが、この1年、主な課題としては、高速道路建設に伴う六番町鉄橋桁下反射音問題、環境省交渉、地元いっせい行動、移転跡地利用問題などがあつた。また、大変残念なことでしたが、5月16日にかねてから病氣療養中であつた原告団長の中野雄介さんがなくなりました。

年末には、JRから、東海道新幹線のスピードアップと走行本数の増加の計画への言及があり、騒音・振動の悪化の懸念もでてきている。

### 第2 1年間の主な活動

#### 1 騒音・振動の状況

##### 1 名古屋市による定期監視測定（2013年）

測定時期：10月8日～18日

騒音：67～73dB

振動：55～65dB

列車速度：129～253km/H

騒音は、六番町の参考地点を除いて、昨年より1～3dB悪化。

振動は、2箇所では1～3dB低下、3箇所は同じ、4箇所では1～2dB悪化。

##### 2 高速道路公社の六番町での測定

工事中：測定時期 4月12日、26日

騒音：72dB（両日とも同じ数値であつた）

工事前は70dBであり、工事により悪化してつた。

工事後：測定時期 10月10日

騒音：73dB

工事後は、仮設橋脚などを撤去するので、70dBになるとの公社の予測は外れ、73dBとなつてしまつた。

#### 2 JRとの協議

毎年、年末に行つてきたが、今回（第28回）は本年3月11日実施で、本稿作成時点では未了。

#### 3 環境省との協議

1 2013年6月6日、第38回全国公害被害者総行動における環境省水・大気環境局との協議が行われた。

2 主な論点は次のとおり。

①騒音の環境基準、振動の緊急対策指針の早期達成の重要性。

②JR東海がリニアの説明会で「東海道新幹線の環境基準はすでにすべてクリアーしている」と説明した問題。

③アスベスト含有防音壁の撤去問題。

④新幹線六番町鉄橋の高速道路桁下反射音が名古屋市の測定で73dBが測定された問題。

3 「生の声をお聞きした。」と対応は前向きであるが、2～3年で担当者が変わり、十分な引き継ぎがされていない。

#### 4 名古屋市、愛知県との協議

1 第37回愛知の住民いっせい行動は、2013年7月23日県交渉、8月2日市交渉、10月19日集会が行われた。

2 主な論点は次のとおり。

①騒音・振動の状況。

- ②アスベスト含有防音壁の撤去問題。
- ③六番町鉄橋の高速道路桁下反射音問題。

3 ③について、高速道路公社を指導する住宅都市局街路計画課が、工事中の騒音の増加について十分な認識を持っていないことが明らかになった。

## 5 高速道路桁下反射音問題

1 2012年10月の名古屋市環境局の測定で、73dBであることが明らかとなり、工事中といえども騒音が悪化したことに抗議し、対応を求めた。公社は、再三の要請にやっと4月に2度の測定を実施し、72dBで騒音が悪化したことを認めた。仮設橋脚などを撤去すれば70dBを守れるとした。高架完成後10月10日に公社による測定が行われ、73dBであることが明らかになった。昨年開催された「反射音事前検討会」では、「現在考えられている以外に、有効な対策はない」との結論を出したが、原告団から参加していた奥村、中川はこの結論に態度を保留した。

公社は、新たに「平成25年度立体交差部に関する騒音検討委員会」を立ち上げ、原因究明をして対策をするという。また、奥村、中川の委員としての参加を要請してきた。原告団としては、オブザーバーとして参加することとした。また、原因究明も大切であるが、即刻騒音について約束通り70dB以下を守るよう求めていく。

2 工事前の70dBが73dBになったことは、エネルギーが2倍になったことを意味しており、簡単に対策ができるとは考えにくい。従って、この問題は、次年度の最大の課題の1つとなると考えられる。

## 6 移転跡地の活用問題

1 千年学区の名56、57の活用（主に子供会での使用）について地元、名古屋市、原告団・弁護団で合意し、2013年4月24日付けで「同意書」を名古屋市へ提出した。

全体的な活用について、名古屋市から、関係区役所にもしっかりと認識してもらい、需要を掘り起こすなどの取り組みを進めたいと提案がされており、引き続き有効利用が進むよう協議を続けることとなった。

2 全体的活用はなかなか困難で、まだまだ時間がかかる。

## 第3 今後の取り組みについて

1 東海道新幹線は、1964年の東京オリンピック直前の10月1日に開通した。当初は現在と比べ列車本数は半分以下でありスピードも2/3程度であった。スピードが上がり本数が増加する中で1974年3月30日訴訟提起、1986年4月28日に当時の国鉄と和解が成立した。その後も現在まで長年にわたって継続されている原告団の運動によって、原告居住地域7km区間のみならず、日本中で、騒音・振動をはじめとする新幹線鉄道による環境問題は大きく前進した。

しかし、今年は東海道新幹線50年を迎え施設の老朽化が課題になっていること、JR東海がリニア中央新幹線の建設に乗り出すことで東海道新幹線の公害対策がおろそかになる懸念がでてきていること、六番町の鉄橋上に作られた高速道路の桁下反射音が公社との確認書で約束された値を超える結果となったことなど、まだ多くの課題が残されている。

2 次年度の主な課題としては、次の点があげられる。

- ①騒音70dB以下、振動65dB以下の完全達成と維持および現状非悪化の遵守。
- ②高速道路桁下反射音を、確認書の70dB以下に改善すること。
- ③地震対策、大規模改修、アスベスト含有防音壁撤去等の問題。
- ④移転跡地の環境保全的活用の検討。
- ⑤原告団組織体制の補強と維持。

# (道路建設差止)

## 広島国道2号線・控訴審判決、勤務者原告についても損害賠償を認容

広島国道2号線訴訟弁護団  
弁護士 足立修一

### 1 はじめに

2014年1月29日、広島高等裁判所第3部（筏津順子裁判長）は、1審判決を前進させ、判決主文で、沿道の居住者のみならず、沿道の勤務者に対しても、道路騒音による生活妨害等に対し、過去分の損害賠償を認めた。道路騒音公害で、沿道の勤務者に対する賠償を認めたことはこれまでにはなく、初めてのことであり、画期的な判断であった。

### 2 広島市内を通過する国道2号線の現状

広島市内の国道2号線の現状は、24時間交通量で見ると約8万台から10万台で、大型車の混入率も約17%ある。この結果、騒音被害では、1997年には沿道で、昼間85デシベルという全国で最高の値を記録したこともある。また、大気汚染についても、沿道の自排局の測定結果で、二酸化窒素、SPMなども環境基準を超えている水準にある。

### 3 公害調停、仮処分、訴訟

1994年、広島市西区庚午から中区平野町まで4.4キロを高架道路にする計画が再開した。これに対し、沿道住民が1999年7月公害調停を起こし、2000年8月、工事差止仮処分を起こし、その後、2002年8月、広島地方裁判所に、広島市内の中心部を貫く国道2号線の沿道100メートル内に居住・通勤する原告らが、国と広島市を被告として、高架道路建設差止、道路公害の差止（供用制限）、生活妨害・健康被害に対する損害賠償を求めて提訴して闘ってきた。

### 4 高架道路延伸工事は第1期工事のみで中断

2003年10月、広島市内中心部への国道2号線西広島バイパスの高架道路延伸計画は、第1期工事（西区庚午から同区観音本町までの2.1km）が完成し、供用された。しかし、他方で、第2期工事（中区舟入中町から同区平野町までの2.3km）部分については、着工を見送り、現在でもその状態が続いている。

### 5 今回の控訴審判決では、勤務者原告の請求認容と夜間騒音の評価で前進した。

この点、1審判決では、勤務者原告については、彼此相補の関係（被害の増大に必然的に利益の増大が伴うという関係）があるとして、国家賠償法上の違法性は認められないとされていた。

しかし、控訴審判決では、「本件において、1審原告らの被害と本件道路から受ける利益との間には・・・彼此相補の関係は認められないと評価するのが相当」とする判断を示した。

また、1審判決では、沿道住民の夜間騒音の受忍限度の基準として、室内での等価騒音レベル（LAeq）で45dBを受忍限度の基準値とした。しかし、控訴審判決は、「夜間屋内値Leq40dBを超える場合には、1審原告らに受忍限度を超える睡眠妨害としての生活妨害の被害が発生していると認めるのが相当である」とし、1審判決の基準を5dB引き下げ、室内騒音レベルで40dBを受忍限度の基準値とした。また、「昼間屋外値がLeq65dBを超える場合には、1審原告らに受忍限度を超える聴取妨害としての生活妨害の被害が発生していると認められ」とし、昼間屋外値の基準を超える勤務者を含む

原告らに対し、損害賠償を認容した。

## 6 1 審判決よりも後退した部分について

これは、「沿道一列目」の原告の受ける道路公害の被害の評価について、1 審では勝訴していた原告を敗訴させた。すなわち、1 審判決では、沿道一列目の原告の請求について、大気汚染との複合汚染という主張を評価し、沿道一列目の原告は、単に騒音のみならず、大気汚染の影響も受けていることを評価して、「沿道一列目の原告の受ける被害」という類型を認めていた。そのため、騒音の値が少し基準値よりほんの少し低くとも、原告の損害賠償請求が認容されていた。

しかし、控訴審判決では、国道2号線の道路公害が、騒音と大気汚染の複合公害であることを正当に評価せず、騒音被害については、受忍限度を超えるかどうかを単に数字のみで判断するものとした。この点は、道路沿道の被害の実情を正当に判断しないものであり、不当な判断である。

## 7 高架工事・道路公害のいずれの差止を認めなかった判断について

しかし、この判決では、高架道路延伸工事の差止め、及び、道路公害（騒音・大気汚染）の差止については、沿道の人々が受けている被害について十分な評価をせず、「今後の道路需要予測が下方修正されていることも考慮すれば、本件事業が継続されて本件道路がさらに都心部に延伸されたとしても、1 審原告らが本件道路の供用から受ける被害が現状より増大することを認めるに足りない。」「本件道路の供用による騒音被害が、本件道路の供用差止請求を認めるに足りるほどの受忍限度を超えるものになっているということとはできない。」とした。そして、今回の判決は、「本件道路の供用による騒音被害は、生活妨害としての聴取妨害及び睡眠妨害であり、必ずしも軽微とはいえないけれども、健康被害にまで至っているものではない」として、いずれの差止請求とも棄却した。

広島は、国道2号線は、1日の交通量で、現在8万台から10万台の車両が通行している。この沿道は、公害病認定地域ではなかったため、公害病認定患者がおらず、健康被害についての立証には、困難な状況があり、健康被害については、個別の立証が必要とされたため、

結論として、高架道路の延伸工事差止、公害の差止のいずれもが棄却された。

## 8 控訴審判決後の状況について

被告国、広島市は、本件での敗訴部分（損害賠償の認容）については、上告しなかった。ただ、当方は、高架道路延伸工事の差止が認められなかったこと、および、公害の差止が認められなかったこと、損害賠償認容額が低いものである（昼間の生活妨害について1日100円、夜間の睡眠妨害について、1日250円）ため、上告した。

上告審では、大気汚染の被害を軽視し、騒音被害との複合汚染になっていることを正当に評価しなかったこと、差止を認めない判断をしたことの誤りを主張していきたい。

今後とも、皆様のご支援、ご注目をお願いしたい。

# (カネミ油症)

## カネミ油症新認定訴訟控訴審判決について

カネミ油症事件弁護団  
弁護士 高木 健康

### 1 カネミ油症新認定訴訟の経過

旧訴訟の後にカネミ油症に認定された被害者（新認定被害者と呼ぶ）は、2008（平成20）年5月、カネミ倉庫に対する訴訟（カネミ油症新認定訴訟）を福岡地方裁判所小倉支部に起こした。カネミ倉庫は、ライスオイル製造工程中の脱臭工程でPCBを熱媒体として使用し、PCBが混入したままライスオイルを販売した。このPCBが混入した食用油を食べて起きたのがカネミ油症であり、カネミ油症事件についてカネミ倉庫に責任があることは明白であった。

2012（平成24）年8月30日に弁論を終結し、裁判所から和解案が示されたが、和解案の骨子は、「①500万円の支払義務を認めるが、強制執行はしない、②認定前の治療費として1人あたり30万円を支払う」という不当な内容であったため、原告団での協議のうえで和解を拒否した。

### 2 除斥期間による不当判決

2013（平成25）年3月21日に言い渡された判決は、「原告らの請求をいずれも棄却する」という全面敗訴の判決であった。

判決は、カネミ油症についてのカネミ倉庫の責任を認めながら、「原告らの請求はいずれも民法724条後段の規定による除斥期間で権利が消滅している」として請求を棄却する全く不当な内容であった。

カネミ油症事件では、九大油症研究班によって診断基準が作られ、この診断基準に基づいて各県で油症の認定が行われてきた。そして、油症に認定された被害者にはカネミ倉庫は23万円の見舞金を支払い、認定後の治療費の支払いをするが、認定されなければ何ら

の救済もしない。国による油症患者の病状調査と協力者への協力金の支払も認定被害者だけが対象で、未認定被害者は対象にならない。

当初の油症診断基準は皮膚症状に重点を置いた基準であったが、PCBやPCDF（ダイオキシン類）などの検査精度の進歩に伴い、診断基準は変更されてきた。新認定被害者は、診断基準の変更により油症事件発生より30年以上が経た後に油症に認定された被害者である。

判決の考えでは、除斥期間を避けるには新認定被害者は油症に認定される前に訴訟の提起をしなければならなかったことになる。また、油症事件発生から45年が経過した現在でも油症患者として新たに認定されている被害者がいるが、判決によると、これから認定される油症被害者も司法による救済を受ける方法がないことになる。

何の落ち度もなく被害を受けたカネミ油症患者らが加害企業から被害弁償を受けられないのは明らかに不公正であり、あまりにも法的正義に反する。

### 3 控訴審での審理と不当判決

この判決に対しては、一人を除く全員が福岡高等裁判所に控訴した。

控訴審では、カネミ油症の認定の制度や基準の変遷を詳しく立証し、油症の認定が遅れたことは、被害者の責任ではないことを主張した。更に、九大油症班の班長である古江教授に文書での質問を行い、「油症研究班が作成している血中濃度を重視した診断基準以外に、（油症と）診断することは・・・100%あり得ないと思います」との回答を提出した。

控訴審では、2回の弁論で終結した。

2014（平成26）年2月24日の福岡高裁判決は、控訴棄却の不当判決であった。判決は実質的な理由部分がわずか4頁分という短いものである。

判決はカネミ油症の発症について一審と同様に、「じん肺やB型肝炎などとは異なり、カネミ油症が進行性の疾病であると認めることはできない」として、除斥期間の起算点を昭和44年12月31日とした。

油症認定までは油症被害者としての権利行使ができなかったとの主張に対しては、「油症認定は法定証拠ではないから、認定を受けていないことは事実上の障害に過ぎず、法律上の障害には当たらない」とし、カネミ油症における認定制度の特殊性についての理解を示さなかった。一方で、「行政上の認定は、不法行為による損害賠償とは別の次元で、公益的な被害者救済のための法律に基づき、補償の支給要件としてなされるものである」などと、認定制度についての誤解があることも明らかである。

この高裁判決は、カネミ油症がPCBやダイオキシン類による人類初めての被害であり、いまだに被害実態が解明されていない事などを無視し、被害者救済の司法の役割を放棄したものである。

判決後の集会で、参加者全員が、この判決に上告して更にたたかっていくことを確認した。

3月7日には54名の原告が上告並びに上告受理申立を行った。最高裁で勝利して救済を実現しなければならない。

# (薬害裁判)

## 〔1〕薬害ヤコブ病訴訟大津訴訟 報告

薬害ヤコブ病訴訟（大津訴訟）弁護団  
弁護士 中 島 晃

### 1 薬害ヤコブ病全面解決とたたかいの到達点

(1) 1996（平成8）年11月、大津地裁に我が国で最初の薬害ヤコブ病訴訟が提訴された。硬膜移植が原因で、CJD（クロイツフェルト・ヤコブ病）に罹患した患者谷たか子さんとその夫が、硬膜の輸入販売を承認（許可）した国とこれを輸入して販売した企業などを相手どって提起された損害賠償訴訟がそれである。

その後、薬害ヤコブ病訴訟は東京地裁にも提起されたことにより、大津と東京の2つの裁判所に係属することになったが、提訴以来5年4月を経て、2002年3月25日、原告・弁護団と厚労大臣、被告企業らとの間で「確認書」が調印され、全面解決が図られることになった。

(2) 同日、大津、東京両地裁で、判決対象原告について、和解が成立した。

和解内容は、①患者1人当たり一時金として平均6000万円を支払う、②国は全ての患者に対して、1人当たり一律350万円を負担する、③1987（昭和62）年以降に移植手術を受けた患者に対しては、350万円の外に一時金の3分の1を国が負担する、というものであった。これは、国の負担で全ての被害者の救済を実現するという点で、積極的な意味をもつものである。

この第1次和解で、11名について和解が成立した後、大津地裁では順次、和解が成立し、2007（平成19）年3月まで、第2から第18陣までの和解成立により、この時点での提訴患者42名全員について和解が成立した。

しかし、その後も新たな患者の発症が判明した

ので、その都度、新しく追加訴訟を提起し、現在まで52名の患者について訴訟を提起している。

### 2 大津訴訟の昨年1年間の経過

・2013（平成25）年10月17日  
第25次和解成立（患者1名、和解金4,180万円）。  
これにより提訴患者 51名について和解成立。

### 3 この1年間のたたかいと今後の課題

(1) この1年間、弁護団は引き続き潜在患者の掘り起こしに取り組むとともに、未和解患者の早期和解成立に向けて、奮闘してきた。被告らは、さまざまな理由をつけて和解成立を遅らせてきたが、弁護団はねばり強く努力を積み重ねることによって、和解成立をかちとり、2013（平成25）年1月に提訴した患者についても、和解が成立した。

(2) しかし、硬膜移植から発症まで期間が20年を超えるケースもあることから、今後も発症する可能性のある患者も残されており、弁護団としても引き続き潜在患者の掘り起こしに取り組んでいく必要がある。このため、サポート・ネットワークを中心とした相談活動が引き続き重視される必要がある。また、薬害ヤコブ病の患者家族と遺族の精神的ケアも含めてサポート活動を更に充実強化していくことが重要であり、この点で、医師・研究者や看護師、メディカルケースワーカーなどとの連携協力が必要とされている。

(3) さらに、薬害ヤコブ病訴訟で「確認書」が調印

された以降、肺ガン治療薬イレッサの副作用によって、我が国で既に800人以上もの死者が出るなど、深刻な薬害の発生がいまも続いている。

今年には薬害ヤコブ病の確認書調印から12年を迎える。この機会に、あらためて、薬害ヤコブ病の

教訓を多くの人々に伝え、2度とこうした悲惨な薬害を繰り返してはならないという警鐘を鳴らすことによって、薬害根絶に向けて引き続き監視を強めることは、今後ますます重要な課題となっている。

## 〔2〕 薬害ヤコブ病東京訴訟

薬害ヤコブ病東京弁護団 事務局長  
弁護士 阿部 哲二

東京訴訟は、2014年3月6日時点で78名の患者の事件を提訴し、内74名まで和解が成立、なお4名は未和解となっている。

4名の未和解の患者がヤコブ病のプリオンタンパクに汚染された乾燥脳硬膜を使用する手術を受けたのは、1983、1984、1984、1988年と今から約30年も前のことである。潜伏していたプリオンタンパクが何をきっかけに増殖し発病するのか、恐ろしいほどの潜伏期間の長さはどうしてか、などまだまだ未解明のことだらけ

である。

又、弁護団では、ヤコブ病で亡くなられ解剖をした患者についてその報告書の完成をまって提訴する予定がある。ただ、剖検報告書が2年たっても作成されておらず、日本の剖検に対する体制の不備が感じられる。

原告弁護団では、カルテの長期保存、剖検体制の整備なども、医療体制の整備とともに国に求めていく必要があると考えている。

## 〔3〕 薬害イレッサ訴訟

薬害イレッサ西日本訴訟弁護団 事務局長  
弁護士 永井 弘二

### 1 最高裁判決での決着

2004年に提訴した薬害イレッサ訴訟は、昨年2013年4月12日の最高裁判決により、原告の請求が認められずに決着することとなった。結果としては大変残念な

ものとなってしまったが、これまで多くの方々から多くの支援をいただいております、心から感謝を申し上げます。

薬害イレッサ訴訟の遂行過程では、抗がん剤の承認制度が、第Ⅱ相臨床試験での承認から原則として第Ⅲ

相臨床試験を行った上での承認とされることとなり、また、抗がん剤については市販後調査として全例調査が行われることが原則となるなど、医薬品の承認制度等が改善されてきた。そして、イレッサの危険性が伝わって慎重な投与がなされるなどにより、副作用被害も大きく減少することともなるなど、一定の成果をあげてきたことも事実である。

他方、抗がん剤の副作用被害救済制度は、東京、大阪地裁の和解勧告に対して、国が和解を拒否する理由として同制度を立ち上げることを約束しながら、結局、現在まで制度立ち上げの目処はたっていない。最高裁判決の各補足意見でも、イレッサの被害は不可避的なものであったとする一方で、そうした医薬品による被害を社会的に負担する必要があるとして、救済制度の必要性に言及されており、早急な制度化が強く望まれるところである。

最高裁判決は、医薬品についての製造物責任、指示・警告上の欠陥が判断される最初の判決となった。医薬品についての指示・警告上の欠陥についての判断枠組自体は、危険の予見可能性が過失責任と同義と捉えるべきでない点を除けば、大きな異論のあるものではない。しかし、イレッサに対する判断については、イレッサが置かれていた状況を適切に評価していないなどの点に大きな問題点があると指摘せざるを得ないものである。

## 2 最高裁判決の概要

判決は、「引渡時点で予見し得る副作用」について、「処方者等」に対する適切な情報提供が欠如している場合には製造物責任法上の欠陥があるとし、その判断要素として、「副作用の内容ないし程度（その発現頻度を含む）、効能又は効果から通常予想される処方者ないし使用者の知識及び能力、副作用に係る記載の形式ないし体裁等」をあげている。医薬品においても指示・警告上の欠陥があり得ることを認めた判断である。

製造物責任は、本来、報償責任、危険責任の原理に立脚し、被害救済のために立証責任の軽減を目的として、不法行為法に基づく過失責任ではなく無過失責任を規定したところに大きな趣旨がある。したがって、本来、製造者の危険に対する「予見可能性」を帰責要件とするのは法の趣旨を没却することになる。このため製造物責任の欠陥類型の仲でも、製造上・設計上の

欠陥は、製品の性状それ自体を帰責要件としていることから、製造者の危険性に対する予見可能性は問題とならない。これに対し、指示・警告上の欠陥は、製造者による指示・警告という作為の当否が問題となっている点で、他の欠陥類型である製造上の欠陥や設計上の欠陥と異なることは否めない。しかし、製造物責任が、製造者の主観を問題としない無過失責任として成立しているという本来の趣旨からすれば、指示・警告上の欠陥について、判決が述べる「予見し得る危険性」は、不法行為の過失における「予見可能性」とは自ずから異なるものとしてとらえられなければならないと考えられる。

今回の判決は、あくまで医薬品における指示・警告上の欠陥についての判断枠組みを示したものであり、それ以外の製品や、製造上の欠陥、設計上の欠陥についてまで、「危険の予見性」を要件としたものではないことに留意する必要がある。

判決では、以上のような医薬品における製造物責任、指示・警告上の欠陥についての判断枠組みを示した上で、イレッサについては、市販時に予見された間質性肺炎の危険性は「他の抗がん剤と同程度」であり、間質性肺炎は致命的となる場合もあることは医師であればわかっていたとして、初版添付文書の記載（重大な副作用欄に間質性肺炎が発現することがあることを記載）で、指示・警告としては足りていたとした。

同判決のイレッサについての判断に対する批判等の詳細は他に譲るが、東京、大阪高裁、最高裁判決の最大の問題点は、イレッサが承認、市販時におかれていた状況に対する理解を決定的に欠いている点にある。承認当時、イレッサは、分子標的薬であり、それまでの細胞傷害性の抗がん剤とは異なる作用機序を持つとされており、さらに、分子標的薬であるが故に、副作用は少なく軽いとの情報が広く行き渡っていた状況にあり、イレッサの危険性に対して、医療現場は無防備となっていた。そして、こうした情報の流布をしていたのは、製造者であるアストラゼネカ社自身であった。東京、大阪両地裁判決において指示・警告上の欠陥が認定されたのは、こうしたイレッサが置かれていた状況に対する理解があったからに他ならない。

医薬品が置かれた実態を前提とせず、アリバイ的に多少の注意喚起をすることで責任を免れるようなことがあってはならない。イレッサという医薬品のおかれた特殊な状況を、一審裁判所は十分に把握したが、上

訴審となるにしたがい、そうした現実の状況から遊離した判断となつてはいないかが、あらためて問われる必要がある。

なお、これまで最高裁判決については、以下のような論考がある。

- ・「製造物責任再考」  
潮見佳男京都大学教授（NBL No. 1005 p1）
- ・「『薬害イレッサ』における製薬会社の責任」  
吉村良一立命館大学法科大学院教授  
（立命館法学第 350 号 p137）
- ・「製造物責任にのける指示・警告上野欠陥の判断基準（イレッサ薬害事件判決）」  
円谷峻明治大学教授（法の支配 No. 171 p97）
- ・「薬害過失と因果関係の法理」日本評論社、塩野隆史
- ・「薬害イレッサ訴訟 - 最高裁判決を受けて」  
水口真寿美（労働者住民医療 No. 278 p2）
- ・「薬害イレッサ訴訟最高裁判決について」  
筆者（法と民主主義 No. 482 p44）

# (産業廃棄物問題)

## 九州廃棄物問題研究会報告

弁護士 高橋 謙一

1 九州廃棄物問題研究会とは、九州各地の廃棄物処理施設に対して、住民・市民の側に立って戦う団体である。現在、主として、①新設産業廃棄物最終処分場阻止、②一般廃棄物処理施設設置・操業阻止、③既設産業廃棄物最終処分場是正、の三つを柱として活動している。

2 まず、①に関しては、原則として、民間業者の設置は認めさせていない。しかし、いわゆる公共関与型産業廃棄物処分場に関しては、厳しい戦いを強いられている。例えば、鹿児島県開発公社による鹿児島県薩摩川内市の管理型産業廃棄物処分場設置計画に関しては、住民の仮処分申請が却下されている。立証責任が民間業者に比べて明らかに高く設定されており、裁判所の「公共性盲信」体質は全く変わっていない。これを打ち破るため、実際に住民側で高度の立証をすると同時に、「公共性がないこと」を運動面で明らかにするという二面作戦で現在捲土重来を図っている。

3 ②については、相変わらず設置・操業の差止に成功はしていない。

しかし、従来から行っている「操業者にプレッシャーをかけ続けて現在の環境を維持できる適正な操業をさせる戦い」はいまだに功を奏しており、操業こそさせているが目立った環境変化は報告されていない。この戦いは、操業が終了するまでずっと続いていくことになるが、私どもは、住民・市民とともに戦いを継続している。

また、「安全性」の観点に加えて、「必要性」(無駄な公共事業ではないか)という観点から、いくつか

住民訴訟を起こしている。新しい切り口として、注目に値する。

4 ③については、福岡県旧筑穂町(合併後の飯塚市)の産業廃棄物処分場に対する撤去の義務付け訴訟において、福岡高裁で敗訴した福岡県の上告を、最高裁が却下し、確定した。その結果、福岡県は現在、「適切な措置」をするための調査に着手し、ある程度の情報は住民側にも開示し、意見も求めるようになっている。もっとも、住民としては、福岡県が「形だけの調査」をした上で「周辺環境に影響を及ぼす恐れがない」として、「安上りの解決」を計るのではないかと懸念している。そこで、現在、種々のルートから、福岡県に圧力をかけているところである。現時点で、福岡県は、「見かけ上は」かなり軟化しており、きちんとした措置を取るよう見える。しかし無批判的に信頼するわけにはいかず、住民は「協議会」「説明会」という形式のもとでの「監視」を継続している。

# (海・川問題)

## 〔1〕法整備が進まない水没予定地の再建計画

川辺川利水訴訟弁護団 事務局長  
弁護士 森 徳 和

### 1 川辺川ダム

#### (1) 治水問題

2009（平成 21）年 9 月、前原誠司国交大臣が、川辺川ダム事業を中止することを明言してから 3 年が経過したが、未だにダムに代わる球磨川流域の治水対策は策定されていない。

川辺川ダムに替わる治水策を話し合う国、県、流域 12 市町村の「ダムによらない治水を検討する場」は、2013（平成 25）年 11 月、1 年ぶりに実務者レベルの幹事会を開催した。前年度に国交省が提示した河川の掘削、宅地のかさ上げなどの代替治水案に対して、流域 12 市町村は、代替治水案を実施したとしても戦後最大の豪雨に匹敵する降雨があった場合、浸水被害が発生するとして不十分との見解を示し、遊水池の整備など追加の治水対策を求めた。

#### (2) 利水問題

農水省が国営川辺川総合土地改良事業を休止してから 6 年目を迎えた。川辺川総合土地改良事業組合は、2012（平成 24）年 1 月、農水省が策定したチッソ発電所の導水路から取水する案（農水省案）を正式に断念し、2013（平成 25）年 3 月末に解散した。

事業組合の解散後、関係自治体の協議会が立ち上げられ、国営造成農地の代表者と意見交換を行っている。

### 2 荒瀬ダム問題

2011（平成 23）年 12 月、国交省が、県営荒瀬ダムの撤去許可を下したことを受けて、2012（平成 24）年 9 月 1 日から荒瀬ダムの撤去工事が開始された。

2013（平成 25）年度には、ダム底部 2ヶ所に水位低下装置が設置されたことにより、約 8m あったダム上下流の水位差が約 3m まで低下し、ダム本体の撤去作業の安全性が確保された。また、ダム門柱の発破による爆破作業も開始され、門柱 2 柱が撤去された。

### 3 瀬戸石ダム

荒瀬ダムの 10km 上流に位置する瀬戸石ダムは、1958（昭和 33）年に完成した発電専用ダムであり、現在電源開発（Jパワー）が所有している。

2014（平成 26）年 3 月に水利権の期限が切れることから、電源開発は、昨年 12 月、20 年間の水利権更新を国交省に申請した。国交省は、更新許可が妥当との前提のもとに蒲島郁夫熊本県知事に意見書の提出を求めた。

瀬戸石ダムについては、国交省が実施した定期検査において、ダム湖内に大量の土砂が堆積し洪水被害が発生するおそれがあると繰り返し指摘されていたことが判明している。電源開発は、冬場にダム湖の水位を下げて堆積した土砂の撤去行ってきたが、撤去出来る土砂に限られているため、洪水被害の発生を危惧する住民は、水利権を更新せずに瀬戸石ダムを撤去することを求めてきた。

また、球磨川漁協は、荒瀬ダムが撤去されるとその上流に位置する瀬戸石ダムが鮎の遡上を阻害するとして、水利権の更新には新たな漁業補償が必要と主張してきた。

ところが、蒲島知事は、2014（平成 26）年 2 月 12 日、更新による支障はないと国交省に回答し、同省は即日更新許可を下した。蒲島知事は、意見書提出にあたり、地域の実生活環境や自然環境などの保全に関する十分な

対策、球磨川の水産振興対策や農業振興に対する配慮、ダム湖に堆積した土砂対策などの付帯意見を付けたが、付帯意見に法的拘束力はない。市民団体や漁協は、蒲島知事の意見書提出に反発して抗議活動を続けている。

## 4 立野ダム

白川上流部に建設予定の立野ダムは、2012（平成24）年7月に発生し熊本県に多大の被害をもたらした「7.12豪雨」を契機に、自民党政権の国土強靱化政策の一環として事業継続が決定された。

2014（平成26）年度政府予算には、初めて本体関連

工事費が計上され、本体工事の前工程となる仮排水路トンネルの工事準備や地質調査が実施される予定である。

しかし、立野ダム建設に反対する住民団体は、ダムが建設予定地付近の原生林の環境破壊を招くほか、穴あきダム方式では計画的な流量調整が出来ず、ダムの開口部が立木や岩石で塞がれることによって予期せぬ災害が起こるとして、学習会の開催などを通して反対運動を続けている。また、超党派の県議6人は、2014（平成26）年4月、「ダムによらない治水・利水を考える県議の会」の活動を再開し、ダム建設に走る国交省の対応を批判している。

## 〔2〕よみがえれ！有明訴訟

よみがえれ！有明訴訟弁護団  
弁護士 後藤 富和

1997年、諫早湾奥部は、国営諫早湾干拓事業潮受け堤防によって締め切られた。それと前後して、諫早湾そして有明海的环境は悪化し、有明海全域で大規模な漁業被害が頻発している。そのため、有明海沿岸地域では、漁業者の自殺があとを絶たない。

2010年12月、福岡高裁は、漁業者の訴えを認め、判決確定の日から3年以内に諫早湾干拓潮受堤防の南北両排水門を5年間にわたって開放するように命じる判決を下した。当時の菅直人政権は福岡高裁判決を受け入れ、同判決は確定した。その結果、国は、2013年12月20日までに潮受堤防を開放する法的義務を負うに至った。

それから3年、国は何もしてこなかった。開門にむけた対策工事には3年の期間がかかると国は主張しておきながら、この3年間、国は、長崎県の反対を口実にして対策工事に着手してこなかった。

昨年11月12日、長崎地裁は、新旧干拓地農業者や長崎県農業振興公社らが起こした仮処分において、潮受堤防の開門をしてはならないとの仮処分決定を行っ

た。

開門を認めない決定の根拠となったのは、国が対策工事を怠ってきたこと、そして、国が有明海における漁業被害を主張しなかったことの2点である。つまり、このような確定判決と一見矛盾するような仮処分となったのは、国が、福岡高裁判決を真摯に受け止めず、判決の正文には従うが、開門の根拠となった有明海における漁業被害について認めたわけではないとの不遜な態度に終始したためである。

もっとも、長崎地裁仮処分は、福岡高裁の確定判決の効力を失わせるものではない。国が負っている諫早干拓排水門を開放する法的義務はいささかも揺らがない。昨年11月19日に参議院議員会館で行った「諫早干拓排水門の開門を求める緊急集会」には超党派の議員と220名を超える市民が集まり、開門を求める国民の声はさらに大きくなっていることを示した。

開門を認めない仮処分決定の根拠の内、農業用水や湛水被害などの対策工事に関するものは、しっかりした準備工事を行うか否かの問題にすぎない。漁業被害

に関するものは、現に存在する漁業被害を直視し、開門調査の意義を踏まえ漁業被害を主張するか否かの問題にすぎない。つまり、長崎地裁の仮処分決定は、福岡高裁確定判決と矛盾するものではない。

国は、諫早湾干拓事業がもたらした漁業被害と開門確定判決を軽視し、開門確定判決が命じた開門義務の真摯な履行をサボタージュしてきた態度を真摯に改め、直ちに、対策工事について改善すべきは改善し、開門義務を履行すべきである。

今後上級審の審理と本案の審理を通じてようやくその内容が確定する仮処分決定があるとき、相反する2つの義務のうち、国が従うべきは開門確定判決である。

しかし、福岡高裁判決に基づく開門義務の履行期限を向かえたが、国は、開門を実施しなかった。

開門義務を履行できなかった原因は国にある。国は、福岡高裁判決を受け入れた後も、有明海の漁業被害を認めず、そのため、開門が持つ意義を長崎県や諫早湾干拓地及び周辺地域の営農者に理解させることができなかった。その上、国は、3年もの期間を与えられているながら、農業者らに対する被害防止対策を怠ってきた。その結果、開門によって農業に被害が出るかもしれないとの農業者らの不安感を払拭できず、農業者と漁業者との対立を招くに至った。

国が、確定判決に基づく義務を履行しないというのは、法治国家として断じて許されるものではない。

この間にも、有明海の漁業者は、漁業被害に苦しんでいる。苦しい中、歯を食いしばって漁に出て、怒りを堪えている。

「11月に江藤副大臣に会った時、開門判決を揺るがないと言っておきながら、開けなかった。私たちは、諫早湾の堤防を壊せとは言っていない。水門を開け調査をしろと言っているだけ。なのに、国と長崎県は開門すると被害が出ると嘘を言って回っている。」(長崎県瑞穂漁協組合長)

「有明海の漁業の現状はとても厳しい。今年だけでも5人の組合員が海苔漁業をやめた。諫早湾調整池から排出される汚水が悪い。開門して調整池を浄化するしかない。元の豊かな海を取り戻すためにこれからも戦う。」(長崎県有明漁協組合長)

「夫婦で寒い海に出ても一晩で魚15匹しか獲れない。燃料代にもならない。漁業者と農業者との争いじゃない、農水官僚が地域住民の対立を煽り苦しめている。有明海の再生、有明海沿岸地域の再生が農水省の仕事じゃないか。私は命ある限り戦う。」(長崎県島原市の漁船漁師)

昨年12月24日、有明海漁民は、開門義務を履行しなかった国に対して、間接強制の申立てを行った。開門義務を履行させるための措置である。そして、間接強制で国が支払う金は、有明海の再生のための調査や研究などのために使う予定である。

今も有明海漁業者の自殺があとを絶たない。有明海の再生に向けた潮受堤防排水門の開放は急務である。

国は、確定判決に基づく義務を履行できなかった事実を真摯に反省するとともに、今も続いている諫早湾干拓事業による有明海の漁業被害を認め、一日も早い開門の実現に向けてあらゆる手段を講ずべきである。

### 〔3〕ハッ場ダム住民訴訟 報告

ハッ場ダム住民訴訟弁護団  
弁護士 西 島 和

#### 1 政治の状況

2012年末の政権交代で、太田昭宏議員が国土交通大

臣に就任した。太田大臣は当時、「ハッ場ダムの本体着工には、《河川整備計画》の策定が必要」という認識を示していた。その後、利根川水系の河川整備計画策定

がすすめられたが、2013年5月に一部区間（本川部分）について計画をとりまとめた後、手続が中断している。平成9年に改正された河川法は、「水系全体」の計画策定を義務付け、「本川」と「支川」とのバランスがとれた治水計画が策定されることをめざした。もし、太田大臣が、利根川「水系全体」の整備計画を策定しないまま旧河川法に基づき八ッ場ダム本体工事に着工するというなら、それは変節であり、改正河川法は、国交省の不作为により廃止されたも同然となる。

八ッ場ダムの本体着工は、今年秋ごろと言われている。国交省が平成9年の法改正を無視し、旧河川法に基づく本体着工にふみきって「官僚独裁」体質を露わにするのか、はたまた、公明党の大臣が遵法精神を発揮して官僚をコントロールできるか。注目していただきたい。

## 2 裁判の状況

### (1) 現在までの経過

八ッ場ダム裁判は、国が利根川上流（群馬県）に建設を計画する八ッ場ダムの事業費4600億円のうち、利根川流域の6都県がそれぞれ負担する利水負担金、治水負担金の支出差止等を求め、各都県の住民が提起した住民訴訟である。2009年5月、東京地方裁判所民事第3部（定塚誠裁判長）が住民敗訴判決を言い渡し、以後、前橋、水戸、千葉、さいたま、宇都宮の5地裁で定塚判決を引き写したような原告敗訴の判決が相次いだ。各都県はいずれも東京高裁に控訴した。

2013年3月29日、東京都に対する控訴について住民側全面敗訴の判決が言い渡され、その後、対千葉県、対栃木県に対する裁判について同様の判決が続いている。いずれの判決も、見事なまでに事実を見ず、法を見ないヒラメ判決である。順に紹介する。

### (2) 対東京都（大竹判決）

まず東京高裁第5民事部（大竹たかし裁判長）。八ッ場ダムに関する東京都の負担金支出は、国の負担金納付通知に「重大かつ明白な瑕疵または違法」があり、しかも、明白とは一見して看取できるものでなければならぬ、とした。大竹判決によると、八ッ場ダムが東京都に治水上の利益をもたらさなくても、国が費用対効果の数字をでっちあげるなどして「一見」

利益があるように見せれば、住民は東京都の「ムダな」公金支出を座視するほかない。また、大竹判決は、水道局が保有水源の増加と水需要の減少（末尾のグラフ参照）等を考慮せず八ッ場ダムの水利権を取得することも「災害時及び事故時の非常時においても給水の安定性」を確保する必要から裁量の範囲内、とした。しかし、水道法は災害時には給水を停止することができる旨規定している。大竹裁判長の视界には、住民訴訟制度の存在意義も、「最少の経費で最大の効果」「企業の経済性」等を定めた地方財政法・地方公営企業法の規定も、水道法の規定も、住民側に有利な事項は一切入らない。最高裁調査官などエリート街道を歩んできただけあって、上の向き方に一分の隙もない。

### (3) 対千葉県（加藤判決）

東京高裁22民事部の加藤新太郎裁判長（当時）は、結審前、「5部（大竹判決）とは違う法的枠組みで考えたい」と発言しており、同裁判長の退官が近いという状況も相まって、弁護団も、ついうっかり期待をもってしまった。しかし、この期待は、昨年10月に言い渡された「極悪」判決により大いに裏切られた。加藤判決は、大竹判決の法的枠組みを踏襲したばかりか、権威にもたれて控訴人側の専門家証人を侮辱した。曰く「日本学術会議は第三者で独立性の高い学術的な機関であり、その分科会において専門的知見を有する学識経験者により、・・・結論を導いたものであるから、その内容は科学的合理性を有する」一方で、控訴人側の証人はその道の専門家ではないのに分科会の委員と異なる判断を示しているから「その科学的合理性については疑問符を付けざるを得ない」。実際には、分科会の委員には中立性を欠く者もいたし、何より、かつて公害事件において権威ある専門家が被害を拡大させ、救済を遅らせた歴史がある。この歴史に学ばない加藤判決にこそ、大きな疑問符をつけざるを得ない。

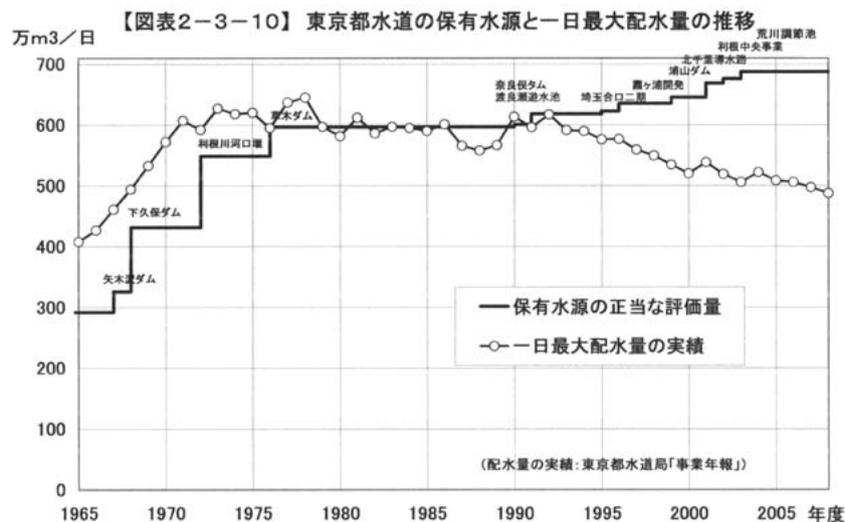
### (4) 対栃木県（田村判決）

栃木県は利根川に接しておらず、利根川の氾濫により被害が発生したことはなく、国の想定する氾濫によって被害が発生する具体的な可能性もない。河川法は、下流都県に「著しい利益」のあることを負担金納付通知の適法要件とするが、地裁判決は、栃

木県がハッ場ダムによって治水上の利益を受ける「潜在的可能性」があるから、栃木県が負担金 11 億円を支出することは適法、とし、東京高裁第 4 民事部（田村幸一裁判長）はこれを追認した。「潜在的可能性」で 11 億円を請求できるというなら、実にぼろい商売であるが、請求される側の自治体住民はたまらない。原告のひとり、「うなぎ屋の前を通り、かば焼きのにおいに『良いにおいだな』と思ったら、うなぎ屋の主人から『あなた、うなぎを食べる潜在的可能性がありますよね』と言われ、うなぎの代金を請求されるようなもの」と判決を批判した。

3 各控訴審判決に対しては、上告申立及び上告受理申立を行った。今後、対群馬県、対茨城県、対埼玉県との間の訴訟についても控訴審判決が言い渡されるが、それを待たずに最高裁の判断が出る可能性もある。現在、人見剛教授らが本件控訴審の判断枠組み（特に、控訴審が引用するいわゆる「一日校長事件」の射程範囲）に関する論文を執筆中であり、5 月頃に雑誌掲載される予定である。

人口減少・インフラ老朽化などの社会の変化を顧みずにハード偏重路線を突き進む河川行政・水道行政を転換し、住民訴訟の参政権的機能を実現するため、今後もたたかい続ける。ご注目、ご支援下さいますよう、よろしく申し上げます。



# 【三】特別報告

## 全国公害被害者総行動実行委員会の報告

全国公害被害者総行動実行委員会  
事務局長 中山 裕 二

### はじめに

昨年末の大阪泉南アスベスト訴訟大阪高裁判決は、同高裁の不当な1陣判決を乗り越える画期的勝利判決でした。公害被害者が長いたたかいの末に勝ち取った到達点を守り、全国の公害被害者を励ましました。

また、富山ではイタイイタイ病の惨禍とカドミウムによる土壌汚染等が再び繰り返さないよう将来にわたり不断の取り組みが必要であることなどを共通の認識としたうえで、三井金属工業の謝罪が行われました。訴訟提訴から46年を経ての全面解決です。富山のみなさんのたたかいに深甚の敬意を表するとともに、これからも全国のたたかいの範となっていきたいと思えます。

東京都知事選挙では、希望のまち東京をつくることを柱にだれもが共感できる脱原発をはじめとする諸政策をかかげた宇都宮健児さんが、東京大気汚染公害や横田基地訴訟の仲間とともに大健闘されました。また、同日に投開票された水俣市長選挙では、水俣市民が積み上げてきた命と環境をテーマとしたまちづくりを引き継ぐ新人候補が、自民党、チッソをあげた支援を受けた元職を破り当選しました。

国会の多数は、国民や公害被害者の意思と違う方向を向いているように見えますが、草の根の国民の状況は大きく変わりつつあります。

私たちの運動は、国民的な運動としっかり結び、粘り強くすすんでいます。たたかい続ける限り、私たちの要求は必ず実現することができることに確信をもち、全力をあげて進んでいきたいと思えます。

### 1 第38回公害被害者総行動

2013年第38回総行動を「なくせ公害・守ろう地球環境」のスローガンに加え、前回に続いて「東日本大震災・東京電力福島第一原発事故被害者と連帯して」をサブスローガンに2013年6月6日～7日に取り組みました。

第37回総行動から「原発事故の完全賠償をさせる会」などの被害者団体や福島原発訴訟関係の原告団・弁護団のみなさん、「首都圏建設アスベスト訴訟統一本部」のみなさんに実行委員会に参加していただき、引き続き総行動成功の大きな力になりました。

また、安倍政権となって初めての総行動でしたが、環境省はじめ各省庁には、これまでどおりの対応をさせることができました。

第1行動である環境省交渉は、石原伸晃環境大臣および田中和徳副大臣が同席するという状況で始まりしました。国民署名46,183筆を提出。地球温暖化、環境アセスメント、水俣病、大気汚染について、要請を行い、さらに原発事故被害について檜葉町の金井直子さんが、水俣病については、松岡奈緒美さんが訴えました。

申入れ、交渉は、環境省はもとより厚労省、農水省、国交省、防衛省、外務省、内閣府、経産省、文科省、財務省の10省庁の28部局におよび、加えて日本経団連、電事連、自工会、石油連盟の業界団体、東京電力など公害加害企業との交渉、チッソと昭和電工は面会を拒否したため社前抗議行動を行いました。

また、原発被害の関係では、これまでの交渉経過を踏まえて、東電・政府合同交渉として、日弁連会館講堂で、東電、経産省、文科省、復興庁、環境省、厚生省の担当者が一堂に会する交渉を実現させました。

それぞれに重要な成果を勝ち取っていますが、報告の詳細は2013年「交渉報告書」にまとめていますので

そこに譲ります。この規模での申入れ、交渉をいっせいに実現できる力量を持ち、解決するという強い意志と能力を有する集団であることを示すことができたと思います。

6日夜には、115団体、1200人の参加で総決起集会を行いました。福島からは、今年もバスをしたてて参加されました。

政党からは民主党海江田万里代表、日本共産党志位和夫委員長からメッセージをいただきました。

## 2 第39回公害総行動までのたたかい

原発被害者との連帯・連携が重要です。昨年3月11日に提訴された訴訟は、福島地裁、同いわき支部にとどまらず、その後追加提訴を重ね、全国で40訴訟にも広がっています。

6月総行動までのプレ行動として、4月5日～7日に行われる「人権と原発」全国研究交流集会（於福島大学）と引き続く第2回フクシマ現地調査を位置づけています。全国の仲間力をあわせて成功させていきたいと思っています。

大気汚染公害は、国内の自動車由来のPM2.5について早期に有効な対策を求めるとともに、いよいよ新しい救済制度を作りが、重要な課題となってきました。また公健法そのものを守るたたかいも重要な局面を迎え、正念場のたたかいになってきました。また、海を越えて飛来する中国の大気汚染物質は、窒素酸化物や硫黄酸化物、PM2.5を含んでおりわが国でも国民生活に影響を及ぼしています。公害を経験したものとして迅速な対応を求めています。

水俣病は、昨年特措法締切りが強行される中、救済されるべき被害者が取り残されていることが明らかになりました。特措法で救済されなかった被害者は昨年6月、総行動直後にノーモア・ミナマタ第2次国賠訴訟を提訴し、昨年末までに300名を超える原告団となり、新潟でも22名が新たな訴訟に立ち上がりました。

大気汚染公害と水俣病のたたかいは、総行動発足以来、全国の公害被害者運動を牽引してきた両輪であり、今後もその役割はきわめて大きいものがあります。

アスベスト、有明、各地の基地公害訴訟などのたたかいは正念場であり、意気高く運動を続けています。温暖化の取り組みも含めて、実行委員会の役割はますます大きくなっていると思います。

以上のような取り組みを成功させるために、実行委員会、事務局会議を開催し、民主的な運営を心がけています。

## 3 第39回公害被害者総行動

さて、今年の第39回総行動は、6月4日（水）～5日（木）の二日間行います。4日夜が、日比谷公会堂での総決起集会です。

例年にも増して、公害被害者の要求を持ち寄り、規模、内容とも充実した総行動にしていかなければならないと準備をすすめています。そのために出足早く、署名や宣伝物を整え、オルグ活動も始めていきたいと思っています。

## 4 公害被害者総行動実行委員会の役割

公害被害者総行動実行委員会は発足から38年を迎えます。

構成する団体は、健康被害をとまなう公害被害者団体に加えて、公共事業による環境破壊や米軍基地爆音被害、アスベスト被害、そして原発事故被害に広がり、環境回復、アセスメント、温暖化、街づくりなどのテーマが加わってきました。

このように結成当初の状況とは、まったく様変わりしています。被害の多様化、運動の広がり、発展を反映しているといえます。まさに足元の公害から地球規模の環境問題まで幅広く対応していくことが求められています。6月の公害総行動期間中の運動にとどまらず、通年のたたかいに貢献する役割と体制を構築していくこと、そのための財政基盤の確立が、私たちの課題です。世代とたたかひの継承も重要な課題ですが、その点では、事務局強化に踏み出すことができました。

私達のたたかひの原点は被害であり、その回復と再発防止が要求です。被害者が掲げる要求を実現することで団結することが基本であることはいまでもありません。私たちは、まだまだ多くの課題を解決していかなければなりません。公害は終わっていません。

今後とも全国の仲間、公害弁連の先生方、そして国民のみなさんと力をあわせて前進を続ける決意です。

# 「国土強靱化」が日本をこわす

～「公共事業」予算のばらまき～

～国土強靱化と防災・減災の名の下に公共事業が暴走～

道路全国連（道路住民運動全国連絡会）  
事務局長 橋本良仁

## 1 国土強靱化法の動き

- 2011. 10. 21 自民党国土強靱化総合調査会（二階俊博）
- 2012. 12. 26 安倍内閣、国土強靱化担当大臣（古屋）
- 2013. 1. 25 内閣官房に国土強靱化推進室設置
- 2013. 3. 5 国土強靱化有識者会議  
(ナショナル・レジリエンス懇談会)  
藤井聡京大教授・内閣府参与
- 2013. 3. 19 国土強靱化関係府省庁連絡会議（第1回）
- 2013. 6. 25 「防災・減災などに資する国土強靱化法案」  
上程

2014年度概算要求

### 国土強靱化基本法案（2012.6）

日本全体の改造、国民の命軽視、上からの指令、国民総動員

防災・減災などに資する国土強靱化法が成立  
(2013.12)

## 2 問題点

- 施策の大部分がハード整備偏重
- 莫大な公共投資が前提（公共事業に10年で200兆円を投資）
- 被災者の生活再建、地域の振興、コミュニティ回復の視点が極めて弱い
- 公共投資偏重で医療保健福祉分野が弱い
- 従来型の自民党の利権構造復活

## 3 2014年度政府予算

2000年から減少傾向だった公共事業費は、アベノミクスで拡大に転じる  
「真に必要な事業の予算を確保」→「めいっぱい要求する」

25年前の四全総で計画した事業はすべてやる  
民主党政権下で凍結になった事業は復活させ、事業を大幅に拡大

凍結した主要国道予算は膨張、2010年度の8倍となる

かつて批判された自民党型の利権政治復活  
「人からコンクリートへ」の復活

○公共事業関係費 5兆9685億円  
(2013年度より12.9%増)

防災やインフラの老朽化対策が名目だが、道路やダムなどの建設費増額

○安倍内閣の重点政策は「特別枠」として要求  
「防災」などの名目で枠いっぱい増やす  
「特別枠」として1兆2400億円

○道路予算

2014年度予算1兆3288億円、2013年度補正予算1751億円（2013年度より28%増）

東京、名古屋、大阪の三大都市圏環状道路に1681億円（2013年度比10%増）

特別枠として、「災害で不通になった道路の代替ルート確保」「効率的な物流ネットワークの強化」を盛り込む

公共インフラの維持管理・更新費用は交通省試算では年間 3.6 兆円

しかし、予算は 1/10 にすぎない

新規高速道路整備予算は単年度で 2.6 兆円であるが、更新・修繕費用は 2680 億円であり、新規道路を整備する余裕はまったくない

#### 4 市民、住民運動の闘い

##### ○公害被害者（全国公害被害者総行動実行委員会）との連帯

2013 年 6 月、38 回総行動デー、道路局要請行動

##### ○公共事業改革市民会議を発足（2013 年 1 月）

ダム、道路、湿地・干潟、スーパー堤防、リニア中央新幹線、区画整理、

その他多くの公共事業と闘う市民、住民団体と研究者、法律家との共同。

原発・エネルギー問題も視野に

調査、政策立案と提案、国会議員に働きかける

##### ○北海道から九州まで、つぎつぎに提起される裁判

小平 3・2・8 号線の事業差し止め訴訟を提訴

広島国道 2 号線控訴審は一部勝訴—道路沿道勤務者の騒音被害を認めた

延伸工事の差し止めを求めて上告中

東京外環道路も訴訟を検討

#### 集会 アピール

第 39 回道路全国連交流集会は、東京国分寺市の東京経済大学で開催され、34 団体 149 人が参加した。昨年の交流集会以後、2 回実施された国政選挙で自民党は多数を占め、安倍政権は公共事業費の大幅増額や特定秘密保護法の制定など強権政治の暴走を始めた。

中央自動車道の笹子トンネル事故は、「老朽化したインフラの維持管理こそ優先すべき」ということを明らかにした。自公政権はこれらの事故や、また、近い将来に到来するといわれる「南海トラフ地震」や「首都直下型地震」に備えるとして、強靱な国家建設が必要だとして公共事業予算の大盤振る舞いを始めた。

メンテナンス元年と言いながら、2012 年度補正予算と 2013 年度当初予算の 15 ヶ月予算の公共事業関係費

の老朽化対策の割合は公共事業全体の 6.4% しかなく、既存インフラの老朽化対策は隅に追いやられているのが実態である。

人口減少社会の到来を考え、東日本大震災の被災地復興を優先させるならば新規事業を始める余裕はまったくない。このような施策の繰り返しは、次世代に膨大な負担だけを残すことに他ならない。またこうした施策は、貴重な自然を破壊し、培われてきた人と人とのつながりを断ち切ることに他ならない。

本集会の現地見学は、圏央道で無残に破壊された高尾山の惨状を確認した。特別報告では、都市部だけでなく全国いたるところで不要不急の道路建設が住民合意のないまま進められている実態が知らされた。

こうした事態が進行する中、運動と裁判の両面にわたって重要な前進を勝ち取っている団体があることも報告された。テーマ別分科会の議論を通して、参加者は勇気と元気と今後の活動へのヒントを得ることもできた。

法政大学の五十嵐敬喜教授の記念講演で指摘されたように、私たちは「政策的思考」力を高め、運動のあり方にも知恵と工夫を凝らしながら国土強靱化政策に真っ向から対決していくことが求められている。

そしてこの道こそは、3・11 直後に道路全国連が発信した「不要・不急な公共事業予算を震災復興費へ」を実現する道そのものでもある。

自公政権の暴走に不安を感じ、また異議を唱えて立ち上がっている多くの各層各分野の国民運動とも連携を強めながら、私たちは「国土強靱化」に対峙する新たなたたかひに全力を挙げていくことをここに決意する。

2013 年 11 月 10 日 第 39 回道路住民運動全国連絡会『全国交流集会 In 東京』

# フクシマを忘れない！原発再稼働を許さない！

～地球温暖化をくい止め、公害をなくし、原発に頼らない社会をめざして～

公害・地球環境問題懇談会（JNEP）事務局長  
清水 滯

## <はじめに>

昨年の公害弁連総会から1年。この間、公害・地球懇（JNEP）は「2013年総会」を5月11日に開き、①第38回公害総行動の成功を支える ②ストップ温暖化と原発ゼロの運動を前進させる、ことを重点課題にすえて活動してきた。

そして5月17日には「2014年総会」を開き、今後とも「なくせ公害、守ろう地球環境」の目標にそって、公害総行動実行委員会／公害弁連／公害・地球懇三団体の連携をいっそう強め、運動を前進させたいと考えている。

暴走を加速する安倍政権に対する秘密保護法施行・集団自衛権行使（解釈改憲）・消費税増税・TPP参加・原発再稼働などを許さない共同のたたかいを広げながら、2015年の「公害総行動40周年」「公害・地球懇結成25周年」という大きな節目にむけ、運動を継続・発展させようと決意を新たにしている。

## 1 「エネルギー基本計画」政府案の撤回を要求する公害三団体「声明」

2月28日の第39回公害総行動第2回実行委員会は、「福島第一原発事故の反省なく、原発・石炭回帰のエネルギー基本計画の政府案の撤回を要求する」との公害三団体連名の文書を確認した。その要点は、○政府はまるで福島原発事故などなかったように、3・11以前に回帰させようとしている。原発再稼働を急いでいる。○四大公害裁判など深刻な公害体験をし、福島原発事故被害を史上最大・最悪の公害と考える私たちは、政府案の撤回を要求する。

この「声明」を基本的な立場として次の運動に取り組みたいと考える。

- ① 目前の第39回公害総行動（6月4～5日）の要求づくりに生かし、交渉をおこなう。
- ② フクシマを忘れない！原発再稼働を許さない！の運動として、第2回フクシマ現地調査の取り組みなどに結ぶ。

## 2 原発事故被害者とともにたたかう公害総行動

- (1) 3・11直後の4月、第36回公害総行動を準備していた実行委員会は、①6月公害総行動を予定どおり実施できるか、②3・11東日本大震災被災者、福島原発事故被害者と連帯した総行動ができるか、について真剣な議論をした。結論は、①大震災は天災だが、原発事故は人災＝最大最悪の公害である、②連帯の立場で、予定どおり実施する、ことになった。宮城（漁民代表）福島（農民代表）から代表を招き、日比谷公会堂での総決起集会で全国の公害被害者と熱い連帯を確認した。そして2012年6月の第37回公害総行動では、完全賠償をさせる会がいわきからバスで参加。環境大臣交渉では「公害被害と認識している」との細野大臣（当時）発言を引き出し、その後の「東電・政府交渉」に結びつけられた。東電・政府各省同席の交渉は2012年11月、2013年2月と継続された。
- (2) 昨年6月の第38回公害総行動では、①原発事故被害の全面賠償を要求する「東電・政府交渉（同席）」を6月6日午後、弁護士会館でおこなった。②地球温暖化対策、エネルギー・原発政策に関する要求交渉（内閣府・環境省・原子力規制庁・経産省・文科省・外務省・経団連・電事連等）を6月7日午前、各所でおこなった。民主党政権から自民・公明政権に回帰したもとの、①の全面賠償要求についても、②のエネルギー政策転換の要求につい

でも前進を勝ちとることはできなかった。

- (3) そしていま、フクシマを忘れない!原発再稼働を許さない!をかかげる第39回公害総行動では、安倍政権の「エネルギー基本計画」政府案と厳しい対決を覚悟しなければならない。しっかりとした「要求づくり」「交渉体制の確立」「交渉のすすめ方の意思統一」が求められているが、その準備が始まった。

①の全面賠償要求については3月7日に打合せ会議をおこない、問題解決の基本的方針と当面の局面の打開策の両面をふまえながら、「実をとる交渉」の意見交換をすすめ、次回4月25日に開くことを確認している。

②エネルギー政策の転換要求については3月28日に交渉責任者会議が開かれる。

### 3 フクシマ現地調査の取り組み

- (1) 3・11から三年をむかえるが、依然として14万人が苦難の避難生活を強いられている。深刻な汚染水漏れなど事故は収束しているどころか放射能被害を拡散し、被害は続いている。ふるさとを失い、将来にまったく希望のもてない困難に直面している。そのなかでも被害者は泣き寝入りせず、勇気をふるって裁判に立ち上がり、東電・国の責任による全面賠償とふるさと再生を要求して必死にたたかっている。福島県民は原発10基の廃炉と福島復興を要求する「オールフクシマ」の運動に取り組んでいる。

昨年11月2～3日の二日間、11・2県民大集会と結んだ第1回合同フクシマ現地調査に取り組んだ。九州の水俣病不知火患者会、玄海原発訴訟の関係者をはじめ大阪、東京・首都圏から61名が参加。福島市内で学習交流集会を開き、豊田弁護士の講演、現地の報告などをうけたあと、相馬・いわき両コースに分かれて現地に入った。現場では、被害者が抱えている底なしの苦難を目の当たりにして、被害者とともにたたかう責任を痛感した。現地調査実行委員会を存続させ、①福島及び東京・首都圏の福島原発被害訴訟を支援する、②フクシマ現地調査に継続的に取り組む、③東京・首都圏の支援組織の結成を検討する、ことを確認した。

- (2) そしていま、第39回公害総行動のプレ行事として第2回フクシマ現地調査(4月5～7日)を企画し、参加をよびかけている。今回は、「原発と人権」全国研究・交流集会と結んだ企画であり、交流集会の全体会・分科会＝「被害者訴訟原告団・みんなで交流—私たちが求めるもの、私たちが目指すもの」「原発被害の賠償(損害と責任)」「脱原発を実現するために」などに参加したあと、前回同様に相馬・いわき両コースに分かれて現地調査をおこなう。

### 4 ストップ温暖化と原発ゼロは両立できる!

- (1) 昨年7月以来、日本の原発はすべて止まっている。いま原発ゼロであるが、必要な電力は安定的に供給されている。夏のピークも冬のピークも何も問題は起きていない。しかし、「即時ゼロは現実的でない。電気料金が高くなる。経済に悪影響を与える」とのキャンペーンをはり、巨大な力をもつ「原子カムラ」は総力を挙げて原発再稼働・原発輸出をすすめている。3月中にもエネルギー基本計画を閣議決定しようとしている。

また、深刻化する地球温暖化によって異常気象が起き、夏には異常高温(熱中症)・台風・ゲリラ豪雨・たつ巻など、冬には極寒・大雪(雪害)となり、国民生活に大きな被害をもたらしている。にもかかわらず、国際公約の「25%削減目標」を投げ出し、温暖化・大気汚染の元凶である「石炭火発の新增設」をやろうとしている。

いまこそ、ストップ温暖化と原発ゼロは両立できる!ことを国民世論にしなければならない。そのためには、①再生可能エネルギーの普及を促進する、②土台となる政策学習を徹底的に広げる、ことが必要となる。

- (2) 昨年11月16～17日、長野県大町市で「再生可能エネルギー普及全国フォーラム2013 in 大町」を開催した。18都府県から153名が参加。講演(吉井英勝氏)特別報告(傘木宏之氏)を学び、三つの分科会に分かれて交流をおこなった。地域のまちづくりの経験(小水力発電・菜種オイルなど)を学ぶエコツアーは非常に好評であった。参加者の感想アンケートでも「参加してよかった。勉強

になった。継続してほしい」の声が多く、大きな成果を確認した実行委員会は、次回開催に向けて、あらためて3月25日に「全国フォーラム2014」実行委員会を立ち上げるようになった。

- (3) 「ストップ温暖化（25%削減）と原発ゼロは両立できる」ことの政策はすでに打ち出されているが、分かり易く運動化しきれていない反省から、シンポジウム開催とDVD制作を検討している。

## 5 JNEP年2014年総会

- (1) 5月17日に「JNEP 2014年総会」を開催するが、いまの情勢とJNEPの役割にかみ合った総会とするため、その前半（13：30～16：30ラパス会館BI会議室）にシンポジウムを企画する。テーマは「ストップ温暖化と原発ゼロは両立できる」
- (2) 防災名目の公共事業問題—国土強靱化とのたたかいを重視するなかで、東京の防災・まちづくり及び防災名目の道路建設問題についての東京都交渉（4月予定）をふまえ、今後の運動について検討する。
- (3) 「公害総行動40周年」「JNEP結成25周年」の節目にあたり、JNEPに対する期待の応えるようJNEP組織の組織強化・財政確立を検討する。

# 全国基地爆音訴訟原告団連絡会議

全国基地爆音訴訟原告団連絡会議・事務局（第9次横田基地公害訴訟原告団 事務局長）  
福本道夫

## 1 はじめに

私たちが2008年12月に「全国基地爆音訴訟原告団連絡会議」（以下「全国基地連」と省略）を結成して、5年が経過した。

結成当時進行中や準備中だった各地の基地爆音訴訟団は、高裁段階や最高裁段階で判決が確定した後等に新たな組織を立ち上げ、訴訟を中心とした運動を継続させている。現在、全国6基地で7つの訴訟・約3万7千人の原告が被害根絶のために様々な運動に取り組んでいる。

## 2 米軍再編とオスプレイ配備をめぐる情勢・動き

厚木からの空母艦載機部隊の岩国への移駐が3年延期された。また、2013年10月に行われた日米安全保障協議委員会で、岩国から厚木に移駐するとされていた海上自衛隊が岩国に残留し、普天間の空中給油機部隊が2014年に岩国に先行移駐することになった。また、横田では2012年3月に自衛隊航空総隊司令部が府中から移転してきたことで、日米共同使用の司令部機能が強化された。

さらに、当初の計画にはなかったオスプレイの配備やF35の岩国への移駐、三沢へのF22配備計画なども明らかになった。

「沖縄の負担軽減」を名目に進められてきた在日米軍再編計画は変容し、基地機能及び軍事力がより強化され、爆音被害や軍用機の墜落の危険が全国へ拡大されている。

2012年7月に岩国に陸揚げされたMV-22オスプレイは、24機が普天間に配備された後、2013年3月からは岩国をも拠点として米軍低空飛行訓練空域で訓練を行っている。これに対し、普天間ではゲート前での座り込みの抗議行動を続け、岩国では、法廷でオスプレイの飛行差し止めを求めた闘いが行われている。

また、空軍仕様のCV-22は、嘉手納、横田、三沢の

いずれかの基地に配備される計画があるなど、予断を許さない状況が続いている。

今後は、全国の低空飛行訓練エリアの被害住民との連携も強め、基地訴訟原告団の枠を超えた全国レベルでの闘いも組む必要がある。

## 3 全国の裁判闘争をめぐる情勢と主な争点

全国の爆音訴訟は、すべて地裁段階であり、厚木・第26回（結審）、小松・第19回、岩国・第25回、嘉手納・第9回、普天間・第6回、第9次横田・第5回、第2次新横田・第3回までの審理が行われている（2014年2月現在）。

私たちの訴えに対し、被告国は損害賠償の減額を中心とした主張をしている。具体的には「昼間騒音控除論」や「コンターを賠償金計算の際に利用する際は防衛庁方式でなく環境庁方式を採用せよとの論理」、「航空機騒音の評価指標がWECPNLからLdenに変わったことに則った賠償金の減額」といった主張である。

### (1) 昼間騒音控除論

被告・国が主張している「昼間騒音控除論」は、全国の原告団・弁護士で統一的に問題意識を高め整理し被告国側と対峙すべきとの判断から、2013年4月に全国の基地訴訟弁護団30名が金沢に結集し、全国基地連のメンバーも含んだ学習会を開催した。

今後は、本年5月にも下される第四次厚木爆音訴訟の横浜地裁判決内容によって、その他の基地訴訟の闘い方の方向性が見えてくると考えている。

### (2) WECPNLからLdenへの移行

2013年4月より、航空機騒音の評価指標が、WECPNLからLdenに移行した（どちらも1日の爆音を平均化するもの）。全国基地連では、学習会を開催したり（2013年2月）、防衛省や環境省に対し、様々な問題点を指摘し改善を要請したり（2013年3月及

び6月)した。

また、防衛施設庁方式をやめ環境庁方式のみの評価を採用させようとの動きは、嘉手納においてコンター引き直しの形で実現化されようとしている。

これまでの訴訟では、結果的に WECPNL 値によるコンターを基に闘われてきたが、私たちが日々爆音によって受けている身体的・精神的被害を適切に評価する基準や論理を考えていく必要がある。また、今後も政府への働きかけを続けていく必要がある。

#### 4 裁判での立証活動など

裁判における国の主張に対し、私たちが日々爆音に曝されていることによる健康被害を適正に裁判所に認定させるために、各原告団によって、科学的知見に基づく立証活動が取り組まれている。

##### (1) 「騒音による健康被害調査」

小松基地訴訟原告団・医師団・弁護士は「騒音による健康被害調査」を行うため「医学調査班」を組織し、2011年6月～8月に、騒音コンター W70～85の4地区と非騒音地2地区の計676世帯を対象にアンケート調査を実施した。疫学的に有効なこの調査結果を、全国の基地訴訟において十分に活用し、今後の立証活動に役立てていきたい。

##### (2) 低周波音による健康被害

2010年7月30日の普天間爆音訴訟の控訴審判決において、全国で初めて低周波音による健康被害が認定された。これを受け、厚木では低周波音の測定調査を行い、裁判で立証活動に使った。また、沖縄では、オスプレイの低周波音について、琉球大学の渡嘉敷健准教授の測定調査が行われ、低周波音が人体にもたらす影響について県民に伝える活動が行われている。

今後は、各原告団が連携を取りながら、低周波音の被害立証に力を注ぐとともに、日本政府に対して、低周波音に対する環境基準の設定を引き続き求めていこうと考えている。

#### 5 政府への要請行動

全国基地連としてのこの間の活動は、政府・関係省

に対し基地被害の解消に向けての要求をまとめ・交渉することが中心であったが、政府側の不誠実な対応をどう打ち崩していくかも課題となっている。これを端的に表しているのが2013年6月の防衛省交渉における防衛省側の一方的な交渉打ち切りであった。防衛省側の横暴な態度に問題があることは勿論だが、私たちの側での交渉や要求の工夫、訴訟当事者を越えた全国の基地被害者・軍用機被害者を結集させた運動が必要になってきていると感じている。

#### 6 まとめ

運動体としての組織課題では、岩国を除き再スタート・再再スタートとなった各地の原告団の勢いの違いや、原告団員の高年齢化があげられる。この状況の打破のため、今まで以上に全国の仲間との連帯を強化し、情報の共有化を密にすることで、各原告団の弱点をカバーしていこうと考えている。また、「被害感を大事にする」ことで、地域の中で原告団の存在意義を確立していくことも必要だろう。

今後も、より一層各原告団の信頼と連携を深めることで、全国の基地被害をなくし、平和で静かな生活環境を実現させていく決意である。

# 環境アセス法の現状

弁護士 藤原 猛 爾

## 1 はじめに

1999年に全面施行されたアセス法は、その後の運用にともなって明らかになった問題点をふまえて2011年4月に改正され（平成23年法律24号、27号。同月27日公布）、改正アセス法は平成25年4月1日から全面施行された。

## 2 2011年改正アセス法の主要な改正事項は下記の通りである。

### (1) アセスの実施時期

戦略的アセスメント（SEA）は、組み入れられなかったが、事業の計画段階のできるだけ早い時期からアセス手続を進める趣旨から、「計画段階配慮事項」の検討手続を導入した（法3条の2以下）。

この手続は、アセスの対象は「（実施を前提とした）事業」を対象とするという原則を維持しつつ、「第1種事業に係る計画の立案の段階」において「配慮書」の作成公表を義務付けたものである。本来の意味のSEAや計画アセスとは異なる手続である。なお、SEAについては、すでに東京都・川崎市条例等で部分的に制度化されているが、国レベルでは「戦略的環境アセスメント導入ガイドライン」（環境省、2007年）、「公共事業の構想段階における計画策定プロセスガイドライン」（国土交通省、2008年）があるのみである。

### (2) 対象事業

改正アセス法は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律179号）の第2条1項2号の負担金、同4号の給付金を対象に加えたほか（2条2、二、ロ）、政令指定業種（法2条2項一、ワ）として風力発電所を追加した。

### (3) 住民参加

改正アセス法における住民参加の位置づけ（いわ

ゆる情報提供参加）については変更はないが、住民等の手続への参加の機会及び情報公開については下記手続が導入された。

- ①配慮書に対する住民意見の聴取（但し、努力義務）
- ②方法書（スコーピング）における方法書説明会の義務付け（法7条の2）
- ③方法書、準備書、評価書について電子縦覧が義務付け（法7、16、27条）。

### (4) 事後調査

改正アセス法は、事後調査を評価書の公告・縦覧後の手続としてアセス法に取り込み、環境保全措置等の「報告書」の作成、公表、当該事業に係る許認可権者等の意見、環境大臣の意見等を定めた（38条の2～38条の5）。

## 3 改正アセス法施行後の状況

### (1) 対象事業の拡大

風力発電所が「政令指定事業」として対象事業に指定され、平成25年4月1日の改正アセス法施行後、全国のほとんどの府県で風力発電所の設置事業があり、現在配慮書以下のアセス手続が実施され進行している。

このうち「（仮称）むつ小川原港洋上風力発電事業」に対して、環境大臣は平成26年1月9日付で、①鳥類の移動障害及び衝突に対する環境影響を踏まえた構造・配置又は位置・規模の検討について、今後、風力発電設備の位置等の決定に当たっては、他の設備との累積的影響も考慮した上で鳥類への影響を予測し、位置等の決定をすること、②位置等の決定に必要な今後の調査・予測・評価に当たっては、他の施設との累積的影響も考慮した上で、鳥類については、飛翔ルート of 把握、年間衝突和等について定量的に予測すること、騒音等の他の項目についても、適切に調査を行うこと等の意見を提出している。風力発電所の環境影響を検討する一つの視点である。

(2) 上記の配慮書手続では、「1又は2の当該事業の実施が想定される区域」について環境配慮事項の検討を求めており(3条の2第1項)、基本的事項では「位置等に関する複数案」(代替案)を記載することとされている。しかし、義務付けではなく、事業者にとって可能な範囲での複数案提示を求めているに過ぎない。

### (3) 評価項目など

評価項目等の選定段階で環境大臣が主務大臣に対して技術的助言をすることができることとした(法11条3項)。また、地方分権関連法により許認可権限が地方公共団体に移管された公有水面埋立事業等について、許認可権者である地方公共団体は、国(環境大臣)に「助言を求めよう努めなければならない」とされた(法23の2)。

### (4) 放射性物質による環境汚染関係

注目すべきことは、「放射性物質による環境汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律」(平成25年法律第60号)によりアセス法の放射性物質に係る適用除外規定(法52条1項)が削除され、放射性物質による環境汚染の防止のための措置がアセス法の対象となったことである。この法改正に基づくアセス手続は平成27年6月1日から施行される。

## 4 改正法の評価と今後の課題

### (1) 放射性物質による環境汚染

現在、環境省は、放射性物質による環境汚染の防止のためのアセス法関連措置について、「環境影響評価法に基づく基本的事項等に関する技術検討委員会」において検討を進めており、上記検討に際して「改正法施行に向けての基本的な考え方の整理(案)」を委員会に提示している(環境省HP参照)。

しかし、上記の「整理(案)」の内容をみると、どのような事業をアセス対象とするか、原子炉等規制法に基づく規制との調整、放射性物質による環境汚染の状況の把握方法、福島第一原子力発電所事故に由来する放射性物質(事故由来放射性物質)の取り扱い、廃棄物最終処分場における事故由来放射性物質とその処理基準等に関して、多くの問題がある。今後、基本的事項の設定やその運用については厳し

くチェックしていくことが必要である。

### (2) 訴訟におけるアセス法の位置づけ

改正アセス法は、事業者による自主的な環境配慮を組み込む手続法という性格を変えておらず、アセス法をめぐる訴訟を制約している。最高裁小田急事件判決で拡大したかみえた原告適格は、あくまで周辺住民の個別具体的な法的利益(騒音・振動等による法益侵害)の有無を重視する流れに戻りつつある。さらに、那覇地裁2013年2月20日(辺野古環境影響評価手続やり直し義務付確認等訴訟)判決は、①アセス法の住民参加手続による住民意見の取捨選択は事業者の任意に委ねられており、法及び条例が住民意見を述べる個々人に対し、独自の手続上の地位を与えたものではない、②法8条11項は「環境保全という公益とは別に、個々人が住民意見を述べることで自己を主観的な権利として保護することまで一般的に想定しているものではない」等として住民の原告適格を否定した。この判決は、上記最高裁判決からも大きく後退している。

また、アセス法手続や評価書の不備・欠陥に基づく許認可処分等の違法性についても、事業者の広汎な裁量を容認して適法とする判断事例が続いている(泡瀬干潟干拓差止め・住民訴訟、新石垣空港建設違法公金支出金返還等請求事件等)。

この状況下において、私たちは、改正法による住民参加機会の拡大、アセス情報の電子縦覧、事後監視手続等を有効に駆使しながら、住民のアセス手続参加利益の確立にむけた検討を重ねつつ、住民の実体法上の権益をえぐり出すことにより原告適格を拡大すること、さらには、アセス手続の違法性、対象事業に係る許認可処分の違法性(具体的には許認可要件の前提となる事実の誤認、事実評価の誤りを指摘すること)を追及していくことが必要である。

## 【四】2013年度 組織活動

### 1 活動の概要

#### (1) 第42回総会

2013年3月23日第42回総会が東京で開催された。最大にして最悪の公害である原発被害から1年を経過し、福島地裁、福島地裁いわき支部、千葉地裁、東京地裁の4つの裁判所に3月11日、東電と国を被告とする損害賠償請求訴訟が提起された。

第42回総会と2013年度の活動は、この原発問題を中心に繰り広げられた。

(2) 葉害イレッサ訴訟は2004年の提訴から9年を経た2013年4月最高裁での不当決定、判決が出て終結した。一方泉南アスベストの闘いは2陣大阪高裁で年末の12月25日画期的な勝利判決を得て、裁判の流れを大きく勝利に向かわせることになった。

ノーモア・ミナマタの第2次国賠訴訟の提訴、有明訴訟では間接強制の申立て、カネミ油症裁判など個々の事件でなお闘いが続く。玄海・川内・大飯などでは再稼働を阻止し脱原発をめざす闘いが繰り広げられている。

東京大気汚染訴訟の闘いで勝ち取ったぜんそく医療費助成制度で、東京都は平成27年度からの新規患者認定打ち切りの方針を示している。都の制度存続、そして全国規模で制度創設をめざす取り組みなどがある。

#### (3) 公害弁連・原発被害訴訟弁護団合同会議など

2012年から行われる合同会議は2013年も継続し、日本環境会議と被害訴訟弁護団との共同研究会への立上げに発展している。

原発と人権集会の第2回が2014年4月に計画され、公害弁連も実行委員会に入り活動している。

また、昨年11月、福島現地調査が実施され、南相馬、いわきの2コースに

合計70名近くが参加した。

(4) 福島原発被害弁護団(浜通り弁護団)、生業を返せ! 地域を返せ! 福島原発事故被害弁護団に続き、東京地

裁に提訴した福島原発被害首都圏弁護団が公害弁連に加入した。

### 2 活動報告

#### (1) 幹事会・事務局会議

2013. 6. 7

2013. 11. 7

2014. 1. 10

#### (2) ニュース発行

ニュース No. 175、176

情報と通信 No. 345 ~ 352

#### (3) 財政

特になし

## 【五】2014年度 活 動 方 針

- (1) **大気汚染公害被害者の闘いを発展させ、裁判闘争の成果を被害者の闘いに結合させて、大気汚染公害の根絶と新たな被害者救済制度の確立をかちとる。**
  - ① 大阪西淀川・川崎・尼崎・名古屋南部判決と東京大気裁判での和解を梃子に、自動車メーカー・道路の設置・管理者等汚染原因者の負担に基づく国レベルでの、⑦医療費救済と④障害補償等補償法並みの救済を目的とする、新たな被害者救済制度の確立の闘いを進める。とりわけ、東京都の救済制度の打ち切りを許さず、制度の継続を求める闘いに全力を尽くす。
  - ② 公害認定患者の等級切り下げ、自動車重量税の廃止などの現行補償法改悪の動きに対しては、断固として反対して闘う。
  - ③ 全国の大気汚染地域で、実態調査、被害者掘りおこしに取り組み、東京都助成制度の全額助成継続に全力を尽くすとともに、各自治体レベルでの医療費救済制度の確立を追求する。
  - ④ PM2.5測定体制を早急に整備させ、PM2.5低減のための対策の早期実施を迫る。
  - ⑤ 東京都をはじめとする首都圏等自治体のディーゼル規制条約を梃子に、国に対し、自動車NOX・PM法の抜本的強化をはじめとした自動車排ガス対策の強化を迫るとともに、自動車メーカーに対し、後付けの排ガス低減装置の開発・無償装着を求めるたたかいを強める。
  - ⑥ 各地「道路連絡会」での実効性ある協議を推進し、大型車の交通規制、ロードプライシングの強化などの、大型車の交通総量削減対策を実現する闘いを進める。
  - ⑦ 裁判闘争の成果をふまえて、進路構造対策、道路沿道対策、周辺対策の確立と地域再生の課題に取り組む。
  - ⑧ 環境教育、語り部活動を重視し、この点で国、自治体に対する要求現実行動にも取り組む。
- (2) **公害道路の建設強行を許さず、裁判闘争の成果をふまえて、道路行政の抜本的転換を求める。**
  - ① 各地の大気汚染裁判の前進を梃子に、全国の道路反対運動との連携を進めて、道路建設至上主義の道路行政の抜本的転換のための闘いに取り組む。
  - ② 圏央道・広島国道2号線高架道・国分寺都市計画道路をはじめとする環境破壊、公害拡大の道路建設の強行を阻止し、道路建設をめぐる闘いを強め、道路計画の見直しを迫る。
  - ③ 「改正」土地収用法下での強引かつ非民主的な収用委員会審理に断固反対し、事業認定の違法を争わせない審理方式に対する闘いを強化する。
  - ④ 圏央道高尾山裁判の成果と経験を活かし、豊かな自然環境を破壊する圏央道建設を許さないため、取り組みを強める。
  - ⑤ 国道43号線裁判の最高裁判決の成果をふまえて、道路騒音環境基準の見直しを求め、道路騒音・振動公害の根絶をめざす。
- (3) **基地・空港などの騒音裁判に勝利し、基地、空港、新幹線などによる騒音・振動被害の根絶をめざすたたかいを強める。**
  - ① 平穏な生活を取り戻すため、差止請求を棄却した最高裁判決の誤りをただす差止勝利判決をかちとるため全力をつくす。
  - ② 基地周辺の全被害地域に居住する住民に対し、将来請求を含む損害賠償を認めさせるたたかいを強める。
  - ③ 現在訴訟を起こしていない基地周辺の騒音公害にも反対し、新訴訟を含む新たな運動を展開する。
  - ④ 国およびアメリカ政府に対し日米合同委員会における騒音防止協定の遵守を徹底させるとともに、騒音コンターの縮小的見直しなど周辺対策の切り下げを阻止し、騒音発生源対策など被害そのものの縮小を迫る。
  - ⑤ 低空飛行訓練やオスプレイ等の危険な軍用機の訓練に反対し、住民らの安全を守るたたかいを強

める。

- ⑥ 名古屋新幹線訴訟で勝ちとった「和解協定書」にもとづき、発生源対策を一層強化させ、JR、国交省、環境省などに対し、新たな被害の発生、拡大を許さないたたかいを強める。
- ⑦ 「基地公害の根絶は基地の撤去から」という立場から、沖縄県民の基地撤去のたたかいを支援する。
- ⑧ 在日米軍再編に伴う軍民共用、軍軍共用等の基地強化の策動に反対し、騒音被害の拡大を阻止する。

**(4) 不知火海沿岸住民及び阿賀野川流域住民の健康調査を国に実施させ、すべての被害者の補償を勝ち取るとともに、世界に水俣病の教訓を伝えるたたかいに取り組む**

- ① 全ての水俣病患者を救済するために、不知火海沿岸住民及び阿賀野川流域住民の健康調査を国に実施させる。
- ② 加害企業チッソが保有する子会社 JNC の株式の譲渡を阻止するための闘いを継続する。
- ③ 水俣病被害者が最後の 1 人まで補償を勝ち取るために闘いを継続する。
- ④ 他団体との共闘を図り、民医連、保険医協会などの医療機関をはじめ広範な医師、研究者との関係を強め、患者の立場に立った水俣病医学の確立をめざす。
- ⑤ 「総合対策医療事業」及び「水俣病被害者手帳」所持者への対策事業の内容の充実、継続を求めて、引き続き取り組みを続ける。
- ⑥ 不知火海沿岸、阿賀野川流域の汚染地域の再生、復興、街づくりの課題に、加害者の責任を明らかにする立場から取り組む。
- ⑦ 全ての公害の根絶に向け、ノーモア・ミナマタを訴え、たたかいと教訓を世界に伝える。

**(5) カネミ油症などの食品公害やスモン、ヤコブなどの薬害被害者の恒久対策と医療の充実をめざすたたかいを進める。**

- ① 薬害ヤコブ病の被害者全員の救済をかちとるとともに、薬害根絶に全力をつくす。
- ② カネミ油症新認定訴訟の勝利と早期全面解決を

勝ち取るため全力をつくす。

- ③ 「カネミ油症患者に関する施策の総合的な推進に関する法律」に基づいて、全てのカネミ油症被害者が救済を受けられるよう、カネミ倉庫や国に対して救済事項の完全実施を求めるたたかいを強化する。
- ④ スモンの全面解決を踏まえて、薬害弁連の運動とも連帯して、健康管理手当の増額を含む薬害根絶の運動を発展させる。
- ⑤ カネミ油症、スモン、エイズ、ヤコブなどの治療法の研究開発を進める要求を支持し、難病対策の充実を求める運動を支持する。
- ⑥ 独立行政法人医薬品・医療機器総合機構制度の充実、改善をめざす。
- ⑦ 抗がん剤にも医薬品副作用被害救済制度を適用するたたかいを強力に進める。
- ⑧ 食品の安全性を求めるたたかいを消費者、農民とともに協力してたたかう。食品の安全性を確保する法制度の改善をめざし、食品衛生法などの改正を求めてたたかう。

**(6) 神通川流域、安中公害など各地の重金属による汚染の監視を継続し、汚染土壌の復元を図るとともに、市街地土壌、地下水汚染問題に取り組む。**

- ① 神岡鉱業所での公害防止協定に基づく立入調査を引続き成功させ、発生源対策の継続をはかっていく。
- ② 安中の土壌復元事業を計画どおりに完了させ、事業が完了した神通川流域については再汚染を防止する。
- ③ イタイイタイ病患者の認定及び要観察者の判定について認判定行政の適正化を求め、また、原因企業が運用するカドミウム腎症患者救済制度の積極的な活用をはかる。

カドミウムによる健康被害に関する環境省の調査研究を引き続き監視していく。

- ④ 重金属による人体被害、農業被害についての科学者との学際的協力を重視していく。
- ⑤ 市街地土壌・地下水汚染問題に取り組み、真に実効性のある土壌汚染対策法の制定をめざす。

**(7) 自然・環境破壊の公共事業に反対するたたかいを強化し、大型公共事業の中止・見直しを迫る。**

- ① 諫早湾干拓潮受堤防排水門の、一日でも早い開放、有明海の再生を目指すとともに、農業と漁業が両立した真の有明海沿岸地域の再生を実現する。
- ② 流域住民の力で勝ち取った川辺川ダム建設中止の成果に学び、全国の無駄なダム建設計画を中止・見直しに追い込む。
- ③ 里山や干潟等、生物多様性の宝庫である自然環境に対する破壊をやめさせるべく、大型公共事業の中止・見直しを迫る。
- ④ 無駄で有害な公共事業に対する公金の支出をやめさせる。

**(8) 韓国、中国をはじめとしたアジア諸国との広範かつ実践的な交流を強化する。**

- ① 韓国・中国の法律家との交流を深め、3カ国の弁護士らによる会議の開催をめざす。
- ② 毎年実施されている、韓国司法修習生の公害環境研修に積極的に協力する。

**(9) 官僚司法を打破し、国民のための司法を実現する改革運動を進め、非人道的な長期裁判に反対し、公害被害者の早期救済と公害根絶に役立つ勝利判決をかちとるたたかいを法廷内外で展開する。**

- ① 公害等調整委員会が行政追従の姿勢を改め、公害紛争に関する専門的機関としての本来の役割に立ち返るよう求める取組みを強める。
- ② 国民主権に根ざした司法の行政に対するチェック機能の抜本的強化をはかるため、改正行政訴訟法を活用し、さらに行政訴訟改革への取組みを強める。
- ③ 法曹一元など、さらなる国民のための司法をめざす。
- ④ 裁判所の異例な人事政策や判・検事交流の実態を明らかにし、広く国民に知らせるとともに、裁判所として国民の権利擁護の立場に立たせ、正義と公平を実現させるための本来の姿を堅持させるよう裁判所の内外での努力を強めていく。
- ⑤ 「生きているうちに救済を」という公害被害者の

切実な要求を実現させるために、公害裁判の長期化に断固として反対し、公害被害者の早期救済、全面解決の早期実現の必要性を裁判の内外で常に訴えて、あらゆる公害裁判での早期結審・判決の実現に努力する。

- ⑥ 公害裁判の中で、加害企業、行政の立場を批判するとともに、裁判所の公害被害者の立場を理解しない訴訟指揮については断固として反撃する。
- ⑦ 被害者とともにたたかう公害弁護団として、日常の法廷で加害者を圧倒する活動を展開する。
- ⑧ 戦略的環境アセスメント法制定のためのたたかうとともに、地方自治体において、実効ある環境アセスメント条例の制定をめざす。

**(10) 国際的視野から地球環境の破壊に反対し、環境保全のために被害者・住民・専門家などの諸団体との提携を強め、環境保全の課題の基本は現在の公害被害者の救済と公害根絶に努力するところにあることを広く国民に訴えていく。**

- ① 環境保全は国民的課題であるとの観点で、地球環境保全の様々な取組みに積極的に参加するとともに、わが国の公害被害者の救済と公害根絶の課題を達成することこそが地球環境保全の基礎であることを広く訴える。
- ② 地球温暖化問題では、政府、自治体、企業に対し、京都市議定書及び25%の中期削減目標を完全に達成するための施策を実施させるたたかいを強力に進める。
- ③ 国内外の公害・環境破壊反対の運動や団体との連携を強め、多くの公害被害者や運動体と連携し、全国的、地域的ネットワークづくりを含め、創意をこらし多種多様な行動に積極的に取り組む。とりわけ、日本環境法律家連盟との連携を強め、自然環境保全の運動を支援する。
- ④ 全国公害被害者総行動デーの成功のために積極的に参加し協力する。
- ⑤ 医師、科学者などの専門家、とりわけ民主医療機関連合会、日本環境会議、日本科学者会議との連携を深め、公害被害者の発掘に努め、加害者の責任を明確にし、公害反対運動の実戦的理論の確立、被害者救済と公害根絶の推進に努力する。
- ⑥ 公害根絶と被害者救済に関する法制度の拡充、

強化をめざし、公害問題に関する立法、行政、地方自治体などに対する提言、申入れを積極的に行っていく。

- ⑦ 知る権利を具体化した、実効性ある情報公開制度の確立、環境権、人格権の尊重の原則の法制化、自然の権利の確立のために、積極的に取り組む。
- (11) **廃棄物処理施設（最終処分場）による環境汚染問題への取り組みを強化し、住民団体の活動を支援する。**
  - (12) **アスベスト問題を史上最大の社会災害と位置づけて、国と大企業に対して、被害者の全面的な救済と抜本的なアスベスト対策を求めるたたかいに取り組む。**
    - ① 泉南アスベスト国賠訴訟、尼崎アスベスト訴訟の早期全面解決をめざす。
    - ② 建設アスベスト訴訟に勝利し、建設作業従事者にかかる石綿被害者補償基金制度の創設をめざす。
    - ③ 被害の全面的な把握を行うために、国に対して大規模な疫学調査や被害実態調査を要求する。
    - ④ アスベスト被害の根絶のために、アスベスト基本法の制定とアスベスト問題を統一して扱う行政機関の設置を要求する。
    - ⑤ シンポジウムなどの開催、全国各地の被害者の掘り起こし、さらには国家賠償訴訟の勝利など、アスベスト問題の解決に向けた取り組みを一層強化する。
    - ⑥ 建築解体によるアスベスト飛散問題に積極的に取り組む。
    - ⑦ 建物解体、震災によるアスベスト飛散問題や石綿肺がん認定基準問題に積極的に取り組む。
  - (13) **原発事故による被害者の完全救済を求めるたたかい、脱原発を進めるたたかいに取り組む。**
    - ① 最大公害というべき福島原発事故による被害者の完全救済を求めるたたかいに取り組む。
    - ② 被害救済の前提となる、東京電力、国の責任の追及をめざす。
    - ③ 低線量被曝など原発被害による健康被害の調査を求める。

④ 脱原発を求める訴訟、運動に連動して取り組む。

- (14) **最大の環境破壊である戦争に向けた策動に反対し、平和憲法改悪を断固阻止する運動に飛躍的に取り組む。**
  - ① 米軍再編、自衛隊と在日米軍の連携強化、国民投票法案上程など、改憲への地均しがなし崩し的に押し進められる情勢において、アメリカと一体となった集団的自衛権行使を狙った憲法改悪を断固阻止し、平和条項を守り発展させる運動への取り組みを強化する。
  - ② 「戦争は最大の環境破壊」をキーワードに、反テロリズムと国際協調の大義名分の下に押し進められる戦争を含め、あらゆる戦争に向けた策動に反対するたたかいに取り組む。
- (15) **「規制緩和」を一気に推し進めて我国の農業を破壊し、環境や国民生活に重大な悪影響を及ぼす環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）への参加に反対するたたかいに取り組む。**
- (16) **公害弁連の組織、体制など**
  - ① 幹事会、事務局会議への参加を強めて、その内容を充実させ、各弁護団がかかえている課題、問題点を明確にし、共同の討議を通じて理論的、実践的水準を一層引き上げていく。
  - ② 各公害の分野別の弁護団の交流を積極的に進めるとともに、公害弁連の担う課題、任務分担を明確にさせて、総合的なたたかいを進めていく。
  - ③ 公害弁連ニュースの定期発行、情報と通信の随時発行、公害弁連ホームページの充実、法律雑誌への投稿、パンフレットなどによって、宣伝活動の強化、充実を図る。
  - ④ 新規加入弁護団の増加をはかり、財政の確立に向けて抜本的な改革を検討し、組織、財政の拡大、充実を図る。
  - ⑤ 役員・事務局体制を充実させる。
    - イ 幹事会の充実
    - ロ 事務局会議の充実

# 【六】公害関係資料

〔アスベスト〕

## 声 明

2013（平成25）年12月25日

大阪・泉南アスベスト国家賠償請求訴訟原告団・弁護団  
大阪泉南地域のアスベスト国賠訴訟を勝たせる会  
泉南地域の石綿被害と市民の会

- 1 本日、大阪高等裁判所第13民事部（山下郁夫裁判長、神山隆一裁判官、内山梨枝子裁判官）は、大阪・泉南アスベスト国賠訴訟2陣（一審原告58人・被害者33人）控訴審において、国に対して総額3億4474万円の支払いを命じる一審原告勝訴の判決を言い渡した。
- 2
  - (1) 本判決は、①国は、昭和33年5月までには、局所排気装置の設置を義務付けるべきであった、②昭和46年以降も昭和49年9月までには、日本産業衛生学会の勧告値（1立方センチメートル当たり2本）を抑制濃度とする特化則に基づく告示の改正を行うべきであった、③また、昭和47年9月には、特化則を改正して、防じんマスクを使用させることを義務付けるべきであり、さらに、使用者に対し、石綿関連疾患に対応した特別安全教育の実施を義務付けるべきであったとして、国の責任を厳しく認めた。
  - (2) 国の責任について、「使用者の労働者に対する安全配慮義務とは別個独立であり、被害者に対する直接の責任」とし、石綿被害についての国の責任の重大性を指摘し、全損害の2分の1を限度として賠償すべき義務があるとした。
  - (3) 基準慰謝料額自体も、筑豊じん肺の訴訟基準から各疾病において100万円増額した。
- 3 本判決は、泉南アスベスト被害について、1陣、2陣訴訟の各大阪地裁判決に続き、三度、国の責任を肯定し、さらに、高等裁判所として、初めてアスベスト被害に対する国の責任を認めたものである。  
そして、2陣地裁判決が認めた昭和35年における国の責任のみならず、昭和46年以降に規制を強化しなかったことの責任を認めており、規制権限不行使の時期・内容、義務違反の程度などの点において、厳しく国の責任を認める内容である点に大きな意義がある。  
また、本判決が雇用関係にない出入り業者に対する国の責任を認めた2陣地裁判決を是認したことも高く評価できる。
- 4 大阪泉南地域は、100年に亘る全国一のアスベスト産業の集積地である。石綿原料から糸、布を作る石綿紡織工場が集中立地し、戦前は軍需を、戦後はわが国の経済成長を下支えしてきた。石綿紡織工場の労働者、周辺住民、そ

の家族らは、大量の石綿粉じんにはく露する中で、戦前から現在まで、地域ぐるみの深刻な石綿被害が発生し続けた。国は、70年以上も前に自ら行った調査によってその被害の重大性を確認しながら、規制や対策を長期間に亘って怠ってきた。泉南地域は、わが国のアスベスト被害の原点であり、国の加害の原点でもある。

本判決は、泉南アスベスト国賠訴訟1陣最高裁の判断に大きな影響を与えることはむろん、全国6箇所の建設アスベスト訴訟、尼崎クボタ訴訟、さらには原発被害等で国の責任を追及する訴訟の原告らを大いに励ますであろう。そして、泉南地域のアスベスト被害の救済はもとより、全国に広がったアスベスト被害について、国の責任の明確化と被害救済のあり方の抜本的な見直しを迫るものである。

- 5 本判決が、アスベスト被害の深刻さに正面から向き合い、至高の価値である生命・健康を護る国の役割の重大性を改めて確認した意義は極めて大きい。本判決は、2006年5月の1陣提訴以来7年半に及ぶ本事件審理の集大成であり、本判決によって、泉南アスベスト被害について国の責任を認める司法判断は固まった。

裁判の長期化によって、1陣、2陣訴訟の原告のうち裁判係属中に12名が亡くなり、提訴前の死亡者とあわせて被害者の6割近くがこの世を去っている。また、生存原告も日々、高齢化と病気の進行、重篤化に苦しんでいる。「命あるうちに解決を」は原告らの切実な譲ることのできない願いであり、「泉南アスベスト被害の早期全面解決」は広範な世論である。

私たちは、国が、三度に亘って厳しく断罪されたことを真摯に受け止め、自らの責任を認めて原告ら被害者に謝罪し、正当な賠償金を支払うこと、そして、1陣訴訟を含めた泉南アスベスト被害者全員の早期救済に応じることを強く要求するものである。

以上

## 大阪・泉南アスベスト国賠訴訟（第2陣訴訟）

### 声 明

#### （国の道理なき不当上告に断固抗議する）

大阪・泉南アスベスト国賠訴訟原告団・弁護団

- 1 昨年12月25日、大阪高裁（第13民事部）は、1陣地裁判決、2陣地裁判決に続いて、三度、国の規制権限不行使の責任を認める判決を下した。これに対して、国は、本日、上告する旨を明らかにした。  
原告団と弁護団は、国の道理なき不当上告に断固抗議するものである。
- 2 2006年5月の第1陣訴訟の提訴以来、本判決までに12名の原告が死亡し、さらにこの上告期間中にも1名の原告が死亡した。生存原告らも病状の悪化に苦しんでおり、「命あるうちの解決」は、文字どおり原告らの待ったなしの切実な願いである。国の上告は、原告らの願いと期待を大きく裏切るものであり、断じて許すことはできない。
- 3 この間、118名の与野党の国会議員から「泉南アスベスト被害の早期全面解決を求めるアピール」への賛同が寄せられ、12月25日には全野党の国会議員らが連名で、26日には自由民主党・公明党のアスベスト問題の責任者が、それぞれ上告断念を含む早期解決の決断を要請した。泉南アスベスト国賠訴訟の早期全面解決は、世論はもとより、政治においても多くの支持を得ている。
- 4 原告・国の双方は、本判決に至るまで7年半にわたり主張、立証を尽くした。そのうえで、本判決は、国の責任逃れの主張を完膚なきまでに退け、国が依拠した1陣高裁の不当判決（2011年8月）を完全に否定した。国は、本判決を謙虚かつ真摯に受け止め、早期に被害者救済に踏み出すべきであった。  
国の上告は、国民のいのちと健康を守る責務を放棄し、いたずらに被害者の苦しみを引き延ばすものでしかない。このような国の姿勢は、いのちや健康よりも産業発展が優先するという1陣高裁判決にすぎるものであり、そこには何らの大義も道理もない。
- 5 原告団と弁護団は、引き続き、「命あるうちの解決」を実現するため、国に対して、泉南アスベスト被害の早期全面解決を強く求めると共に、最高裁においても全力で闘い抜くことを表明する。

2014年1月7日

〔イタイイタイ病〕

神通川流域カドミウム問題の  
全面解決に関する合意書

## 合 意 書

神通川流域カドミウム被害団体連絡協議会ら（以下「甲」とする。）と三井金属鉱業株式会社および神岡鉱業株式会社（以下「乙」とする。）は、乙の操業にかかる旧神岡鉱業所が排出したカドミウムによって神通川流域住民にイタイタイ病をはじめとする、健康被害、土壤汚染、農業被害および地域共同社会への影響被害等の大きな惨禍がもたらされ、その規模、程度等においてカドミウム汚染としては他に類例を見ない甚大なものであったことを、厳粛な事実として受け止め、被害回復と公害防止に向けて共に努力を傾注してきた。その結果、今日、神通川の水質はカドミウムその他重金属濃度について自然界の水準にまで回復し、またカドミウム汚染田の復元事業も完了するに至った。

甲および乙は、これらの事実を鑑み、ここにイタイタイ病の惨禍とカドミウムによる土壤汚染等が再び繰り返されないよう将来にわたり不断の取組みが必要であること、および本カドミウム被害とその被害からの回復に向けた取組みが我が国はもとより世界における地球環境対策にとって大きな教訓と意義を持つものであることを共通の認識として、本日、次のとおり合意する。

第1条 乙は、イタイタイ病をはじめ神通川流域住民と同地域共同社会に甚大な被害をもたらしたことについて甲に謝罪し、甲はこれを受け入れる。

第2条 乙は、イタイタイ病患者および要観察者への補償（賠償金、医療費、療養手当、介護手当等）について昭和47年8月10日付誓約書（イタイタイ病の賠償に関する誓約書）に基づき、引続き誠意を持って対応する。

2 甲および乙は、昭和47年8月10日付誓約書（土壤汚染問題に関する誓約書）に基づき、国が土壤汚染防止法により地域指定した汚染農地の復元が完了したことにより、当該誓約書で定めるこれまでの土壤汚染および農業被害に関する問題は全て解決されたことを確認する。

- 3 乙は、昭和47年8月10日付公害防止協定書の精神を尊重し、引続き公害防止に努める。なお、甲が行う当該公害防止協定書に基づく立入調査については、神通川の重金属濃度の水質が自然界の水準まで回復した現状を踏まえ、甲は、乙の自主的な公害防止対策への取組みを尊重し、今後の立入調査を行う。

第3条 乙は、神通川流域住民健康管理支援制度を創設し、神通川流域におけるカドミウムの慢性曝露により腎機能への影響が確認された者（イタイイタイ病患者および要観察者を除く。）に対して、一時金を支払う。甲は、当該健康管理支援制度の運営に協力する。なお、当該健康管理支援制度の細目については別途協定書を締結する。

- 2 甲は、前項に定める健康管理支援制度の創設を以って、神通川流域におけるカドミウムによる健康被害および健康影響に関する未解決の問題が一切解決したことを認める。

第4条 甲は、乙が本合意書に定める義務を履行する限りにおいて、今後乙に対して、何等の請求も行わない。

- 2 乙は甲に対して、本カドミウム被害の全面解決に伴い、解決金を支払う。
- 3 甲および乙は、本合意書の締結とその履行を以って、平成21年7月9日付甲からの「申入書（イタイイタイ病、カドミウム被害の全面解決に向けて）」に関する事項を含め、甲乙間における問題が全面的に解決したことを確認する。

以上のおり合意したので、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名捺印の上、各1通宛保有する。

平成25年12月17日

甲 富山県富山市婦中町萩島684番地  
清流会館内  
神通川流域カドミウム被害団体連絡協議会  
代 表

イタイイタイ病対策協議会

会 長

熊野地区鉍毒対策協議会

会 長 中川尚孝

鶯坂公害対策協議会

会 長 有澤 守

速星地区公害対策協議会

会 長 見坂重尋

富川地区鉍害対策協議会

会 長 境野英一

富山市新保地区土壤汚染対策協議会

会 長 高見隆夫

神明地区鉍毒対策協議会

会 長 金森信正

乙 東京都品川区大崎一丁目11番1号

三井金属鉍業株式会社

代表取締役 社 長

岐阜県飛騨市神岡町鹿間1番地1号

神岡鉍業株式会社

代表取締役 社 長

立会人 イタイイタイ病弁護団

団 長

## 開門阻止仮処分決定に関する声明

国の開門義務はいささかも揺るがない  
決定が指摘した内容を精査し、すみやかな開門を求める

2013年11月12日  
よみがえれ！有明訴訟弁護団

本日、長崎地裁において、開門阻止仮処分の決定が出た。

決定は、「新旧干拓地農業者、漁民、長崎県農業振興公社との関係で、ケース1開門、及び、ケース3-1、3-2開門をしてはならない」というものであり、2010年12月に確定した福岡高裁開門確定判決と矛盾するものとなっている。

紛争の円満妥当な解決を目指す司法の場において、国に相互に矛盾する義務を課して現状を更に混乱させる決定が出たことに対しては、極めて遺憾であると言わざるをえない。有明海漁民の積年の苦難を思うとき、決定に対して、強い憤りを禁じえない。

決定が開門を差し止める根拠は次のようなものである。

この間、国が事前工事の予算措置を講じ、準備を進めてきたケース3-2開門については、新旧干拓地農業者との関係で、事前準備で予定した淡水化工事が工期どおりに行われる蓋然性がないという理由を掲げている。また、漁業者との関係では被害防止対策が十分でないとの理由を掲げている。

ケース1開門、及び、ケース3-1開門を差し止める根拠としては、これらに加えて背後地住民（ケース1開門の場合は43名、ケース3-1開門の場合は38名）について、10年に1度の大雨の場合に湛水被害が発生する蓋然性があり、事前対策は十分でないという理由が加わっている。

しかしながら、重要なことは、今回の決定は、福岡高裁確定判決の効力を失わせるものではなく、国の開門義務はいささかも揺らぐものではないということである。

国は直ちに今回の決定を精査し、事前工事について改善すべきは改善して、開門義務を履行しなければならない。われわれは国に対し、ただちにそれに着手することを求める。

更に言えば、確定判決の効力を失わせるのは、唯一、再審手続でしかない。一方で、確定した開門判決があり、他方で、今後上級審の審理と本案の審理を通じてようやくその内容が確定する仮処分決定があるとき、相反する2つの義務のうち、国が従うべきは開門確定判決である。

諫早湾干拓事業によって設置された潮受堤防排水門の開門と開門調査は、有明海異変とまで言われた深刻な環境破壊のなかで不漁に苦しむ有明海漁民の悲願である。有明海沿岸4県にわたる深刻な環境破壊と漁業被害をもたらした有明海異変は、被害の広域さ、深刻さ、破壊された環境のかけがえのなさにおいて、歴史上希に見る環境破壊であった。不漁のなかで多くの漁民が岡に上がった。自殺に追い込まれた漁民も少なくない。漁業によって成り立っていた地域社会は破壊された。被害はもはや極限状態まで来ている。宝の海・有明海の再生は、文字通りの急務であると言わなければならない。

以上

## 決議

# 国の開門義務不履行に抗議する

昨日をもって福岡高裁確定判決が命じた開門義務の履行期限が経過し、国が確定判決を守らないという憲政史上前代未聞の事態が生じた。三権分立という民主的国家体制の基本原則を踏みにじる国の暴挙に断固抗議する。

2010年12月に確定した福岡高裁開門判決は、長く不漁に苦しむ有明海漁民にとって、かけがえのない希望の光である。有明海異変の主犯である干拓事業を不問に付したエセ再生事業に、有明海再生の未来はない。それは、有明海漁業の深刻な実態が、何よりも雄弁に物語っている。開門と開門調査なくして真の有明海再生・宝の海復活はありえない。

ところが国は、この間、確定判決を敵視し、干拓事業による漁業被害を認めようとせず、地元との合意を口実に開門義務の履行をサボタージュしてきた。そして、いままた、開門阻止仮処分を盾にとって開門義務の不履行を正当化しようとしている。

しかしながら、開門阻止仮処分は、開門確定判決と矛盾するものでも、開門確定判決の不履行を正当化するものでもない。開門阻止仮処分が開門による被害発生の根拠としているのは事前準備の不備である。開門確定判決が命じた事前準備を国が誠実に履行しさえすれば、開門阻止仮処分の根拠は失われる。また、開門阻止仮処分は、開門確定判決が指摘した干拓事業による漁業被害を国が無視したことの結果でもある。開門阻止仮処分を導き出し、見かけ上の義務の衝突を演出したのは国に他ならない。

国は直ちに開門確定判決を敵視する姿勢を改め、開門阻止仮処分の異議手続に真摯に対応すべきである。

そもそも、開門に対する地元の不安を煽ってきたのは、防災も農業用水の確保も干拓事業なしにはあり得ないと虚偽宣伝を重ねてきた国であった。

開門義務の確実な履行と科学的な開門調査の実施による漁業被害の解消、開門への不安を払拭する事前準備の実施、より根本的には干拓事業に頼らない本来の防災対策、毒性のアオコが異常繁殖するような調整池の水ではない安全・安心の農業用水の確保、これらは、いずれも両立可能な重要課題である。国が農・魚・防災共存の積極的な方針を打ち出せば、地元との合意は可能である。

わたしたちは、国が開門確定判決敵視の姿勢を改め、農・魚・防災共存の開門を実現するまで、全力を挙げる決意である。

2013年12月21日

諫早湾開門確定判決「不履行」抗議集会  
参加者一同

## 諫早湾干拓排水門の開放に関する声明

2010年12月、福岡高等裁判所は、国営諫早湾干拓事業の潮受堤防南北両排水門を判決確定から3年以内に開放することを命じる判決を下した。国はこの判決を受け入れ、2013年12月20日までに潮受け堤防南北各排水門を開放する法的義務を負うに至った。

福岡高裁開門判決及び国の上告断念の決断は、長年の漁業被害に苦しむ有明海の漁業者はもちろん、諫早湾干拓事業への公金支出に反対してきた長崎県民、また、公共事業による環境破壊に苦しめられてきた全国の公害環境問題の被害者、全国公害弁護団連絡会議をはじめとする公害環境問題に取り組んできた団体らに歓迎をもって受け入れられた。われわれは、長年にわたる諫早湾干拓事業をめぐる諍いに終止符が打たれると期待した。

しかし、福岡高裁判決に基づく開門義務の履行期限である2013年12月20日を迎えたが、国は、開門を実施しなかった。

開門義務を履行できなかった原因は国にある。国は、福岡高裁判決を受け入れた後も、有明海の漁業被害を認めず、そのため、開門が持つ意義を長崎県や諫早湾干拓地及び周辺地域の営農者に理解させることができなかった。その上、国は、3年もの期間を与えられていながら、農業者らに対する被害防止対策を怠ってきた。その結果、開門によって農業に被害が出るかもしれないとの農業者らの不安感を払しょくできず、農業者と漁業者との対立を招くに至った。

国が、確定判決に基づく義務を履行しないというのは、法治国家として断じて許されるものではない。

この間にも、有明海の漁業者は、漁業被害に苦しんでいる。有明海の再生に向けた潮受堤防の開放は急務である。

国は、確定判決に基づく義務を履行できなかった事実を真摯に反省するとともに、今も続いている諫早湾干拓事業による有明海の漁業被害を認め、一日も早い開門の実現に向けてあらゆる手段を講ずべきである。

2013年（平成25年）12月21日

全国公害弁護団連絡会議

## 【七】2013年度 活 動 日 誌

公害弁連をめぐる動き	
2013	
3.23	公害弁連第42回総会
3.26	第2次新横田基地騒音公害訴訟提訴
4. 2	薬害イレッサ訴訟、最高裁が国に対する上告却下の不当決定
4.12	薬害イレッサ訴訟、最高裁が企業に対する上告棄却の不当判決
4.13	公害総行動実行委員会プレ企画
4.17	泉南アスベスト最高裁要請参加
4.19	原発と人権ネット事務局会議
5.17	公害総行動事務局会議
6.6～7	公害総行動
6. 7	公害弁連幹事会
6.19	原発と人権ネット事務局会議
6.20	ノーモアミナマタ第2次国賠訴訟提訴
6.22	公害弁連・原発被害訴訟弁護団合同会議（4回）
7.17	原発と人権ネット集会参加
7.25	原発と人権ネット事務局会議
7.31	東京大気・都庁前座り込み参加
8.19	原発と人権実行委員会
8.28	泉南アスベスト集会参加
9. 2	原発と人権実行委員会
9.14	公害弁連・原発被害訴訟弁護団合同会議（5回）
9.20	公害総行動実行委員会
10.15	原発と人権実行委員会
11.2～3	福島現地調査参加
11. 5	原発と人権実行委員会
11. 7	公害弁連幹事会 泉南アスベスト集会
11.15	公害総行動事務局会議
12.1～2	公害総行動合宿
12. 3	公害弁連・原発被害訴訟弁護団合同会議（6回） 泉南アスベスト院内集会
12. 6	有明訴訟院内集会
12.24	有明訴訟、佐賀地裁に間接強制申立
12.25	泉南アスベスト第2陣大阪高裁勝訴判決
2014	
1.6～7	泉南アスベスト判決行動
1.10	公害弁連幹事会 公害旗びらき 原発と人権実行委員会
2. 3	原発と人権実行委員会
2.26	公害弁連・原発被害訴訟弁護団合同会議（7回）
3.30	公害弁連第43回総会

# 【八】公害弁連歴代人事一覽

決定總會	代表委員		幹事長	副幹事長	事務局長	事務局次長		
第1回 1972 (東京)	正力喜之助 (在病)	北村利弥 (四日市公害)	渡辺喜八 (新潟水俣病)	近藤忠孝 (在病)	豊田 誠 (在病)			
第2回 1973 (大阪)	正力喜之助	北村利弥	渡辺喜八	近藤忠孝	豊田 誠			
第3回 1974 (名古屋)	正力喜之助		渡辺喜八	坂東克彦 (新潟水俣病)	豊田 誠			
第4回 1975 (横浜)	正力喜之助	東 敏雄 (熊本水俣病)	山本正男 (名古屋新幹線)	木村保男 (大阪國際空港)	豊田 誠			
第5回 1976 (北九州)	正力喜之助	東 敏雄	山本正男	木村保男	豊田 誠	篠原義仁 (川崎-安中)	林 光佑 (新幹線)	石橋一晃 (空港-在病)
第6回 1977 (東京)	正力喜之助	東 敏雄	山本正男	野呂 汎 (四日市公害 新幹線公害)	豊田 誠	長谷川正浩 (新幹線)	白川博清 (東京スモン)	犀川季久 (安中)
第7回 1978 (東京)	正力喜之助	東 敏雄	山本正男	野呂 汎	豊田 誠	長谷川正浩	白川博清	犀川季久
第8回 1979 (東京)	正力喜之助	東 敏雄	山本正男	野呂 汎	久保井一匡 (大阪空港) 井関和彦 (西淀川)	長谷川正浩	白川博清	峯田勝次 (西淀川)
第9回 1980 (川崎)	山本正男	内田茂雄	梨木作次郎	豊田 誠	水野武夫 井関和彦 石橋一晃 (北陸スモン)	長谷川正浩	白川博清	中村雅人 中村雅人
第10回 1981 (北九州)	山本正男	内田茂雄	梨木作次郎	豊田 誠	水野武夫 篠原義仁 石橋一晃	長谷川正浩	白川博清	中村雅人 中村雅人

決定総会	代表委員		幹事長	副幹事長	事務局長	事務局次長					
第11回 1982 (東京)	山本正男	内田茂雄	豊田 誠	石川康之 (名古屋新幹線)	篠原義仁 石橋一晃	鈴木堯博	長谷川正浩	白川博清	峯田勝次	中村雅人	中本源太郎 (東北新幹線)
第12回 1983 (千葉)	山本正男	内田茂雄	豊田 誠	石川康之	篠原義仁 石橋一晃 吉野高幸	鈴木堯博	長谷川正浩	白川博清	峯田勝次	中村雅人	中本源太郎
第13回 1984 (大阪)	山本正男	内田茂雄	豊田 誠	石川康之	篠原義仁 高橋 勲	鈴木堯博	長谷川正浩	白川博清	峯田勝次	中村雅人	中本源太郎
第14回 1985 (東京)	山本正男	内田茂雄	高田新太郎 (安中)	石川康之	篠原義仁 高橋 勲	鈴木堯博	長谷川正浩	白川博清	早川光俊 (西淀川)	中村雅人	中本源太郎
第15回 1986 (千葉)	山本正男	内田茂雄	高田新太郎	石川康之	篠原義仁 高橋 勲	鈴木堯博	長谷川正浩	白川博清	早川光俊	中村雅人	鈴木 守 (千葉川鉄)
第16回 1987 (千葉)	山本正男	内田茂雄	高田新太郎	石川康之	篠原義仁 高橋 勲	白川博清	鈴木 守	早川光俊	中村雅人	管野兼吉	
第17回 1988 (大阪)	内田茂雄	梨木作次郎	高橋 勲 (千葉川鉄)	石川康之	篠原義仁	白川博清	鈴木 守	早川光俊	中村雅人	管野兼吉	
第18回 1989 (神戸)	内田茂雄	梨木作次郎	高橋 勲	石川康之	篠原義仁	白川博清	鈴木 守	早川光俊	管野兼吉	関島保雄	
第19回 1990 (熊本)	内田茂雄	梨木作次郎	井関和彦 (西淀川)	篠原義仁 中島 晃 白川博清	石橋一晃 吉野高幸 鈴木堯博	鈴木 守	早川光俊	管野兼吉	関島保雄	板井 優	
第20回 1991 (東京)	内田茂雄	梨木作次郎	井関和彦	篠原義仁 中島 晃 白川博清	石橋一晃 吉野高幸 鈴木堯博	鈴木 守	早川光俊	管野兼吉	関島保雄	板井 優	

決定総会	代表委員				幹事長	副幹事長			事務局長	事務局次長				
第21回 1992 (大阪)	内田茂雄	梨木作次郎	斉藤一好	矢島惣平	井関和彦 (西淀川)	篠原義仁 中島 晃 白川博清	石橋一晃 馬奈木昭雄	吉野高幸 鈴木堯博	鈴木 守	早川光俊	宮田 学	関島保雄	板井 優	
第22回 1993 (川崎)	内田茂雄	斉藤一好	矢島惣平	矢島惣平	井関和彦 (西淀川)	篠原義仁 中島 晃 白川博清	石橋一晃 馬奈木昭雄	吉野高幸 鈴木堯博	鈴木 守	早川光俊	宮田 学	関島保雄	板井 優	
第23回 1994 (岡山)	内田茂雄	斉藤一好	矢島惣平	花田啓一	中島 晃 (京都水保)	篠原義仁 吉野高幸 馬奈木昭雄	鈴木堯博 白川博清 鈴木 守	関島保雄 尾藤廣喜	板井 優	早川光俊	宮田 学	村松昭夫	白井 劍 森 徳和	
第24回 1995 (大阪)	内田茂雄	斉藤一好	矢島惣平	花田啓一	中島 晃 (京都水保)	篠原義仁 吉野高幸 馬奈木昭雄	鈴木堯博 白川博清 鈴木 守	関島保雄 尾藤廣喜	板井 優	早川光俊	宮田 学	村松昭夫	白井 劍 森 徳和	
第25回 1996 (熊本)	内田茂雄	斉藤一好	矢島惣平	花田啓一	中島 晃 (京都水保)	篠原義仁 吉野高幸 馬奈木昭雄	鈴木堯博 白川博清 鈴木 守	関島保雄 尾藤廣喜	板井 優	早川光俊	宮田 学	松野信夫 籠橋隆明	白井 劍 森 徳和	中杉喜代司 原希世巳
第26回 1997 (東京)	内田茂雄	斉藤一好	花田 啓一	加藤 満生	篠原義仁	吉野高幸 馬奈木昭雄 尾藤廣喜	鈴木堯博 鈴木 守 板井 優	白川博清 関島保雄	村松昭夫	早川光俊	宮田 学	松野信夫 籠橋隆明	白井 劍 森 徳和	中杉喜代司 原希世巳
第27回 1998 (神戸)	内田茂雄	斉藤一好	花田 啓一	加藤 満生	篠原義仁	吉野高幸 馬奈木昭雄 尾藤廣喜	鈴木堯博 鈴木 守 板井 優	白川博清 関島保雄	村松昭夫	早川光俊	宮田 学	松野信夫 籠橋隆明	白井 劍 森 徳和	中杉喜代司 原希世巳
第28回 1999 (名古屋)	内田茂雄	斉藤一好	花田 啓一	加藤 満生	篠原義仁	吉野高幸 馬奈木昭雄 尾藤廣喜	鈴木堯博 鈴木 守 板井 優	白川博清 関島保雄	村松昭夫	早川光俊	宮田 学	松野信夫 籠橋隆明	白井 劍 森 徳和	中杉喜代司 原希世巳
第29回 2000 (名古屋)	内田茂雄	斉藤一好	花田 啓一	榎本 信行	篠原義仁	吉野高幸 馬奈木昭雄 尾藤廣喜	鈴木堯博 鈴木 守 板井 優	白川博清 関島保雄	村松昭夫	早川光俊	宮田 学	松野信夫 籠橋隆明	白井 劍 森 徳和	中杉喜代司 原希世巳
第30回 2001 (東京八王子)	内田茂雄	斉藤一好	花田 啓一	榎本 信行	馬奈木昭雄	吉野高幸 鈴木 守 板井 優	鈴木堯博 関島保雄 村松昭夫	白川博清 尾藤廣喜 早川光俊	西村隆雄	宮田 学	白井 劍 中杉喜代司 加納 高橋	森 徳和 原希世巳 大江京子	松野信夫 久保博道 岩井羊一	
第31回 2002 (東京)	内田茂雄	斉藤一好	花田 啓一	榎本 信行	馬奈木昭雄	吉野高幸 鈴木 守 板井 優	鈴木堯博 関島保雄 村松昭夫	白川博清 尾藤廣喜 早川光俊	西村隆雄	宮田 学	白井 劍 中杉喜代司 加納 高橋	森 徳和 原希世巳 大江京子	松野信夫 久保博道 岩井羊一	

決定総会	顧問	代表委員	幹事長	副幹事長	事務局長	事務局次長	事務局長				
第32回 2003 (人吉)	内田茂雄 斉藤一好 千場茂勝	花田啓一 近藤忠孝 加藤満生 豊田 誠	榎本信行 中島 晃 馬奈木昭雄 吉野高幸	榎 優 板井 優	鈴木堯博 関高保雄 早川光俊	白川博清 尾藤廣喜 高木健康	守 鈴木 村松昭夫	宮田 学 籠橋隆明 山本 孝 松浦信平	白井 劍 中杉喜代司 加納 力 高橋 徹	森 徳和 原希世巳 大江京子	松野信夫 久保博道 岩井羊一
第33回 2004 (熊本)	内田茂雄 斉藤一好 千場茂勝	花田啓一 豊田 誠 馬奈木昭雄	近藤忠孝 榎本信行 吉野高幸	榎 優 板井 優	鈴木堯博 関高保雄 早川光俊	白川博清 尾藤廣喜 高木健康	守 鈴木 村松昭夫	白井 劍 森 徳和 籠橋隆明	中杉喜代司 原希世巳 久保博道	加納 力 大江京子 岩井羊一	高橋 徹 松浦信平 後藤富和
第34回 2005 (東京)	内田茂雄 斉藤一好 千場茂勝	花田啓一 豊田 誠 馬奈木昭雄	近藤忠孝 榎本信行 吉野高幸	関島保雄	鈴木堯博 尾藤廣喜 高木健康	白川博清 村松昭夫	守 鈴木 早川光俊	白井 劍 森 徳和 籠橋隆明 松尾文彦	中杉喜代司 原希世巳 久保博道	加納 力 大江京子 岩井羊一	高橋 徹 松浦信平 後藤富和
第35回 2006 (大阪)	斉藤一好 千場茂勝	花田啓一 豊田 誠 馬奈木昭雄	近藤忠孝 榎本信行 吉野高幸	関島保雄	鈴木堯博 尾藤廣喜 高木健康	白川博清 村松昭夫 西村隆雄	守 鈴木 早川光俊	白井 劍 加納 力 後藤富和	森 徳和 大江京子 高戸圭輔	岩井羊一 高橋 徹 板井俊介	松浦信平 松尾文彦
第36回 2007 (東京)	斉藤一好 千場茂勝	花田啓一 豊田 誠 馬奈木昭雄	近藤忠孝 榎本信行 吉野高幸	関島保雄	鈴木堯博 尾藤廣喜 高木健康	白川博清 村松昭夫 西村隆雄	守 鈴木 早川光俊 宮田 学	白井 劍 加納 力 後藤富和	森 徳和 大江京子 高戸圭輔	岩井羊一 高橋 徹 板井俊介	松浦信平 松尾文彦
第37回 2008 (諫早)	千場茂勝 花田啓一	近藤忠孝 榎本信行 吉野高幸	加藤満生 中島 晃 篠原義仁	村松昭夫	白川博清 早川光俊 宮田 学	鈴木 守 高木健康	尾藤廣喜 西村隆雄	阿部哲二 加納 力 後藤富和	白井 劍 大江京子 高戸圭輔	森 徳和 高橋 徹 板井俊介	松浦信平 松尾文彦 中村輝久
第38回 2009 (東京)	千場茂勝 花田啓一	近藤忠孝 榎本信行 吉野高幸	加藤満生 中島 晃 篠原義仁	村松昭夫	白川博清 早川光俊 宮田 学	鈴木 守 高木健康	尾藤廣喜 西村隆雄	阿部哲二 加納 力 高戸圭輔	白井 劍 伊藤明子 板井俊介	森 徳和 松尾文彦 中村輝久	松浦信平 後藤富和 吉岡孝太郎
第39回 2010 (沖縄)	千場茂勝 花田啓一	加藤満生 中島 晃 篠原義仁	榎本信行 吉野高幸	村松昭夫	白川博清 早川光俊 宮田 学	鈴木 守 高木健康	尾藤廣喜 西村隆雄 原希世巳	阿部哲二 加納 力 高戸圭輔	白井 劍 伊藤明子 板井俊介	森 徳和 松尾文彦 中村輝久	松浦信平 後藤富和 吉岡孝太郎
第40回 2011 (東京)	千場茂勝 花田啓一 加藤満生	近藤忠孝 中島 晃 篠原義仁	榎本信行 吉野高幸	村松昭夫	白川博清 早川光俊 宮田 学	鈴木 守 高木健康 原希世巳	尾藤廣喜 西村隆雄 中杉喜代司	白井 劍 伊藤明子 中村輝久 橋澤加世	森 徳和 松尾文彦 吉岡孝太郎	松浦信平 後藤富和 津田二郎	加納 力 板井俊介 長瀬信明
第41回 2012 (東京)	千場茂勝 花田啓一 加藤満生 近藤忠孝 豊田 誠 榎本信行	中島 晃 吉野高幸 鈴木堯博 関島保雄	馬奈木昭雄 篠原義仁 榎 優 板井 優	村松昭夫	白川博清 早川光俊 宮田 学 南雲芳夫	鈴木 守 高木健康 原希世巳 森 徳和 尾崎俊之	尾藤廣喜 西村隆雄 中杉喜代司 広田次男	松浦信平 後藤富和 津田二郎 馬奈木敬太郎	加納 力 板井俊介 長瀬信明	伊藤明子 中村輝久 橋澤加世	松尾文彦 吉岡孝太郎 中川素充

決定総会	顧問	代表委員	幹事長	幹事	事務局長	事務局次長	
第42回 2013 (東京)	千場茂勝 花田啓一 加藤満生 近藤忠孝 豊田誠 榎本信行	中島晃 馬奈木昭雄 吉野高幸 篠原義仁	村松昭夫	白川博清 早川光俊 高木健康 西村隆雄 宮田学	阿部哲二	松浦信平 加納力 伊藤明子 後藤富和 板井俊介	中村輝久 吉岡孝太郎 津田二郎 長瀬信明 橋澤加世
		鈴木聡博 板井優 関島保雄		原希世巳 中杉喜代司 白井劍 森徳和 松尾文彦		馬奈木徹太郎 秋元理匡 深井剛志	

## 【九】公 害 弁 連 規 約

1. (名 称) 本会は全国公害弁護団連絡会議(略称、公害弁連)といい、事務局を東京都におく。
2. (組 織) 本会は公害根絶のために活動している弁護団(調査団を含む)により組織する。
3. (目 的) 本会は公害弁護団の自主性を尊重し、公害訴訟、公害調査その他公害をなくすために必要な理論的実践的諸問題を法律家の立場から相互に研究し、且つ、必要に応じ支援協力することを目的とする。
4. (運 営)
  - (1) 本会は総会を年 1 回開催し、人事財政等運営上の重要事項を協議する。
  - (2) 本会は前記の目的を達するため必要に応じ連絡会議を開催する。
5. (役 員)
  - (1) 本会は顧問、代表委員若干名および各弁護団より幹事 1 名を選出する。
  - (2) 幹事会の互選により幹事長 1 名を選出する。
  - (3) 事務局として、事務局長および事務局員若干名をおく。
6. (財 政) 本会の財政は会費その他の寄付金による。  
会費は、各弁護団あたり年 1 口(10,000 円)以上とする。
7. 本会の規約改正は総会の決議により行う。